

(仮称) 都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線  
(山崎川～天白川間連続立体交差)

## 計画段階環境配慮書

(鉄道の建設)

平成30年12月

名古屋市



## はじめに

本計画段階環境配慮書は、「名古屋市環境影響評価条例」(平成 10 年名古屋市条例第 40 号)に基づき、事業計画の立案の段階から、事業による重大な環境影響の回避・低減のため、対象事業に係る計画段階配慮事項を検討し、結果をとりまとめたものである。

## <略称>

以下に示す名称等については、略称を用いた。

名称、法律等	略称
都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線	名鉄名古屋本線
近畿日本鉄道	近鉄
東海旅客鉄道	JR
(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)	本事業
地域特性を把握する範囲	調査地域
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)	名古屋市環境保全条例
「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく、大気汚染に係る環境上の条件について市民の生活を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値	環境目標値
事業実施想定区域及びその周辺の環境に影響を及ぼすおそれがある行為・要因	影響要因
「在来鉄道騒音の予測評価手法について」(騒音制御 vol.20 No.3 1996.6、森藤 他)	在来鉄道騒音の予測式

(仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)  
計画段階環境配慮書  
(鉄道の建設)

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1-1	(1)
第2章 対象事業の名称、目的及び内容	2-1	(2)
2-1 対象事業の名称及び種類	2-1	(2)
2-2 対象事業の目的・経緯	2-1	(2)
2-2-1 目的	2-1	(2)
2-2-2 経緯	2-1	(2)
2-2-3 複数案検討の経緯	2-1	(2)
2-3 対象事業の内容	2-3	(4)
2-3-1 事業実施想定区域の位置	2-3	(4)
2-3-2 事業規模	2-3	(4)
2-3-3 事業計画の概要	2-3	(4)
第3章 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況	3-1-1	(11)
3-1 自然的状況	3-1-4	(14)
3-1-1 地形・地質等の状況	3-1-4	(14)
3-1-2 水環境の状況	3-1-10	(20)
3-1-3 大気環境の状況	3-1-16	(26)
3-1-4 動植物、生態系及び緑地の状況	3-1-35	(45)
3-1-5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-1-54	(64)
3-2 社会的状況	3-2-1	(68)
3-2-1 人口及び産業の状況	3-2-1	(68)
3-2-2 土地利用の状況	3-2-5	(72)
3-2-3 水域利用の状況	3-2-11	(78)
3-2-4 交通の状況	3-2-11	(78)
3-2-5 地域社会等の状況	3-2-17	(84)
3-2-6 関係法令の指定・規制等	3-2-23	(90)
3-2-7 環境保全に関する計画等	3-2-49	(116)
第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法	4-1	(123)
4-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	4-1	(123)
4-2 計画段階配慮事項の抽出	4-2	(124)
4-3 調査、予測及び評価の手法	4-4	(126)
4-3-1 大気質	4-4	(126)
4-3-2 騒音	4-5	(127)
4-3-3 振動	4-5	(127)
4-3-4 日照阻害	4-6	(128)
4-3-5 電波障害	4-6	(128)
4-3-6 地域分断	4-7	(129)
4-3-7 安全性	4-7	(129)
4-3-8 景観	4-8	(130)
4-3-9 温室効果ガス等	4-8	(130)

第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	5-1-1	(131)
5-1 大気質	5-1-1	(131)
5-1-1 調査	5-1-1	(131)
5-1-2 予測	5-1-5	(135)
5-1-3 評価	5-1-6	(136)
5-2 騒音	5-2-1	(139)
5-2-1 調査	5-2-1	(139)
5-2-2 予測	5-2-3	(141)
5-2-3 評価	5-2-4	(142)
5-3 振動	5-3-1	(143)
5-3-1 調査	5-3-1	(143)
5-3-2 予測	5-3-4	(146)
5-3-3 評価	5-3-4	(146)
5-4 日照障害	5-4-1	(147)
5-4-1 調査	5-4-1	(147)
5-4-2 予測	5-4-3	(149)
5-4-3 評価	5-4-4	(150)
5-5 電波障害	5-5-1	(153)
5-5-1 調査	5-5-1	(153)
5-5-2 予測	5-5-15	(167)
5-5-3 評価	5-5-20	(172)
5-6 地域分断	5-6-1	(173)
5-6-1 調査	5-6-1	(173)
5-6-2 予測	5-6-14	(186)
5-6-3 評価	5-6-14	(186)
5-7 安全性	5-7-1	(187)
5-7-1 調査	5-7-1	(187)
5-7-2 予測	5-7-1	(187)
5-7-3 評価	5-7-1	(187)
5-8 景観	5-8-1	(189)
5-8-1 調査	5-8-1	(189)
5-8-2 予測	5-8-7	(195)
5-8-3 評価	5-8-15	(203)
5-9 温室効果ガス等	5-9-1	(205)
5-9-1 調査	5-9-1	(205)
5-9-2 予測	5-9-5	(209)
5-9-3 評価	5-9-6	(210)
5-10 総合評価	5-10-1	(213)
第6章 環境配慮方針	6-1	(215)
6-1 事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮	6-1	(215)
6-2 建設作業時を想定した配慮	6-2	(216)
6-3 施設の存在・供用時を想定した配慮	6-3	(217)
用語解説	用-1	(219)

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分1地形図及び2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平30情複、第776号)

上記承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

## 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

事業者名 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

所在地 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

## 第2章 対象事業の名称、目的及び内容

### 2-1 対象事業の名称及び種類

名 称 (仮称)都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線(山崎川～天白川間連続立体交差)  
種 類 鉄道の建設

### 2-2 対象事業の目的・経緯

#### 2-2-1 目的

本事業は、道路と鉄道を連続立体交差化することによって、12カ所の踏切の除却や架道橋の改築を行うことにより、交通の円滑化及び安全性の向上を図るとともに地域分断を解消し、地域の活性化を図るものである。

#### 2-2-2 経緯

名鉄名古屋本線は、豊橋駅を起点に、東岡崎、知立、名鉄名古屋、名鉄一宮の各駅を經由し、名鉄岐阜駅に至る99.8kmの都市間幹線鉄道である。その中の山崎川から天白川の区間は、名古屋市南区内に位置し、比較的本数が少ない平日の日中においても1時間当たり上下28本の列車が走行する運行密度が高い区間である上に、一般市道豊田新屋敷線、主要市道東海橋線、主要県道諸輪名古屋線等の幹線道路5カ所と平面交差しており、上記の3路線との踏切は自動車ボトルネック踏切となっている。また、既に立体交差化している主要市道名古屋環状線は、鉄道との交差点部において6車線から4車線に減少していることから、渋滞発生の要因となっている。さらに、本事業区間では、過去に死傷者を出す踏切事故が発生しており、交通安全の課題もある。また、本事業区間は既存市街地を南北に縦断しているため、地域分断の影響が大きく、市街地の一体化の障害となっている。

名古屋市では、名古屋市基本構想のもとに、長期的展望を持ったまちづくり、さらには都市像の実現に向けた施策、事業を総合的・体系的に示した計画として「名古屋市総合計画2018」を平成26年度に策定した。この総合計画における、めざす都市像の「3. 快適な都市環境と自然が調和するまち」において、道路と鉄道の立体交差化の推進が掲げられており、本事業はそれに該当するものである。

#### 2-2-3 複数案検討の経緯

「環境影響評価技術指針」(平成11年名古屋市告示第127号)では、「事業計画の立案の段階から、環境への配慮を検討し、計画に反映させるために、(中略)事業を実施しない場合(ゼロ・オプション)、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等の様々な要素のうち、事業者において実現可能であり、かつ、環境の保全の観点から検討可能な要素を抽出し、事業計画の複数案を設定する。」としている。本事業を実施しない場合は、他の施策との組み合わせ等によって事業の目的を達成することは難しいことから、以下のとおり事業実施に当たっての複数案について検討した。

本事業では、連続立体交差事業として事業を実施するため、一般的に高架方式、地下方式を取ることができると考えられる。しかし、本事業の前後区間である堀田駅付近と鳴海駅付近が高架線で

あり、本事業区間を地下方式で建設しようとする、途中で地上付近を経由することになる。また、本事業区間は山崎川と天白川に挟まれているため、河川を越えるまでは高架方式とする必要がある。鉄道を地下方式で建設すると、高架方式で建設することに比べ、「騒音」、「日照阻害」、「電波障害」、「景観」についての影響が除去できる。しかし、土壌を掘ったあとに発生する「廃棄物等」の問題、地下水脈への影響（「水質」の問題）が発生することや、供用後の鉄道事業で発生する電力消費の増大（地下駅やトンネル照明等）、それに伴う「温室効果ガス等」の問題が発生するため、環境影響の面で有利とは言えない。

また、連続立体交差事業として事業を行う場合、既存施設の規模を変えないことが原則であり、配置についても前後の区間と接続できる現在線と同じ位置に建設することが現実的である。

よって、事業を実施しない場合（ゼロ・オプション）、事業実施想定区域、施設の規模・配置・構造・形状・施工等について検討した結果、高架方式により連続立体交差事業を実施する案と事業を実施しない案を複数案として設定することとした。

## 2-3 対象事業の内容

### 2-3-1 事業実施想定区域の位置

名古屋市南区呼続二丁目から阿原町地内(図 2-3-1 参照)

### 2-3-2 事業規模

名鉄名古屋本線 南区呼続二丁目から天白川(南区阿原町地内)に至る約 3.9km の区間

### 2-3-3 事業計画の概要

#### (1) 事業計画の概要

##### ア 事業計画の概要

事業計画の概要は表 2-3-1 のとおりである。

また、図 2-3-1 及び図 2-3-2 のとおり、本事業では施行地区を『桜・本笠寺地区』及び『本星崎地区』に分けて、段階的に整備していく予定である。なお、隣接する県道岩崎名古屋線から市道水車呼続町線に至る区間については、山崎川の河積阻害の解消が喫緊の課題であることから、連続立体交差事業以外の手法で先行着手する計画としており、本事業実施想定区域には含まれていない。

表 2-3-1 事業計画の概要

項目	既存施設(連続立体交差化前)	計画施設(連続立体交差化後)
区間	名古屋市南区呼続二丁目～阿原町地内	同左
路線延長	約 3.9km	同左
線路線数	2 線	同左
構造	地上線バラスト道床 (一部架道橋)	高架線バラスト道床または弾性枕木直結軌道
踏切数	12 カ所	無し
交差する幹線道路	以下の幹線道路と立体交差 ・主要市道名古屋環状線 ・一般市道鳴海名古屋港線 以下の幹線道路と平面交差 ・一般市道宮崎通線 ・主要市道東海橋線 ・一般県道緑瑞穂線 ・一般県道笠寺星崎線 ・主要県道諸輪名古屋線	以下の幹線道路と立体交差 ・一般市道宮崎通線 ・主要市道東海橋線 ・一般県道緑瑞穂線 ・主要市道名古屋環状線 ・一般市道鳴海名古屋港線 ・一般県道笠寺星崎線 ・主要県道諸輪名古屋線
駅施設	本笠寺駅 2 面 4 線 桜駅、本星崎駅 2 面 2 線	同左

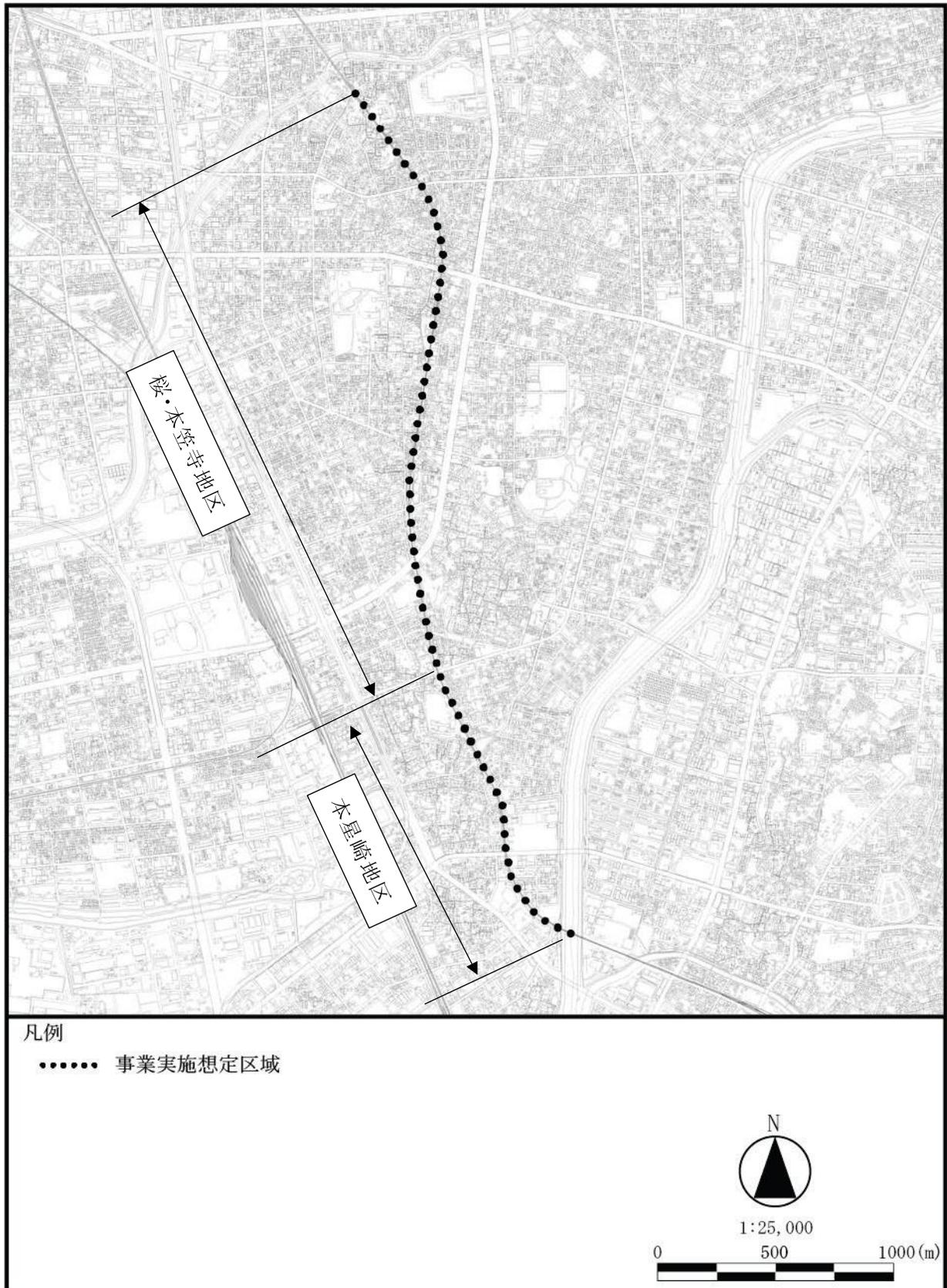


図 2-3-1 事業実施想定区域

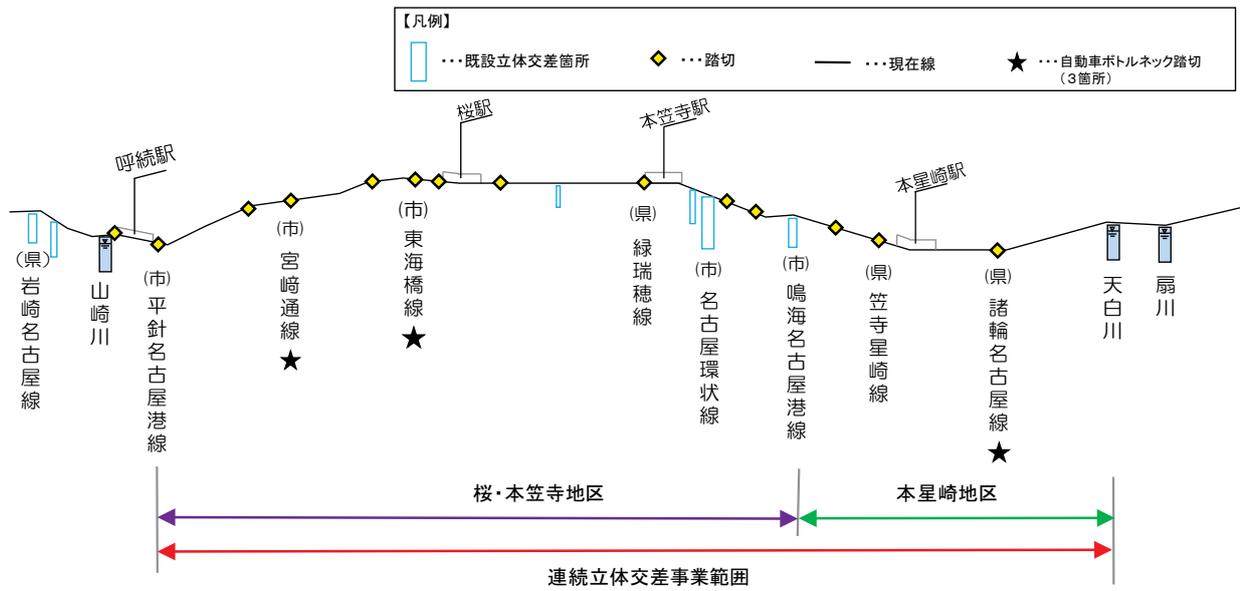


図 2-3-2 事業実施想定区域縦断図

## イ 運行計画の概要

運行計画の概要は表 2-3-2 のとおりである。

表 2-3-2 運行計画の概要

項目	運行計画
運行本数 (堀田駅～鳴海駅間)	1日当たり 580本 1時間当たり 特急8本 急行12本 準急4本 普通8本 合計32本
列車速度	最高110km/時

## ウ 側道計画

沿道地区内の交通処理、災害時の緊急避難路及び供用後の日照阻害や電波障害、騒音・振動対策等として、地域の状況を勘案の上、必要に応じて事業実施想定区域に側道を設置する。

## エ 軌道の計画(複数案の設定)

本事業では、連続立体交差事業として既存鉄道用地に高架橋を建設し、踏切を除却するとともに、安全な交通の確保、高架下の有効利用と駅周辺の整備に伴うまちづくりの促進、地域の分断解消や利便性の向上を図るものである。複数案については、表 2-3-3 のとおり高架方式により連続立体交差事業を実施する案(A案)及び事業を実施しない案(B案)の2案を設定した。

なお、第4章以降では、事業を実施しない案(B案)は現状から変化が無いものとして予測及び評価を行う。

表 2-3-3 複数案の内容

案	内容
A案	高架方式により連続立体交差事業を実施する
B案	事業を実施しない

## (2) 工事实施計画の概要

### ア 工事予定期間

工事予定期間は、本市における直近の連続立体交差事業(名鉄名古屋本線(鳴海駅付近)やJR関西本線・近鉄名古屋線(八田駅付近))において、用地補償から事業完了まで14年～15年を要しているため、本星崎地区ではその工事予定期間で想定している。桜・本笠寺地区の事業開始時期及び工事予定期間は、本星崎地区の事業進捗状況や本市の財政状況等を勘案の上、検討する。

### イ 工事概要

工事は仮線方式を想定する。

仮線方式による工事の進め方を以下の①～⑥及び図 2-3-3 に示す。

- ① 現在線の横に仮線を敷設する。
- ② 現在線 A、B を仮線 A、B に切り替える。
- ③ 現在線 A、B を撤去し、跡地に計画線 A の高架橋を建設する。
- ④ 仮線 A を計画線 A に切り替える。
- ⑤ 仮線 A を撤去し、跡地に計画線 B の高架橋を建設する。
- ⑥ 仮線 B を計画線 B に切り替える。

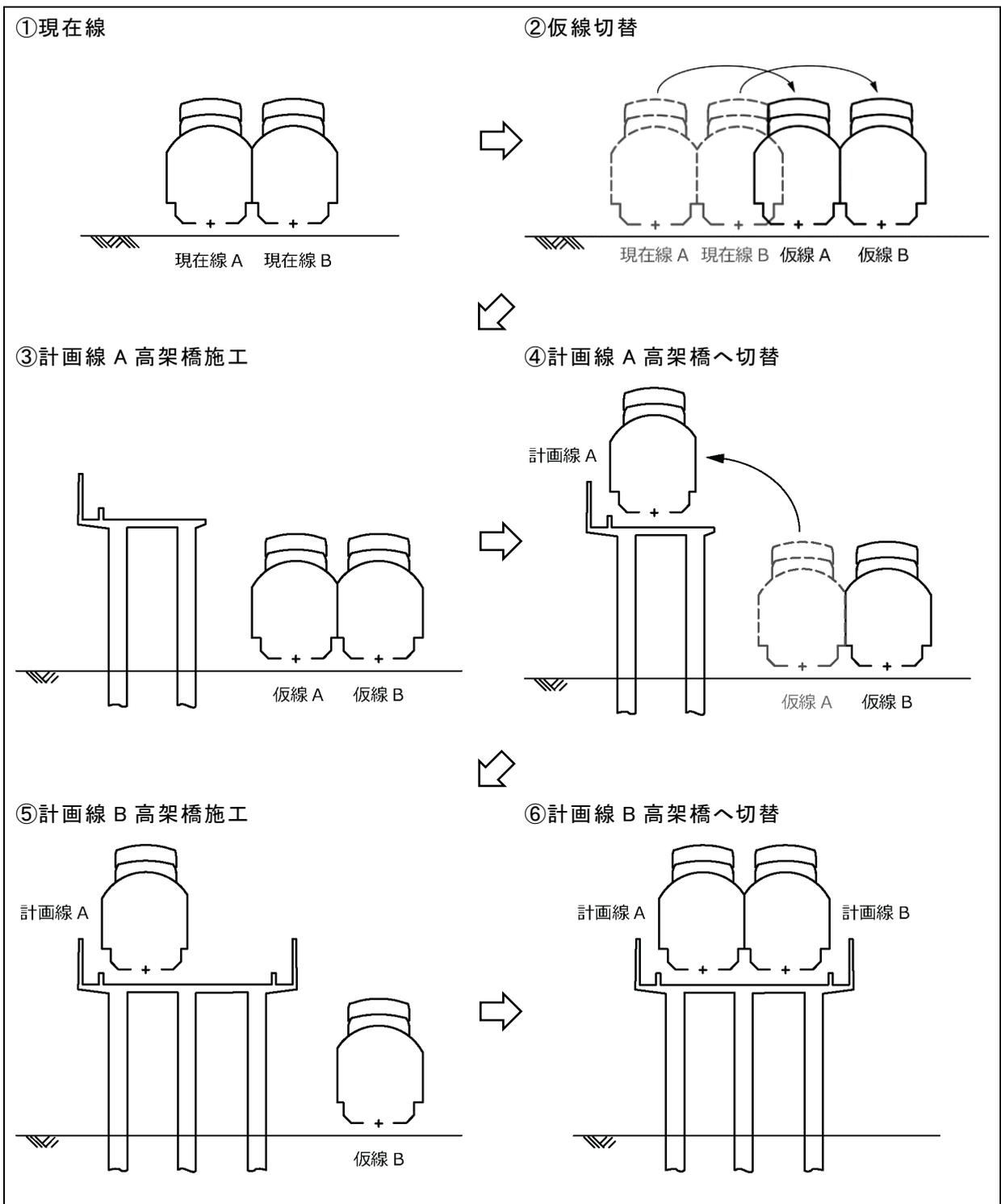


図 2-3-3 仮線方式による工事の進め方



### 第3章 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況

事業実施想定区域は図 3-1(1)のとおり、名古屋市南区に位置し、山崎川と天白川に挟まれた区域である。周辺には JR 東海道本線、JR 東海道新幹線、一般国道 1 号が並行しており、主要市道名古屋環状線、主要市道東海橋線等の主要道路と交差している。

事業実施想定区域の桜、本笠寺、本星崎の各駅はいずれも普通列車のみの停車であるが、朝の混雑時には 8 両編成の普通列車が運行されて、多くの乗客に利用されている。本笠寺駅は笠寺観音の最寄り駅として利用されており、南区役所へも徒歩 10 分圏内に位置している。日本ガイシスポーツプラザへも徒歩 15 分圏内で、スポーツやコンサート、イベントが開催されるときには JR 笠寺駅とともに観客輸送に利用される。また、本星崎駅は愛知県立名南工業高等学校の最寄り駅として多くの通学生に利用されている。

事業実施想定区域及びその周辺地域の概況(地域特性)について文献等により調査した。なお、地域特性は「自然的状況」と「社会的状況」に分けて整理した。

調査地域は表 3-1、図 3-1(2)のとおりである。

その根拠については、本事業の実施により騒音レベルが一定以上変化することが予想される範囲(近接軌道の中心線より 100m 程度)を含む地域とし、地域社会の単位(学区、町丁目界等)及び道路、鉄道の位置を考慮し、設定した。

なお、収集するデータは平成 30 年 8 月末時点で入手できるものを基本とした。

表 3-1 調査地域

区	学区等
南区	菊住学区の一部、桜学区の一部、呼続学区の一部、春日野学区の一部、大磯学区の一部、笠寺学区の一部、星崎学区の一部
緑区	鳴海学区の一部

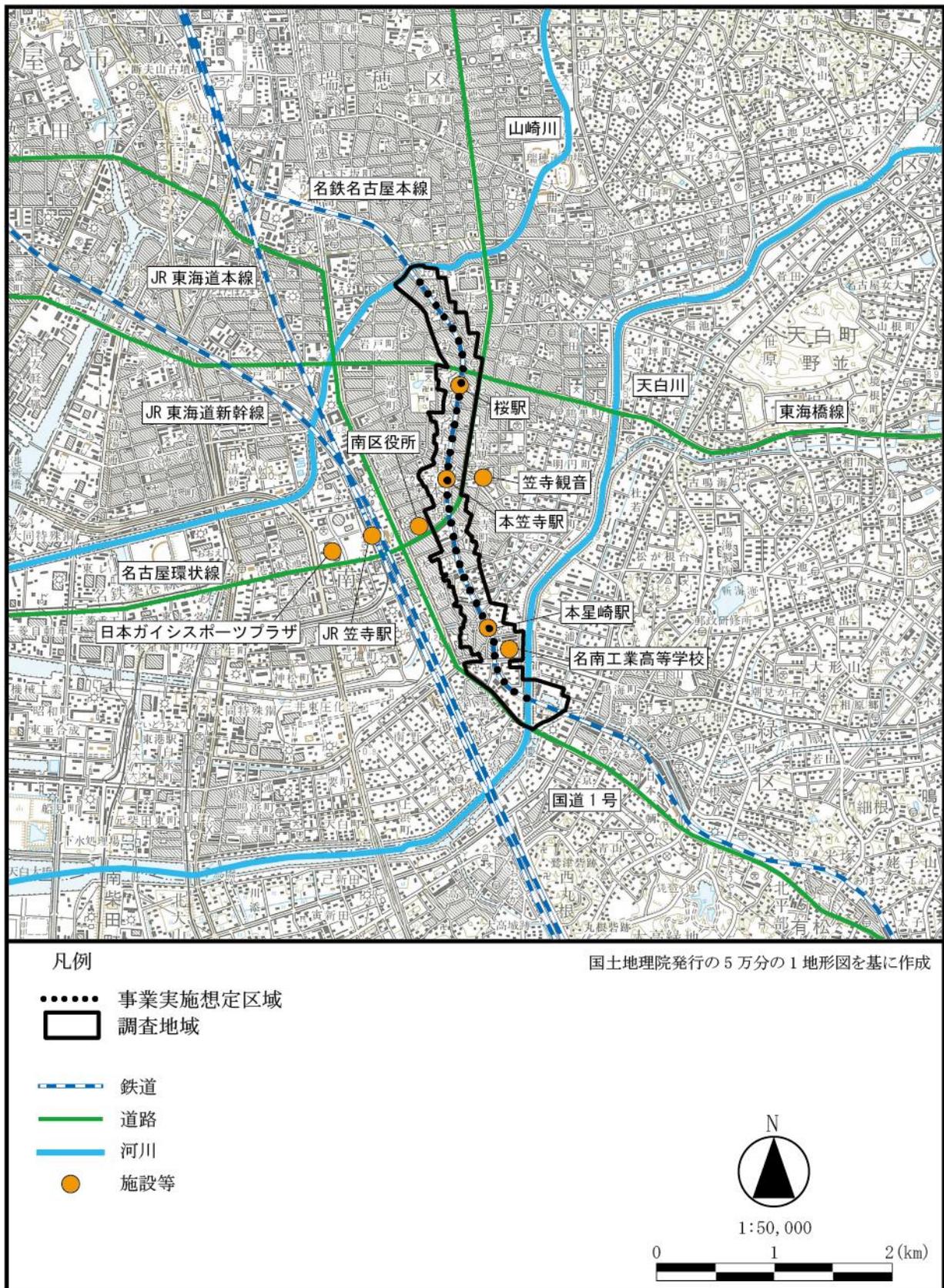


図 3-1(1) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

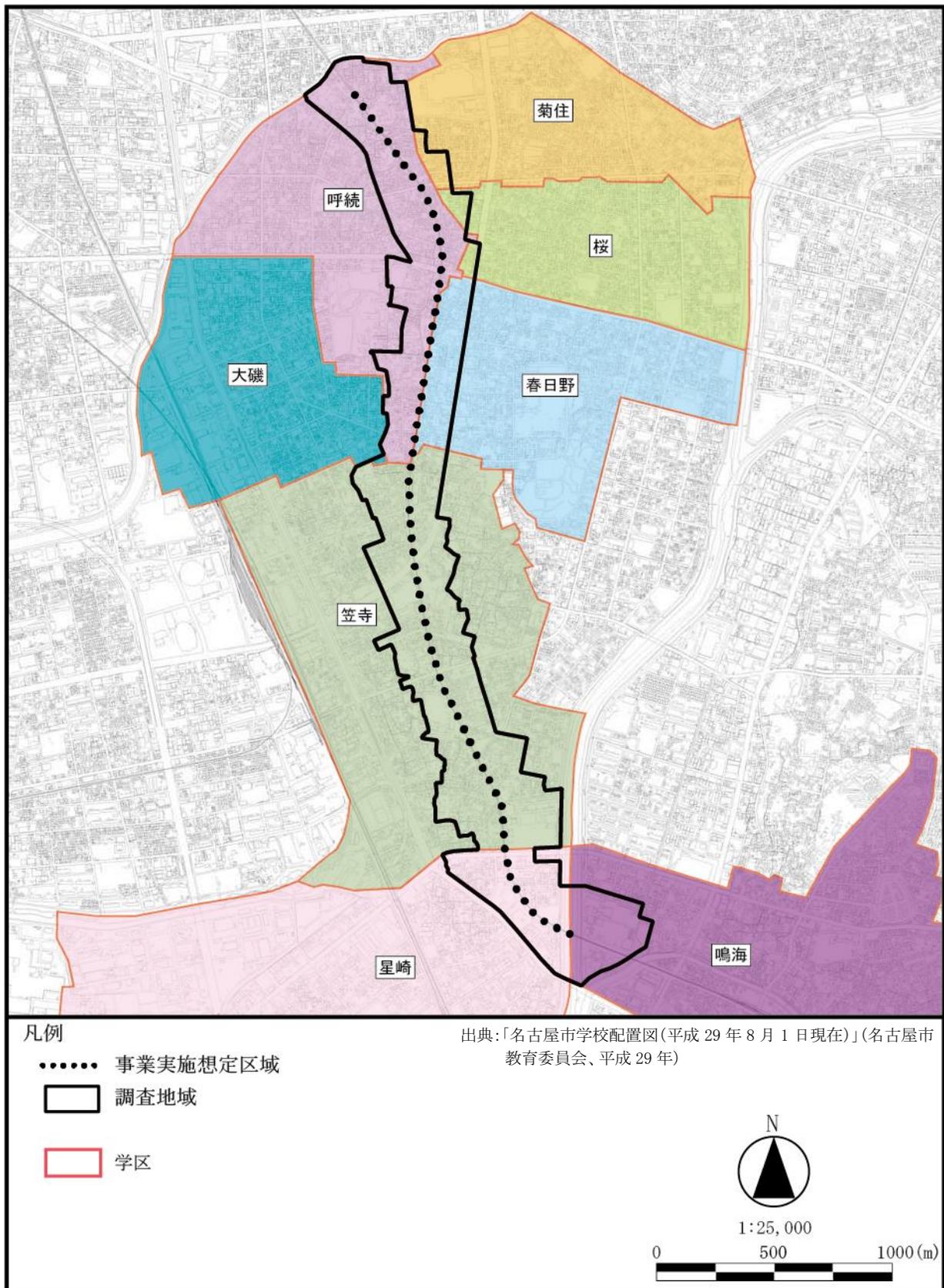


図 3-1(2) 事業実施想定区域及びその周囲の概況

### 3-1 自然的状況

#### 3-1-1 地形・地質等の状況

##### (1) 地形

調査地域周辺における地形の状況は図 3-1-1 のとおりである。

事業実施想定区域は天白川、山崎川にはさまれた地域に位置している。

調査地域周辺では盛土地などの人工改変地が多くを占めており、自然地形は川沿いの自然堤防、砂州・砂堆など沖積平野、やや小高くなっている更新世段丘などが残っている。

なお、事業実施想定区域は、更新世段丘、盛土地などとなっている。

##### (2) 地質

調査地域周辺における地質の状況は図 3-1-2 のとおりである。

天白川、山崎川の周辺等水辺沿いでは主に自然堤防、河道堆積物など沖積層であり、やや小高くなっている場所では更新世の熱田層、八事層などとなっている。

なお、事業実施想定区域は、熱田層、沖積層などとなっている。

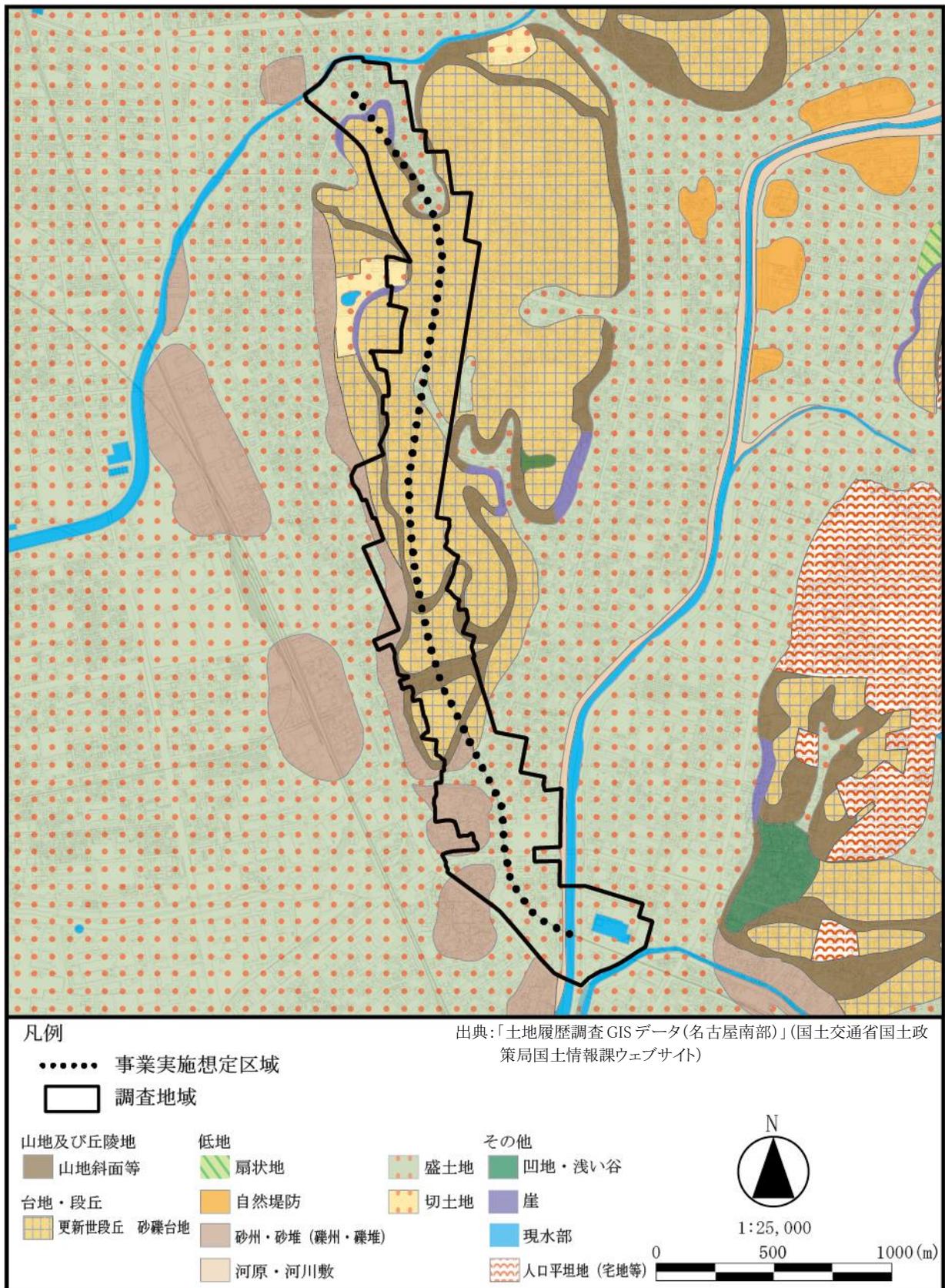


図 3-1-1 地形分類図

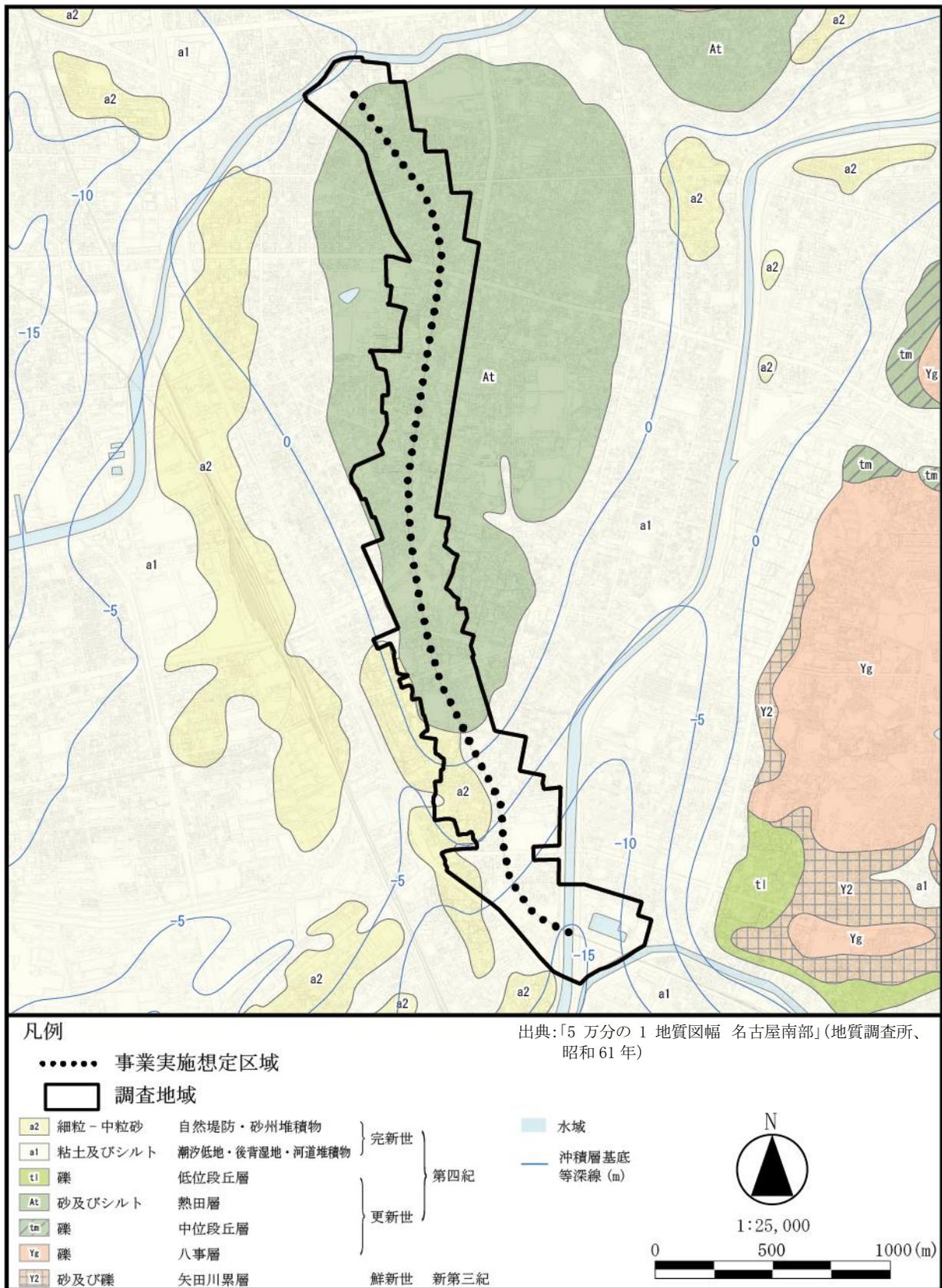


図 3-1-2 表層地質図

(3) 地盤

調査地域周辺における地盤沈下の状況を表 3-1-1、水準点の位置を図 3-1-3 に示す。

平成 28 年度の測量結果では、地盤沈下の目安とされている 1 年間又は 1 年当たりで 1cm 以上沈下した水準点はない。

表 3-1-1 地盤沈下の状況(平成 28 年度)

管理機関	名称	年間沈下量(mm)
国土地理院	173-1	—
名古屋市	N3	4
	N4	4
	N59	—
	N70	3

注) 「—」は出典に記載がないことを示す。プラスの値は隆起していることを示す。

出典:「平成 28 年度濃尾平野地域地盤沈下等量線図」(東海三県地盤沈下調査会、平成 29 年)

(4) 土壌等

調査地域周辺における土壌の状況を図 3-1-4 に示す。

調査地域周辺における土壌は、多くが市街地、人工改変地などであり、自然土壌は台地及び低地土壌に属する灰色低地土壌、細粒灰色低地土壌が一部に分布している。

調査地域において、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域は指定されていない。

また、名古屋市環境保全条例に基づく措置管理区域、拡散防止管理区域はないが、形質変更時届出管理区域が 1 箇所指定されており、概要を表 3-1-2 に示す。

調査地域において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく指定区域はない。

また、土壌に係るダイオキシン類の調査結果を表 3-1-3 に示す。平成 29 年度は南区天白町の千鳥公園で行われており、その結果は 0.017pg-TEQ/g で環境基準(1,000pg-TEQ/g 以下)を達成していた。

表 3-1-2 名古屋市環境保全条例に基づく形質変更時届出管理区域の概要

指定番号	指定日	所在地	面積	分類	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目
菅-115	平成 29 年 10 月 5 日	名古屋市南区笠寺町字松東 58 番 1 の一部並びに前浜通 7 丁目 11 番の一部、12 番の 一部及び 13 番の一部	約 360m <sup>2</sup>	一般 管理 区域	砒素及びその化合物	溶出量基準
					ふっ素及びその化合物	溶出量基準

出典:「名古屋市環境保全条例に基づく区域の指定」(名古屋市ウェブサイト)

表 3-1-3 ダイオキシン類の調査結果

地点名	所在地	調査年月日	調査結果	環境基準
千鳥公園	南区天白町	平成 29 年 7 月 19 日	0.017pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g 以下

出典:「平成 29 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成 30 年)

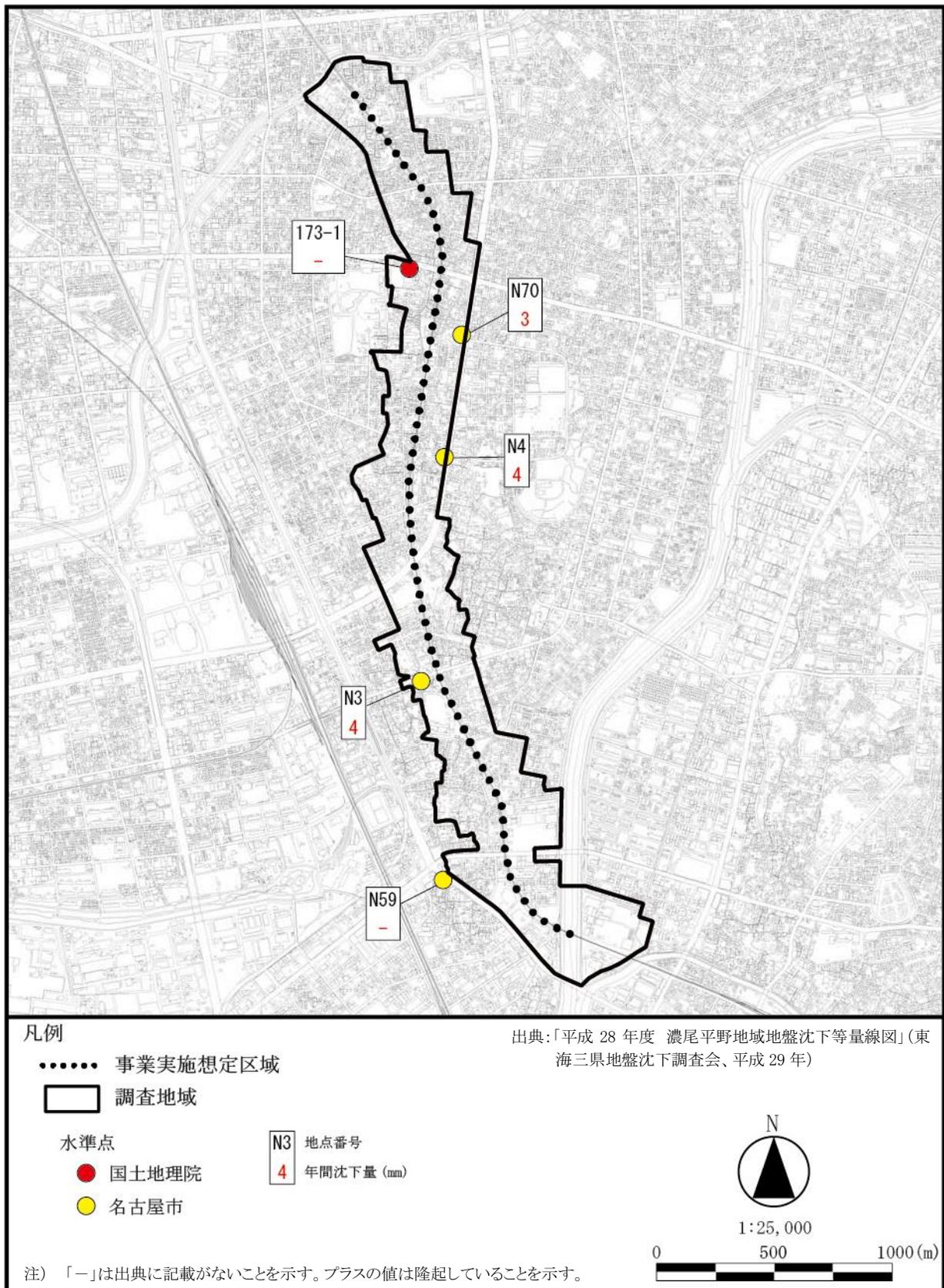


図 3-1-3 水準点の配置状況



図 3-1-4 土壌図

### 3-1-2 水環境の状況

#### (1) 水象

調査地域周辺における主な河川は、2級河川天白川、2級河川山崎川等がある。  
河川の状況を図 3-1-5 に示す。

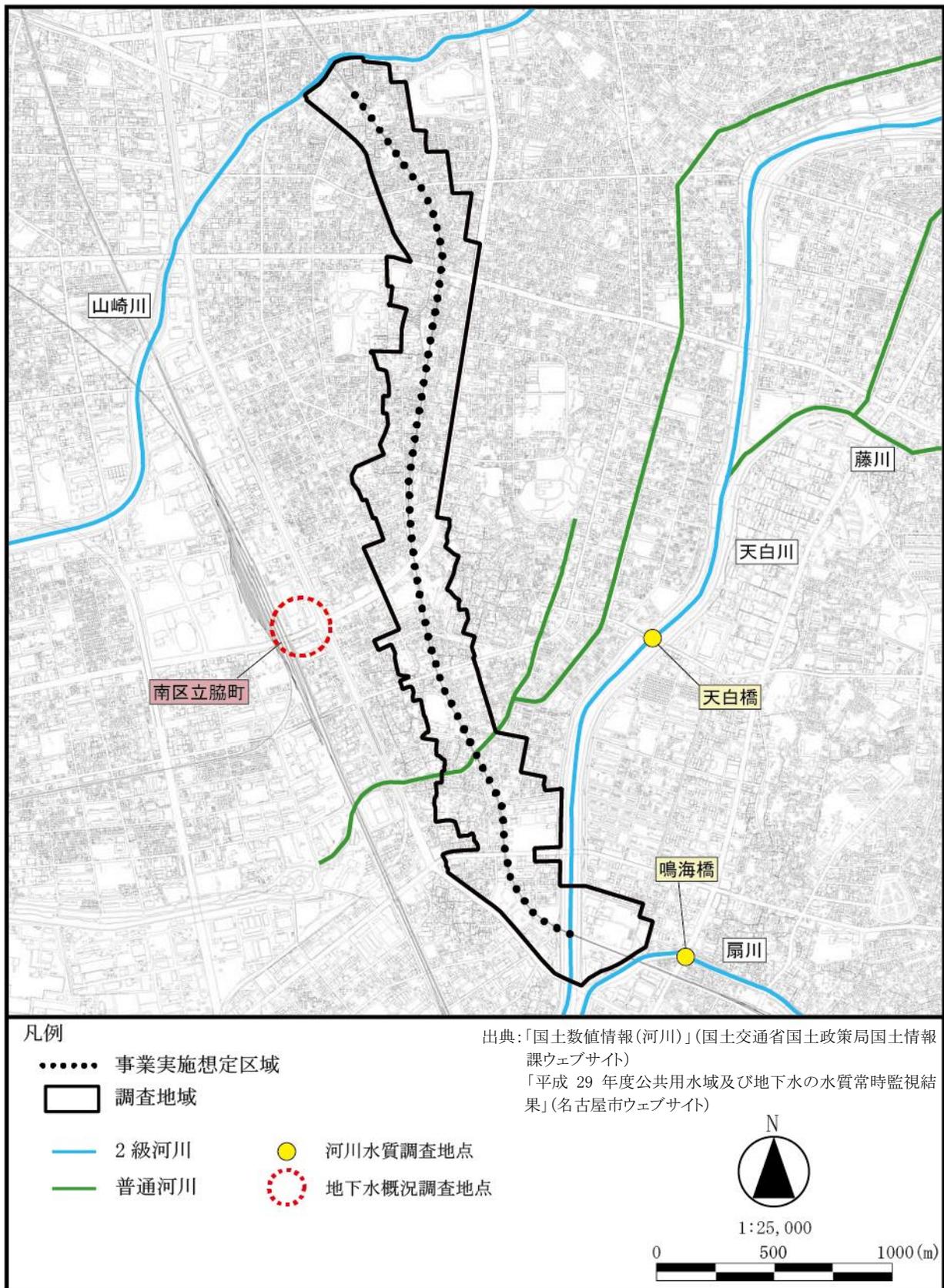


図 3-1-5 河川の状況、水質調査地点

## (2) 水質

### ア 河川

調査地域周辺の公共用水域のうち、河川の水質調査は名古屋市により実施されている。

調査地域周辺における河川の水質調査地点を表 3-1-4 に、位置を図 3-1-5 に示す。

表 3-1-4 河川水質の調査地点

水域名	調査地点		生活環境項目	健康項目	実施者
	水質汚濁防止法に基づく調査地点	名古屋市環境保全条例に基づく調査地点			
天白川	天白橋	—	○	○	名古屋市
扇川	—	鳴海橋	○	○	

注) 1. 平成 29 年度の測定状況である。

2. 「○」は測定している項目、「—」は該当しないことを示す。

3. 調査地域周辺において、山崎川に水質調査地点は存在しない。

出典:「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

### (ア) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目、水質の汚濁に関する項目）

調査地域周辺における生活環境項目（水質の汚濁に関する項目）の調査結果を表 3-1-5 に示す。

天白橋は環境基準 C 類型および環境目標値の地域区分☆☆に指定されており、全ての項目で環境基準及び環境目標値に適合している。鳴海橋は環境目標値の地域区分☆☆☆に指定されており、全ての項目で環境目標値に適合している。

表 3-1-5(1) 生活環境項目（水質の汚濁に関する項目）の河川水質調査結果（平成 29 年度）

項目	調査地点					環境基準 (C類型)	環境目標値 (☆☆)
	天白川						
	天白橋						
	最低	最高	平均 (75%値)	m/n	x/y		
pH	7.2	7.6	7.4	0/12	0/12	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	6.9	9.2	8.3	0/12	0/12	5以上	5以上
BOD (mg/L)	1.6	6.3	3.6 (4.3)	3/12	3/12	5以下	5以下
SS (mg/L)	1	8	4	0/12	0/12	50以下	15以下

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の( )内の値は75%値を示す。

2. m/nは「環境基準に適合しなかった日数/総測定日数」、x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 3-1-5(2) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果 (平成29年度)

調査地点 項目	扇川				環境目標値 (☆☆☆)
	鳴海橋				
	最低	最高	平均 (75%値)	x/y	
pH	7.2	7.6	7.4	0/12	6.5以上8.5以下
DO (mg/L)	4.2	10	7.8	2/12	5以上
BOD (mg/L)	0.8	2.6	1.5 (1.5)	0/12	3以下
SS (mg/L)	1	9	3	0/12	10以下
ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL)	63	4,600	980	2/12	1,000以下

注) 1. BODについて、年間の環境基準の評価は日平均値の75%値で評価を行う。BODの平均欄の( )内の値は75%値を示す。

2. x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 3-1-5(3) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果 (平成29年度)

調査地点 項目	天白川			環境基準 (C類型)	環境目標値 (☆☆)
	天白橋				
	測定値	m/n	x/y		
全亜鉛 (mg/L)	0.026	0/1	0/1	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	0/1	0/1	0.002以下	0.002以下
LAS (mg/L)	0.0037	0/1	0/1	0.05以下	0.05以下

注) m/nは「環境基準に適合しなかった日数/総測定日数」、x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

表 3-1-5(4) 生活環境項目(水質の汚濁に関する項目)の河川水質調査結果 (平成29年度)

調査地点 項目	扇川				環境目標値 (☆☆☆)
	鳴海橋				
	最低	最高	平均・測定値	x/y	
全亜鉛 (mg/L)	0.009	0.031	0.019	1/4	0.03以下
ノニルフェノール (mg/L)			<0.00006	0/1	0.002以下
LAS (mg/L)			0.0018	0/1	0.05以下

注) x/yは「環境目標値に適合しなかった日数/総測定日数」を示す。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(イ) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目、水の安全性に関する項目）

調査地域周辺における健康項目（水の安全性に関する項目）の調査結果を表 3-1-6 に示す。

天白橋は環境基準に適合、鳴海橋は環境目標値に適合している。

表 3-1-6 健康項目（水の安全性に関する項目）の河川水質調査結果（平成 29 年度）

項目	調査地点	天白川	扇川	環境基準 環境目標値
		天白橋	鳴海橋	
カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003以下
全シアン	mg/L	ND	ND	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.05以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	—	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.2	0.89	10以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.15	0.8以下
ほう素	mg/L	0.04	0.21	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05以下

注) 1. 天白橋の1,4-ジオキサンは全4回の平均値、天白橋のその他の項目は全2回の平均値、鳴海橋は1回の測定値である。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 「ND」は測定下限値未満、「—」は測定を行っていないことを示す。

出典:「平成29年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

(ウ) ダイオキシン類

調査地域周辺の河川において、ダイオキシン類の調査は行われていない。

(エ) 底質

調査地域周辺の河川において、底質の調査は行われていない。

## イ 地下水

調査地域周辺における地下水質調査地点として、南区立脇町において定点調査が行われている。調査地点位置を図 3-1-5 に、調査結果を表 3-1-7 に示す。

地下水質の調査結果として、すべての項目で環境基準を達成している。

なお、調査地域周辺の地下水において、ダイオキシン類の調査は行われていない。

表 3-1-7 地下水質の調査結果(平成 29 年度)

調査地点		南区立脇町		環境基準
使用用途		工業用水		
井戸の区分		深井戸		
採水年月日		平成 29 年 9 月 25 日		
カドミウム	mg/L	<0.0005		0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1		検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005		0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01		0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005		0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005		0.0005 以下
PCB	mg/L	<0.0005		検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002		0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002		0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002		0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004		0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01		0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004		0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005		1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006		0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001		0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005		0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002		0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006		0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003		0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002		0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001		0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002		0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	<0.10		10 以下
ふっ素	mg/L	<0.08		0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02		1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005		0.05 以下

注) 1. 「<」は、報告下限値未満であることを表す。

2. 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては 0.1mg/L 未満、PCB については 0.0005mg/L 未満であることを示す。

出典:「平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(名古屋市ウェブサイト)

### 3-1-3 大気環境の状況

#### (1) 気象

事業実施想定区域の近辺における気象官署として、北東約 7km に名古屋地方気象台(名古屋市千種区日和町)がある。気象官署の位置を図 3-1-6 に示す。



出典:「気象台の所在地・業務」(名古屋地方気象台ウェブサイト)

図 3-1-6 気象官署の位置

#### ア 気温・降雨量

名古屋地方気象台における月別平均気温及び降雨量の平年値を表 3-1-8 及び図 3-1-7 に示す。

月別平均気温は、最高が 8 月の 27.8℃、最低が 1 月の 4.5℃となっており、月別降雨量は、最大が 9 月の 234.4mm、最小が 12 月の 45.0mm であり、年間降雨量は 1,535.3mm である。

#### イ 風向・風速

名古屋地方気象台における月別平均風速の平年値及び最多風向を表 3-1-8 に、名古屋地方気象台における平成 29 年度の風配図を図 3-1-8 に示す。

平年値をみると、年間最多風向は北北西で、平均風速は 2.9m/s となっている。

平成 29 年度の最多風向は北北西となっている。

ウ 日射量

名古屋地方気象台における月別の平均全天日射量の平年値を表 3-1-8 及び図 3-1-9 に示す。

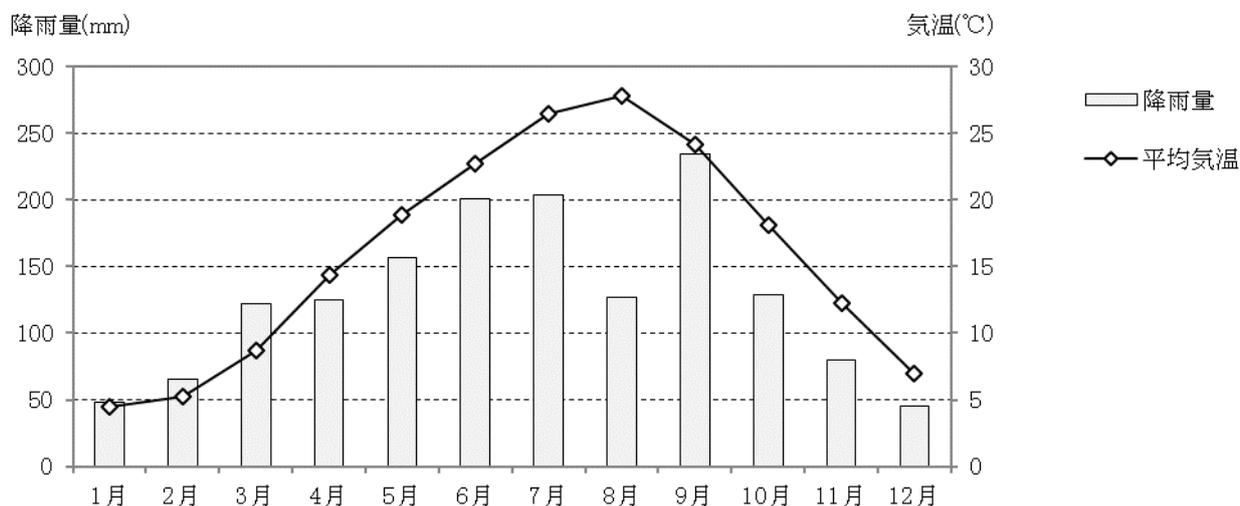
全天日射量の最大が5月の17.7MJ/m<sup>2</sup>、最小が12月の8.4MJ/m<sup>2</sup>となっており、年間平均は13.5MJ/m<sup>2</sup>である。

表 3-1-8 名古屋地方気象台における平年値

(統計期間 昭和56年(1981年)～平成22年(2010年))

	平均気温(°C)	降雨量(mm)	平均風速(m/s)	最多風向	平均全天日射量(MJ/m <sup>2</sup> )
1月	4.5	48.4	3.1	北北西	9.1
2月	5.2	65.6	3.4	北北西	11.8
3月	8.7	121.8	3.5	北北西	14.2
4月	14.4	124.8	3.3	北北西	16.9
5月	18.9	156.5	3.0	北北西	17.7
6月	22.7	201.0	2.7	南南東	16.0
7月	26.4	203.6	2.7	南南東	16.1
8月	27.8	126.3	2.9	南南東	17.2
9月	24.1	234.4	2.7	北北西	13.4
10月	18.1	128.3	2.6	北北西	11.5
11月	12.2	79.7	2.6	北北西	9.4
12月	7.0	45.0	2.8	北北西	8.4
年間	15.8	1,535.3	2.9	北北西	13.5

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

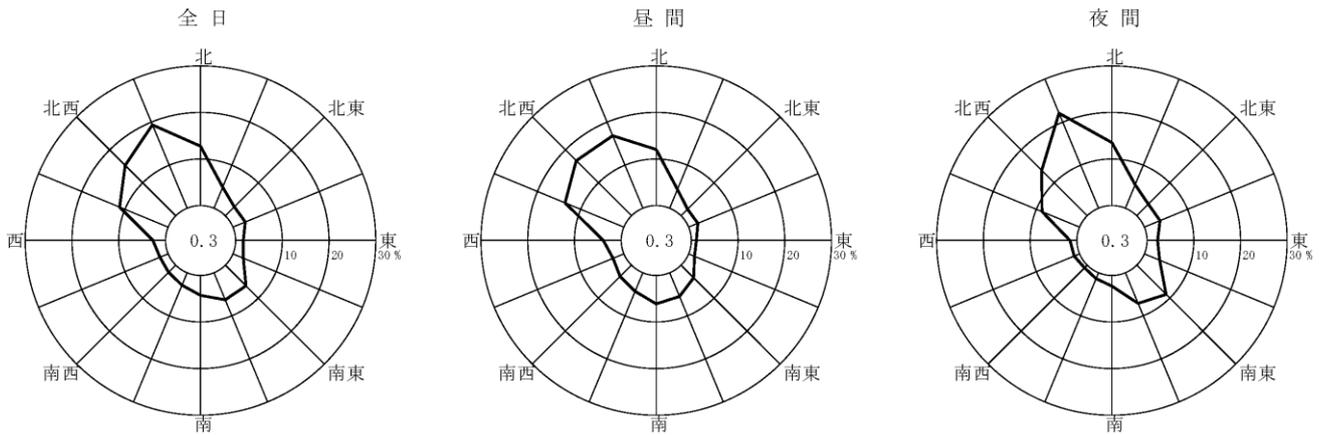


出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 3-1-7 名古屋地方気象台における月別平均気温及び降雨量の平年値

(統計期間 昭和56年(1981年)～平成22年(2010年))

名古屋地方気象台



- 注) 1. 単位:%、グラフ内一目盛につき10%となっている。  
 2. 円内の数字は静穏率(風速0.3m/s未満;%)を示す。  
 3. 昼夜間の区分は以下のとおりとする。

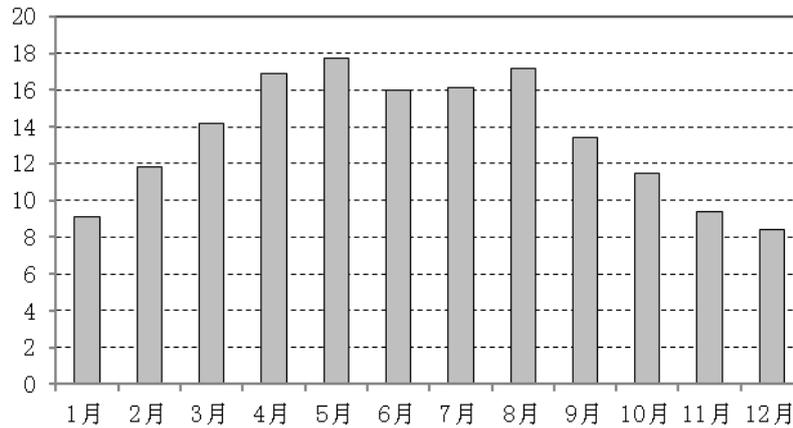
月	昼間	夜間	月	昼間	夜間	月	昼間	夜間
1	7~17時	18~6時	5	5~18時	19~4時	9	6~18時	19~5時
2	7~17時	18~6時	6	5~19時	20~4時	10	6~17時	18~5時
3	7~18時	19~6時	7	5~19時	20~4時	11	7~16時	17~6時
4	6~18時	19~5時	8	6~18時	19~5時	12	7~16時	17~6時

出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 3-1-8 名古屋地方気象台における風配図

(統計期間 平成29年4月~平成30年3月)

平均全天日射量  
(MJ/m<sup>2</sup>)



出典:「過去の気象データ検索」(気象庁ウェブサイト)

図 3-1-9 名古屋地方気象台における月別平均全天日射量の平年値

(統計期間 昭和56年(1981年)~平成22年(2010年))

## (2) 大気質

調査地域周辺の大気汚染の調査地点は、名古屋市の常時監視測定局として白水小学校、大高北小学校、千竈、元塩公園の計4地点がある。

また、ダイオキシン類の調査地点として、瑞穂保健所の1地点がある。

調査項目について表 3-1-9 に、調査地点の位置を図 3-1-10 に示す。

表 3-1-9 大気質の調査項目

調査地点	局属性	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	調査主体
白水小学校	一般局	○	○	—	○	○	○	—	名古屋市
大高北小学校	一般局	—	○	—	○	○	○	—	
千竈	自排局	—	○	—	○	—	○	—	
元塩公園	自排局	—	○	○	○	—	○	—	
瑞穂保健所	—	—	—	—	—	—	—	○	

注) 1. 平成 29 年度の調査状況である。

2. 「○」は調査している項目、「—」は調査していない項目を示す。

3. 平成 30 年 4 月 1 日より、瑞穂保健所は瑞穂保健センターに名称変更されている。

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)

「平成 29 年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成 30 年)

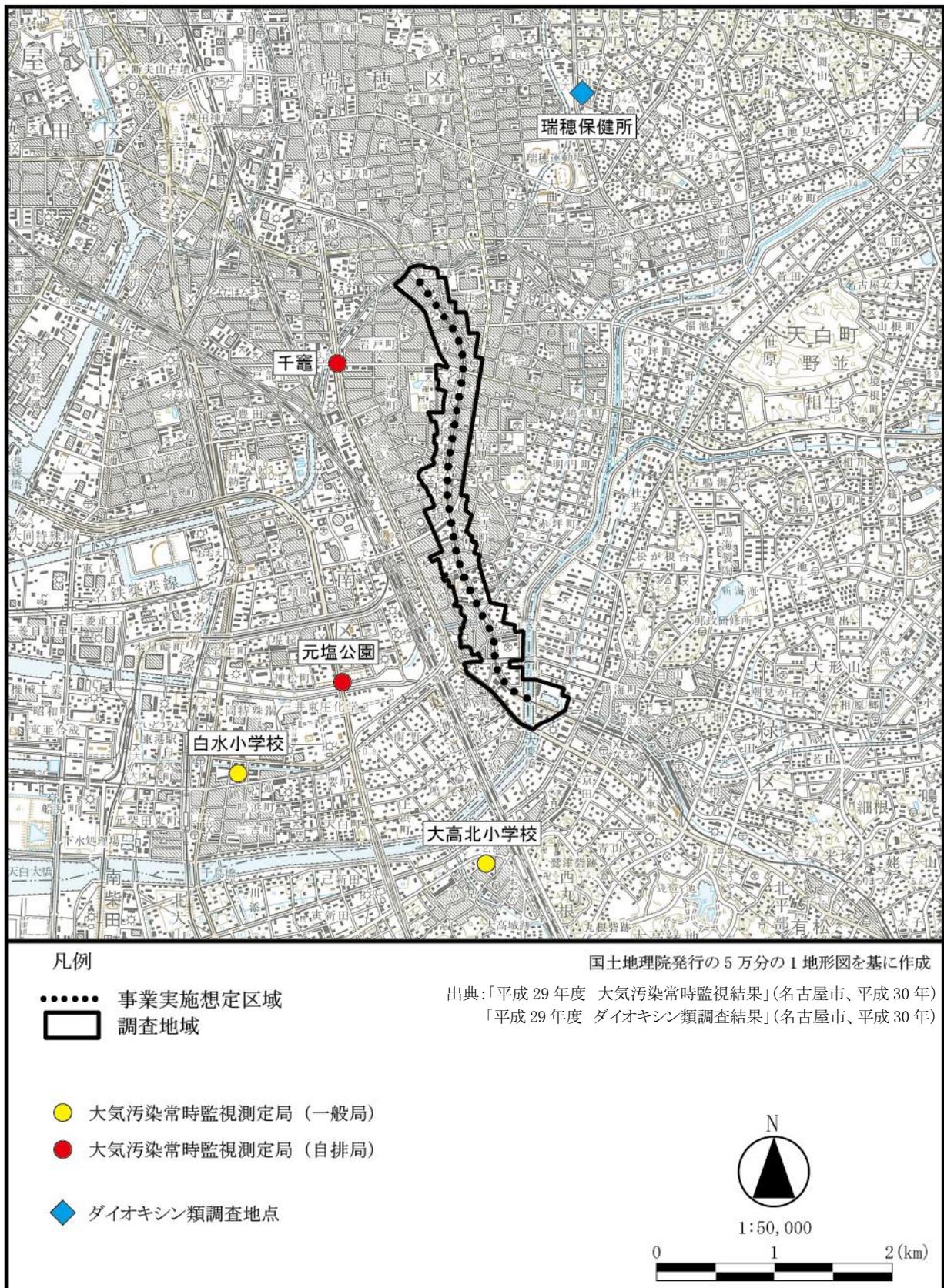


図 3-1-10 大気質調査地点

ア 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-10 に、過去 5 年間における経年変化を図 3-1-11 に示す。

白水小学校においては、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

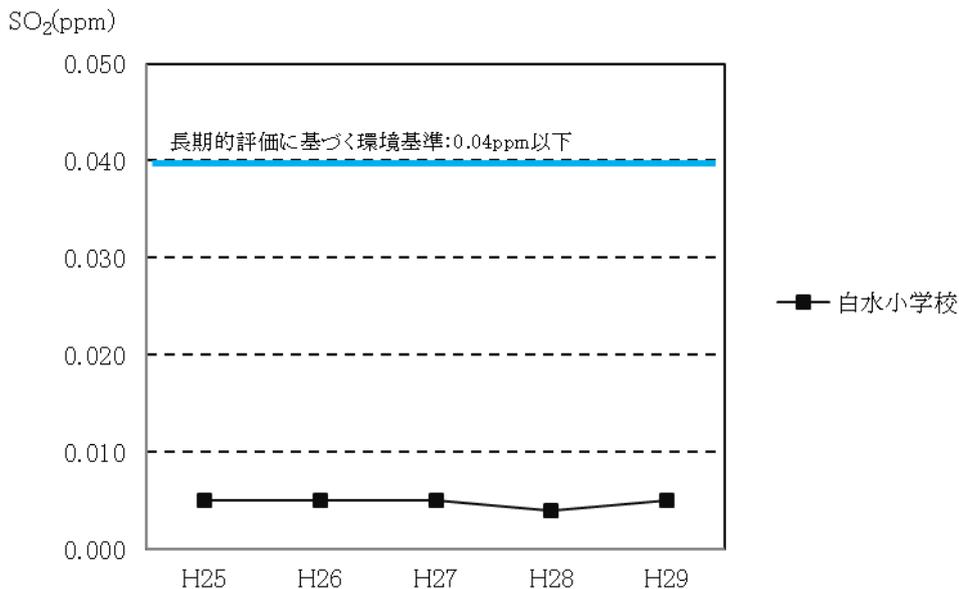
表 3-1-10 二酸化硫黄の調査結果(平成 29 年度)

調査地点	有効測定 日数	測定 時間	年 平均値	環境基準との対比				1 時間 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値	日平均値が 0.04ppm を 超えた日が 2 日以上連続した ことの有無	長期的評価 による環境 基準の適否
				1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.04ppm を 超えた日数と その割合					
				時間	%	時間	%				
白水小学校	363	8,648	0.001	0	0	0	0	0.035	0.005	○	○

備考)環境基準;p.3-2-23 の表 3-2-11 参照

環境基準の長期的評価;年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)



出典:「平成 25~29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 26 年~30 年)

図 3-1-11 二酸化硫黄の経年変化(日平均値の 2%除外値)

## イ 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-11 に、過去 5 年間における経年変化を図 3-1-12 に示す。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

また、元塩公園を除き、環境目標値を達成している。

表 3-1-11 二酸化窒素の調査結果(平成 29 年度)

調査地点	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の年間 98% 値	長期的評価による環境基準の適否 (環境目標値の適否)
	日	時間	ppm	日	%	日	%	ppm	ppm	適:○ 否:×
白水小学校	363	8,650	0.018	0	0	4	1.1	0.079	0.039	○ (○)
大高北小学校	360	8,602	0.015	0	0	0	0	0.087	0.032	○ (○)
千竈	363	8,653	0.019	0	0	2	0.6	0.082	0.038	○ (○)
元塩公園	359	8,559	0.028	0	0	32	8.9	0.088	0.047	○ (×)

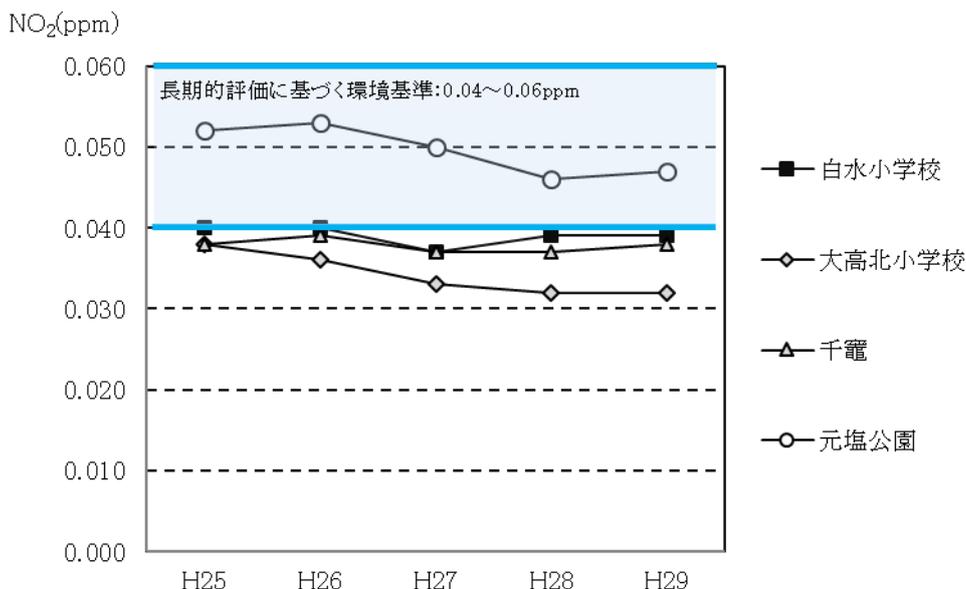
備考)環境基準;p.3-2-23 の表 3-2-11 参照

環境目標値;p.3-2-25 の表 3-2-15 参照

環境基準の長期的評価;年間における二酸化窒素の 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下の場合は環境基準が達成されているものとする。(昭和 53 年 7 月 環境省 環大企第 262 号)

環境目標値の評価;環境基準と同一とする。

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)



出典:「平成 25~29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 26 年~30 年)

図 3-1-12 二酸化窒素の経年変化(日平均値の年間 98%値)

ウ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-12 に、過去 5 年間における経年変化を図 3-1-13 に示す。

元塩公園においては、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

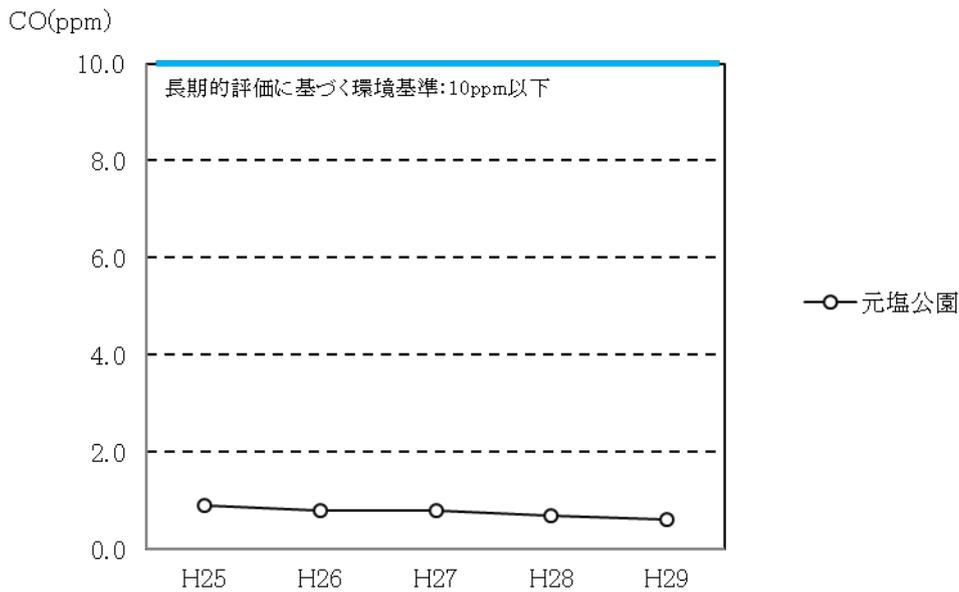
表 3-1-12 一酸化炭素の調査結果(平成 29 年度)

調査地点	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による環境基準の適否
				8時間値が20ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合					
				時間	%	日	%				
元塩公園	361	8,593	0.4	0	0	0	0	4.8	0.6	○	○

備考)環境基準;p.3-2-23の表 3-2-11 参照

環境基準の長期的評価;年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年6月環境省環大企第143号)

出典:「平成29年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成30年)



出典:「平成25~29年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成26年~30年)

図 3-1-13 一酸化炭素の経年変化(日平均値の2%除外値)

## エ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-13 に、過去 5 年間における経年変化を図 3-1-14 に示す。

いずれの地点においても、長期的評価方法に基づく環境基準を達成しており、過去 5 年間についても達成している状況である。

また、いずれの地点においても、市民の健康の保護に係る環境目標値は達成しており、快適な生活環境の確保に係る環境目標値は非達成の状況である。

表 3-1-13 浮遊粒子状物質の調査結果(平成 29 年度)

調査地点	有効測定日数	測定時間	年平均値	環境基準との対比				1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による環境基準の適否	環境目標値の適否	
				1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合						市民の健康の保護	快適な生活環境の確保
				時間	%	日	%						
日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有:× 無:○	適:○ 否:×	適:○ 否:×		
白水小学校	363	8,700	0.019	0	0	0	0	0.119	0.044	○	○	○	×
大高北小学校	363	8,698	0.017	0	0	0	0	0.075	0.036	○	○	○	×
千竈	363	8,701	0.018	0	0	0	0	0.101	0.037	○	○	○	×
元塩公園	360	8,618	0.017	0	0	0	0	0.072	0.034	○	○	○	×

備考)環境基準;p.3-2-23の表 3-2-11 参照

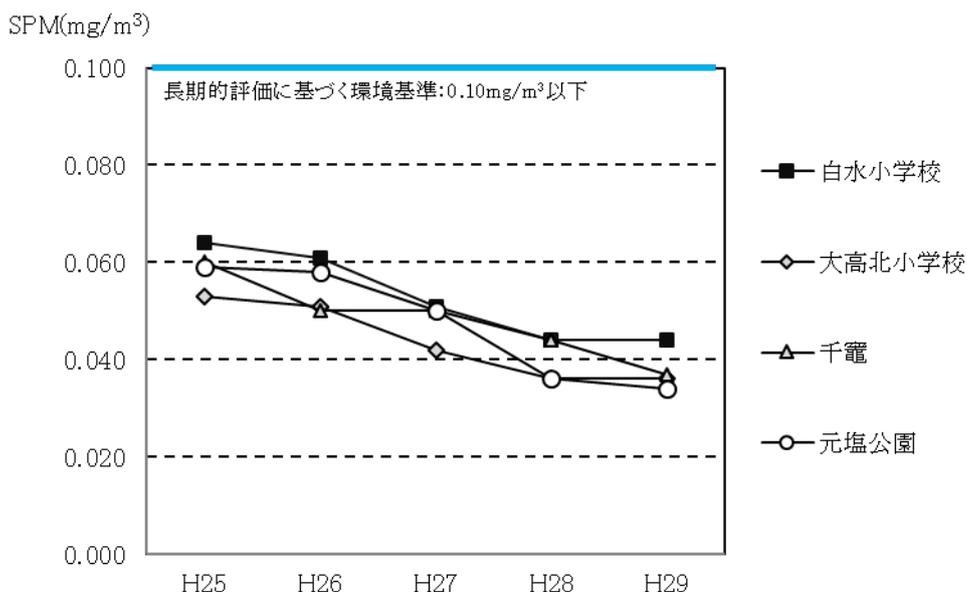
環境目標値;p.3-2-25の表 3-2-15 参照

環境基準の長期的評価;年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと。(昭和48年6月環境省環大企第143号)

市民の健康の保護に係る環境目標値の評価;環境基準と同一とする。

快適な生活環境の確保に係る環境目標値の評価;1年平均値が0.015mg/m<sup>3</sup>以下であること。

出典:「平成29年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成30年)



出典:「平成25~29年度大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成26年~30年)

図 3-1-14 浮遊粒子状物質の経年変化(日平均値の2%除外値)

オ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントの平成 29 年度の調査結果を表 3-1-14 に、過去 5 年間における経年変化を図 3-1-15 に示す。

いずれの地点においても、環境基準が非達成の状況となっており、過去 5 年間についても非達成の状況である。なお、これは当該地域特有の傾向ではなく、全国的な傾向である。

また、いずれの地点においても、環境目標値が非達成の状況である。

表 3-1-14 光化学オキシダントの調査結果(平成 29 年度)

調査地点	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	環境基準との対比				昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数及び時間数と その割合				昼間の 1 時間値の 最高値	環境基準 の適否 (環境目標 値の適否)
				昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数及び時間数と その割合		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数及び時間数と その割合		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の 日数及び時間数と その割合		ppm			
				時間	%	時間	%	時間	%				
白水小学校	365	5,422	0.032	370	6.8	80	21.9	0	0	0	0	0.115	×(×)
大高北小学校	365	5,425	0.033	455	8.4	97	26.6	0	0	0	0	0.110	×(×)

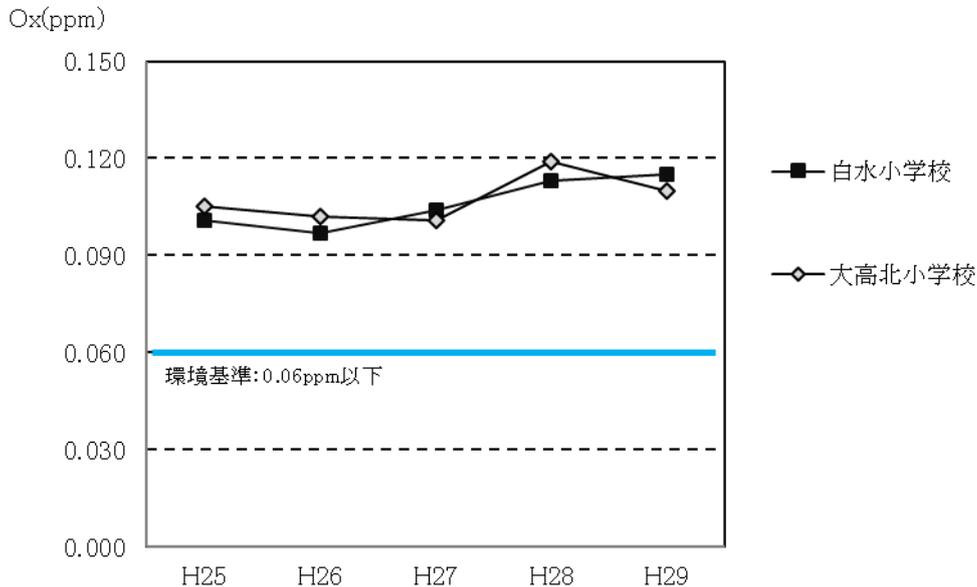
備考)環境基準;p.3-2-23 の表 3-2-11 参照

環境目標値;p.3-2-25 の表 3-2-15 参照

環境基準の短期的評価;年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価する。(昭和 48 年 6 月 環境省 環大企第 143 号)

環境目標値の評価;環境基準と同一とする。

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)



出典:「平成 25~29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 26 年~30 年)

図 3-1-15 光化学オキシダントの経年変化(昼間の 1 時間値の最高値)

## カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-15 に、過去 5 年間における経年変化を図 3-1-16 に示す。

いずれの地点においても環境基準を達成しており、過去 5 年間のうち直近の 2 年間について達成している状況である。

また、いずれの地点においても、環境目標値を達成している。

表 3-1-15 微小粒子状物質の調査結果(平成 29 年度)

調査地点	有効測定日数	環境基準との対比				短期基準による環境基準の適否	長期基準による環境基準の適否	環境目標値の適否
		1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1 日平均値の年間 98 パーセントイル値	年平均値			
		日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$			
白水小学校	357	2	0.6	30.3	13.9	適:○ 否:×	適:○ 否:×	適:○ 否:×
大高北小学校	363	2	0.6	27.3	12.0	適:○ 否:×	適:○ 否:×	適:○ 否:×
千竈	357	2	0.6	27.8	12.1	適:○ 否:×	適:○ 否:×	適:○ 否:×
元塩公園	360	5	1.4	31.5	14.1	適:○ 否:×	適:○ 否:×	適:○ 否:×

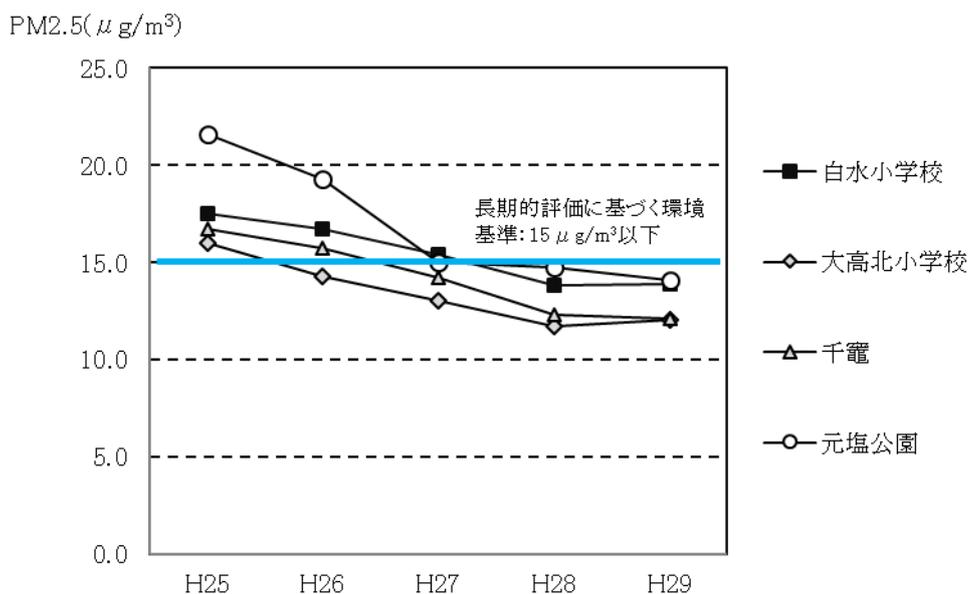
備考)環境基準;p.3-2-24 の表 3-2-13 参照

環境目標値;p.3-2-25 の表 3-2-15 参照

環境基準の評価;1 年平均値が  $15\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であり(長期基準)、かつ、1 日平均値のうち 98 パーセントイル値が  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下であること(短期基準)。(平成 21 年 9 月 環境省 環水大総発第 090909001 号)

環境目標値の評価;環境基準と同一とする。

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)



出典:「平成 25~29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 26 年~30 年)

図 3-1-16 微小粒子状物質の経年変化(年平均値)

キ ダイオキシン類

ダイオキシン類の平成29年度の調査結果を表3-1-16に、過去5年間における経年変化を図3-1-17に示す。

瑞穂保健所は環境基準を達成しており、過去5年間についても達成している状況である。

表 3-1-16 ダイオキシン類の調査結果(平成29年度)

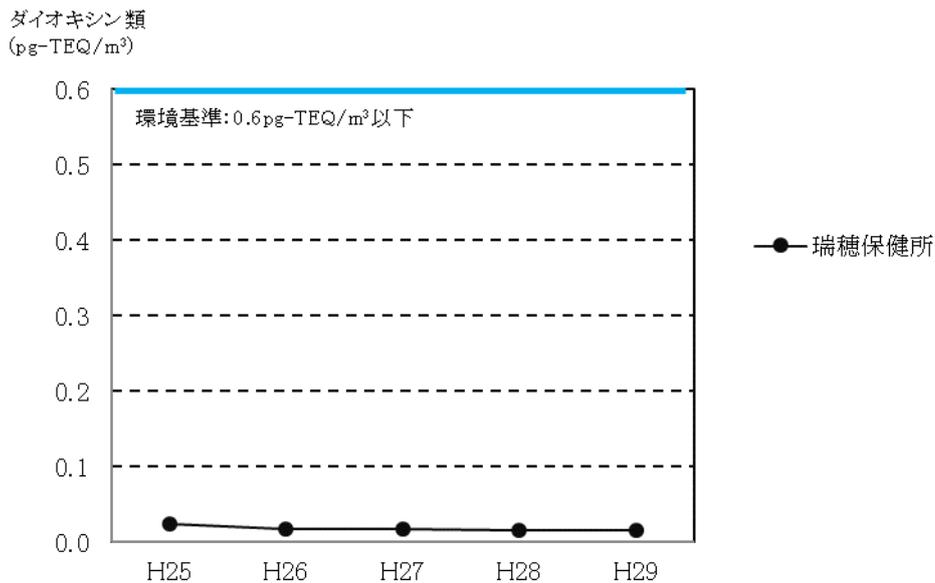
調査地点	調査結果(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準の適否 適:○ 否:×
	春季	夏季	秋季	冬季	年間平均値	
瑞穂保健所	0.013	0.0097	0.015	0.025	0.016	○

調査時期:(春季)平成29年5月10日～5月17日、(夏季)平成29年7月26日～8月2日、  
(秋季)平成29年10月11日～10月18日、(冬季)平成30年1月17日～1月24日

備考)環境基準;年間平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

注)平成30年4月1日より、瑞穂保健所は瑞穂保健センターに名称変更されている。

出典:「平成29年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成30年)



出典:「平成25～29年度 ダイオキシン類調査結果」(名古屋市、平成26年～30年)

図 3-1-17 ダイオキシン類年平均値の経年変化(年平均値)

## ク 有害大気汚染物質

### (ア) 環境基準が定められている物質

有害大気汚染物質(環境基準が定められている物質)の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-17 に示す。

いずれの地点においても、環境基準を達成している。

表 3-1-17 有害大気汚染物質(環境基準が定められている物質)の調査結果(平成 29 年度)

調査地点	調査結果( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )			
	環境基準の適否 適:○、否:×			
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
白水小学校	1.1	0.78	0.36	2.4
	○	○	○	○
元塩公園	1.1	0.76	0.33	3.1
	○	○	○	○
環境基準	3 以下	200 以下	200 以下	150 以下

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)

### (イ) 指針値が定められている物質

有害大気汚染物質(指針値が定められている物質)の平成 29 年度の調査結果を表 3-1-18 に示す。

いずれの地点においても、指針値以下である。

表 3-1-18 有害大気汚染物質(指針値が定められている物質)の調査結果(平成 29 年度)

測定地点	調査結果									
	指針値の適否 適:○、否:×									
	アクリロ ニトリル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	塩化ビニル モノマー ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	水銀及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	ニッケル 化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	クロホルム ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1,2-ジクロロ エタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1,3-ブタ ジエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	ヒ素及び その化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	マンガン 及びその 化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	
白水小学校	0.12	0.021	2.1	5.9	0.50	0.15	0.090	0.74	51	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
元塩公園	0.14	0.025	1.4	9.6	0.49	0.16	0.093	1.1	40	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
指針値	2 以下	10 以下	40 以下	25 以下	18 以下	1.6 以下	2.5 以下	6 以下	140 以下	

出典:「平成 29 年度 大気汚染常時監視結果」(名古屋市、平成 30 年)

## (3) 騒音

## ア 環境騒音

調査地域周辺における環境騒音の調査結果を表 3-1-19 に、調査地点の位置を図 3-1-18 に示す。  
昼間は堤起町、夜間は堤起町及び忠次一丁目を除いて、環境基準を達成している。

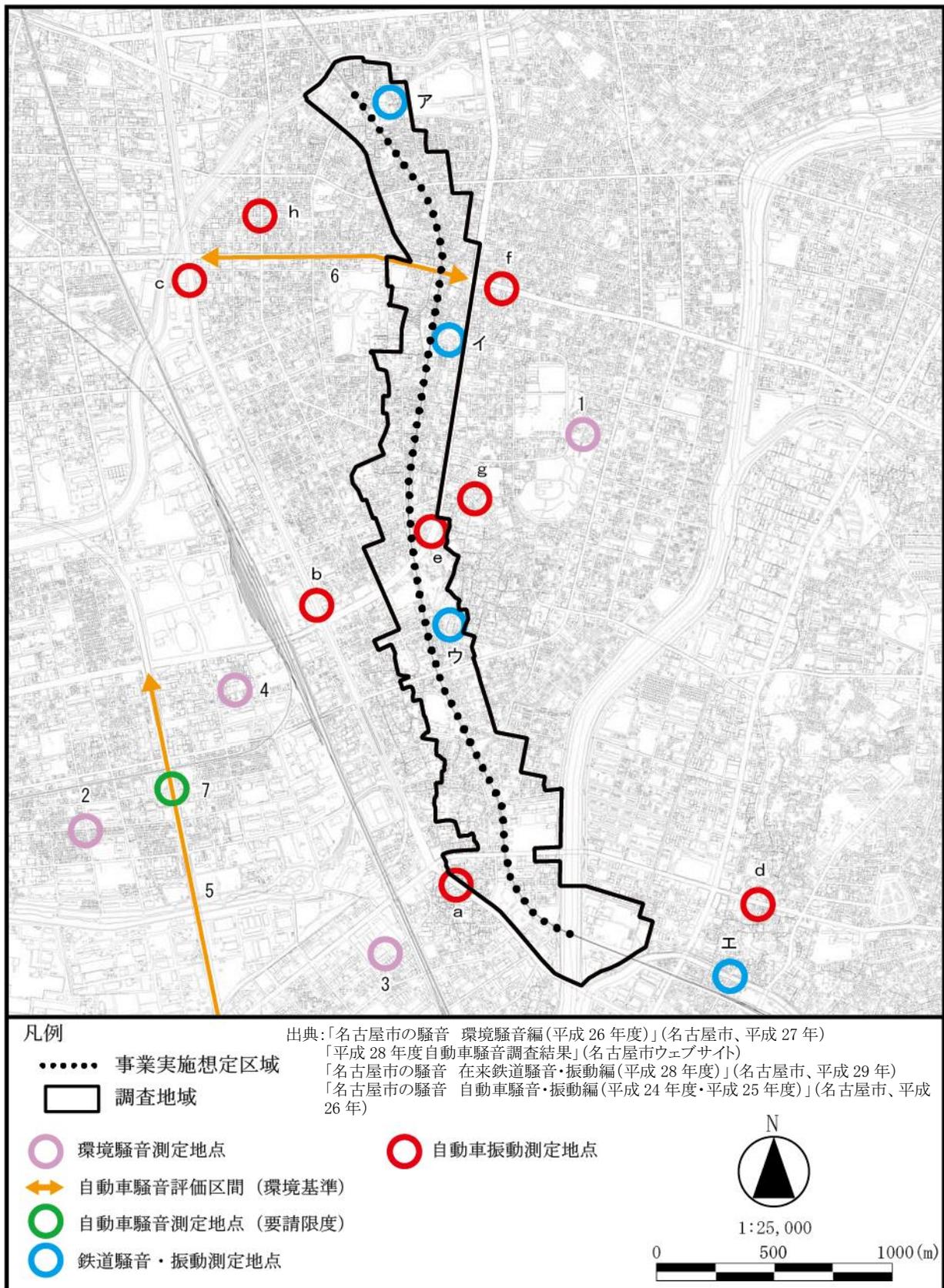
表 3-1-19 環境騒音の調査結果(平成 26 年度)

調査地点		用途地域	類型	時間帯	騒音レベル (dB)	環境基準 (dB)	環境基準 の適否 適:○否:×
1	南区見晴町	第二種中高層住居専用地域	A	昼間	53	55	○
				夜間	40	45	○
2	南区堤起町	第一種住居地域	B	昼間	58	55	×
				夜間	49	45	×
3	南区南野三丁目	工業地域	C	昼間	56	60	○
				夜間	39	50	○
4	南区忠次一丁目	工業地域	C	昼間	59	60	○
				夜間	57	50	×

注) 1. 昼間:6時~22時、夜間:22時~翌6時

2. 調査地点番号は、図 3-1-18 に対応している。

出典:「名古屋市の騒音 環境騒音編(平成 26 年度)」(名古屋市、平成 27 年)



注) 調査地点番号は、表 3-1-19～表 3-1-24 に対応している。

図 3-1-18 騒音・振動の調査地点

## イ 自動車騒音

## (ア) 道路に面する地域の環境基準

調査地域周辺における、平成28年度の自動車騒音調査結果(環境基準関係)を表3-1-20に、調査地点を図3-1-18に示す。

環境基準の達成率については、昼間・夜間とも100%には満たない状況となっている。

表 3-1-20 自動車騒音の調査結果(環境基準関係)(平成28年度)

道路名	調査地点		評価区間		時間帯	騒音レベル L <sub>Aeq</sub> (dB)	環境基準 達成 戸数 (戸)	環境 基準 達成 率 (%)	調査 区間内 全戸数 (戸)
			起点	終点					
一般国道23号	5	南区浜田町	南区丹後通	南区弥次エ町	昼間	70	410	96	426
					夜間	70	350	82	
主要県道 東海橋線	6	南区薬師通	南区千竈通	南区桜本町	昼間	69	856	94	907
					夜間	65	845	93	

注) 1. 昼間:6時から22時 夜間:22時から翌日の6時

2. 調査地点番号は、図3-1-18に対応している。

3. 各調査地点は、いずれも幹線交通を担う道路に近接していることから、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準(昼間:70dB以下、夜間:65dB以下)が適用され、環境基準を超過したものについては下線で示す。

なお、「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2車線以下の車線を有する道路 15m

・2車線を超える車線を有する道路 20m

出典:「平成28年度自動車騒音調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

## (イ) 自動車騒音要請限度

調査地域周辺における、平成28年度の自動車騒音の要請限度調査結果を表3-1-21に、調査地点を図3-1-18に示す。

昼夜とも、要請限度以下の数値となっている。

表 3-1-21 自動車騒音要請限度の調査結果(平成28年度)

道路名	調査地点		時間帯	騒音レベル L <sub>Aeq</sub> (dB)	要請限度 (dB)	要請限度との比較 達成:○ 超過:×
一般国道23号	7	南区浜田町	昼間	71	75	○
			夜間	70	70	○

注) 1. 昼間:6時から22時 夜間:22時から翌日の6時

2. 調査地点番号は、図3-1-18に対応している。

出典:「平成28年度自動車騒音調査結果」(名古屋市ウェブサイト)

## ウ 在来鉄道騒音

調査地域周辺における、在来鉄道騒音の調査結果を表 3-1-22 に、調査地点の位置を図 3-1-18 に示す。

調査区域の 3 地点、区域外の 1 地点で名鉄名古屋本線を対象に調査が行われており、等価騒音レベルは近接側軌道の中心より 12.5m の地点で 51～65dB、25m の地点で 50～63dB となっている。

表 3-1-22 在来鉄道騒音の調査結果(平成 28 年度)

路線名	調査地点		軌道構造	測定側	等価騒音レベル L <sub>Aeq</sub> (dB)		最大騒音レベル L <sub>Amax</sub> (dB)		列車速度 (km/h)
					12.5m	25m	12.5m	25m	
名鉄 名古屋 本線	ア	南区呼続元町	平地	下り側	64	56	82	74	84
	イ	南区西桜町	盛土	下り側	61	58	79	75	89
	ウ	南区粕島町	平地	下り側	65	63	82	79	87
	エ	緑区鳴海町字上汐田	高架	下り側	51	50	66	65	69

- 注) 1. 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。  
 2. 12.5m と 25m は近接側軌道中心からの距離である。  
 3. 列車速度は、12.5m 地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。  
 4. 調査地点番号は、図 3-1-18 に対応している。

出典:「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成 28 年度)」(名古屋市、平成 29 年)

(4) 振動

ア 自動車振動

調査地域周辺における、平成24、25年度の自動車振動調査結果を表3-1-23に、調査地点を図3-1-18に示す。

表 3-1-23 自動車振動の調査結果(平成24、25年度)

道路名	調査地点		昼間10分間交通量			振動レベル L <sub>10</sub> (dB)
			小型(台)	大型(台)	大型車混入率 (%)	
一般国道1号	a	南区星崎一丁目	240	48	16.7	48
一般国道1号、名古屋高速3号大高線	b	南区本地通	441	67	13.2	47
	c	南区千竈通	451	54	10.7	47
諸輪名古屋線	d	緑区鳴海町	224	23	9.3	44
名古屋環状線	e	南区前浜通六丁目	207	65	23.9	49
東海橋線	f	南区桜台一丁目	230	36	13.5	44
緑瑞穂線	g	南区笠寺町	85	2	2.3	42
	h	南区呼続一丁目	110	3	2.7	45

注) 1. 振動レベル L<sub>10</sub>は、昼間10分間における振動レベルの80%レンジの上端値である。

2. 調査地点番号は、図3-1-18に対応している。

出典:「名古屋市の騒音 自動車騒音・振動編(平成24年度・平成25年度)」(名古屋市、平成26年)

イ 在来鉄道振動

調査地域周辺における、在来鉄道振動の調査結果を表3-1-24に、調査地点の位置を図3-1-18に示す。

調査区域の3地点、区域外の1地点で名鉄名古屋本線を対象に調査が行われており、振動レベルは近接側軌道の中心より12.5mの地点で44~66dB、25mの地点で44~62dBとなっている。

表 3-1-24 在来鉄道振動の調査結果(平成28年度)

路線名	調査地点		軌道構造	測定側	振動レベル (dB)		列車速度 (km/h)
					12.5m	25m	
名鉄 名古屋 本線	ア	南区呼続元町	平地	下り側	61	57	84
	イ	南区西桜町	盛土	下り側	61	56	89
	ウ	南区粕島町	平地	下り側	66	62	87
	エ	緑区鳴海町字上汐田	高架	下り側	44	44	69

注) 1. 測定側は、名古屋駅方向を上りとする。

2. 12.5mと25mは近接側軌道中心からの距離である。

3. 列車速度は、12.5m地点でのピークレベルを求めるために抽出した上位半数の列車の速度を算術平均して求めた。

4. 調査地点番号は、図3-1-18に対応している。

出典:「名古屋市の騒音 在来鉄道騒音・振動編(平成28年度)」(名古屋市、平成29年)

## (5) 悪臭

「平成 29 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市)によると、平成 28 年度の名古屋市における悪臭に関する公害苦情処理件数は 295 件であり、苦情処理件数総数 1,515 件の 19.5%を占めている。また、南区における悪臭に関する公害苦情処理件数は 20 件であり、苦情処理件数総数 95 件の 21.1%を占めている。

## (6) 温室効果ガス

2050 年を見据えた低炭素社会の実現に向け、名古屋市では「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年に策定している。この戦略の実現に向け、平成 23 年に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定し、さらに平成 30 年に「低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画」を策定している。この中では、地球温暖化防止に向けた温室効果ガス排出量削減の長期目標として 2050 年に温室効果ガス 8 割削減(1990 年比)としている。

名古屋市における温室効果ガス排出量を表 3-1-25 に示す。2015 年度において最も排出量が多いのは工場・その他、次いでオフィス・店舗等となっており、基準年度の 2013 年度より 7.7%減少している。

表 3-1-25 温室効果ガス排出量

(単位:万トン-CO<sub>2</sub>)

ガス種	主体	活動区分	2013 年度 (基準年度)	2015 年度	基準年度比
CO <sub>2</sub>	市民	家庭	354	310	-12.4%
		マイカー	152	142	-6.1%
		小計	505	453	-10.4%
	事業者	業務用車	198	177	-10.9%
		オフィス・店舗等	391	359	-8.3%
		工場・その他	448	426	-4.9%
		小計	1,037	961	-7.3%
CO <sub>2</sub> 小計			1,542	1,414	-8.3%
CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス			57	62	8.7%
温室効果ガス合計			1,599	1,475	-7.7%

注) 四捨五入により計算が合わないことがある。

出典:「温室効果ガス排出量等の調査結果」(名古屋市、平成 30 年)

## 3-1-4 動植物、生態系及び緑地の状況

## (1) 動物

## ア 動物相

名古屋市内で確認された動物種を以下に示す。

出典:「名古屋市版レッドリスト2015」・「レッドデータブックなごや2015」(名古屋市ウェブサイト)

「名古屋の野鳥2014」(名古屋市、平成28年)

## (ア) 哺乳類

カヤネズミ、ニホンノウサギ、タヌキ等8目19科30種が確認されている。

この中には、外来種であるヌートリア等も含まれている。

## (イ) 鳥類

マガモ、ゴイサギ、セイタカシギや、オオタカ、サシバ等の猛禽類等20目59科270種が確認されている。

また、「名古屋の野鳥2014」(名古屋市、平成28年)によると、天白川緑地においてカルガモ、ムクドリ等46種が、見晴台笠寺公園でヒヨドリ、カラワヒワ等38種が確認されている。

## (ウ) 爬虫類

ニホンイシガメ、ニホンヤモリ、シマヘビ等2目8科13種が確認されている。

この中には、外来種であるミシシippアカミミガメ等が含まれている。

## (エ) 両生類

トノサマガエル、アカハライモリ等2目6科11種が確認されている。

この中には、外来種であるウシガエル等が含まれている。

## (オ) 魚類

ドジョウ、コイ、ニホンウナギ等9目24科70種が確認されている。

この中には、外来種であるオオクチバス(ブラックバス)、ブルーギル、カダヤシ等が含まれている。

## (カ) 昆虫類

トンボ類(ギンヤンマ、シオカラトンボ等)、ユスリカ類、バッタ類(トノサマバッタ、クツワムシ等)、チョウ類(アオスジアゲハ、モンシロチョウ、キマダラセセリ等)、コウチュウ類(カブトムシ、ノコギリクワガタ、ゴマダラカミキリ等)、ハチ類(ニホンミツバチ、オオスズメバチ等)、セミ類等24目351科3,708種が確認されている。

## (キ) クモ類

ジグモ、オナガグモ等41科334種が確認されている。

## (ク) 貝類、甲殻類

カニは、サワガニ、モクズガニ等1目12科43種が確認されている。

貝類は、ヤマトシジミ、タイラギ、マイマイ類(マメマイマイ、ヒラベッコウ等)、オオタニシ、カワニナ等15目61科149種が確認されている。

## イ 重要な動物種

### (ア) 重要な動物種の選定根拠等

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)等に掲載された、調査地域周辺で確認された重要な動物種を選定した。

重要な動物種の選定根拠を表 3-1-26 に、選定根拠に定められた選定基準を表 3-1-27 に示す。また、重要な動物種を確認するために用いた文献を表 3-1-28 に示す。

表 3-1-26 重要な動物種の選定根拠

法令及び文献		選定根拠	
法令による指定	①	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
	②	「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)	・県指定天然記念物
	③	「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」 (昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)	・市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生動物種 ・国内希少野生動物種 ・特定国内希少野生動物種 ・緊急指定種
	⑤	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・指定希少野生動物種
文献による指定	⑥	「環境省レッドリスト 2018」 (環境省、平成 30 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
	⑦	「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP) ・国リスト
	⑧	「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)

注) 表中の①～⑧は、表 3-1-27 の区分、表 3-1-29 の指定状況に対応する。

表 3-1-27 重要な動物種の選定基準

区分		選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生動物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生動物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動物の種(国内希少野生動物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生動物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動物種及び国際希少野生動物種以外の野生動物種の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種	
⑤	指定希少野生動物種	県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生動物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)のうち、特に保護を図る必要があると認められるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動物種 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生動物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生動物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生動物	
⑥	絶滅(EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	
地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅(EX)・野生絶滅(EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	
	地域個体群(LP)	その種の国内における生息状況に鑑み、愛知県において特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群	
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。		
⑧	絶滅(EX)	名古屋市ではすでに絶滅したと考えられる種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種		

注) 表中の①～⑧は、表 3-1-26 の法令及び文献、表 3-1-29 の指定状況に対応する。

表 3-1-28 重要な動物種の確認文献

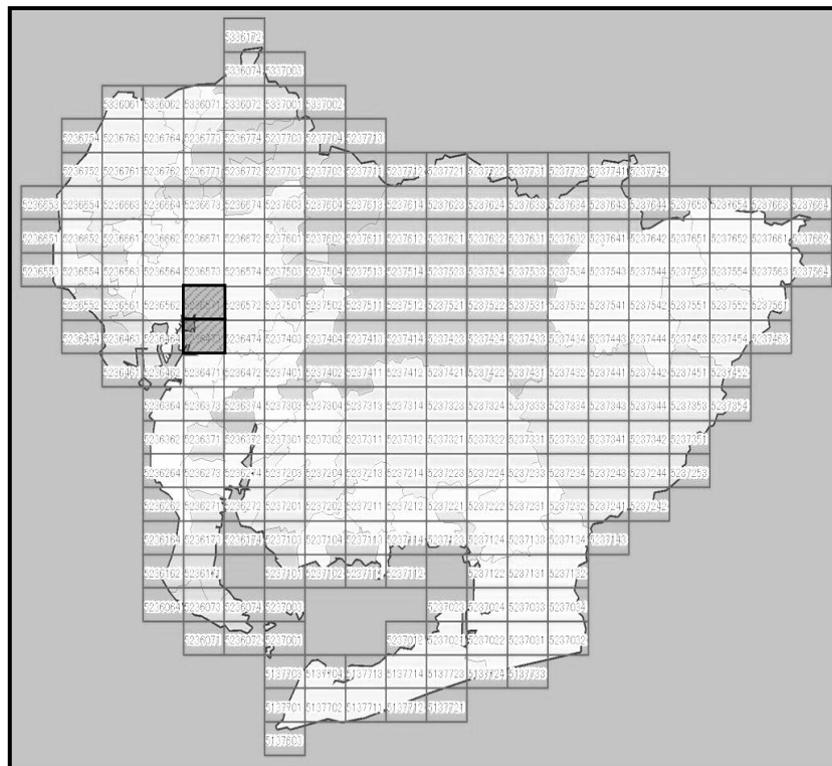
	文献	対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ウェブサイト)	調査地域が含まれるメッシュ(2 メッシュ)で確認された動物種
B	「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)	南区で確認された動物種
C	「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)	現地調査で確認された動物種のうち、重要種と分類された種

表 3-1-28 の文献Aにおいて示している重要な動物種を把握した調査範囲は調査地域が含まれる 2 つのメッシュとした。文献Aにおいて重要な動物種の調査範囲を図 3-1-19 に示す。

なお、表 3-1-32 の文献Aにおいて示している重要な植物種の把握範囲も同様の調査範囲となっている。

また、表 3-1-28 の文献Bにおいて示している重要な動物種を把握した調査範囲は事業実施想定区域が位置する南区とした。

表 3-1-28 の文献 C における調査範囲は、本事業の調査地域と概ね同範囲のため、記載された全ての重要種を対象とした。



出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ウェブサイト)

図 3-1-19 重要な動植物種の文献調査範囲

(イ) 重要な動物種

「(ア) 重要な動物種の選定根拠等」から選定した重要な動物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

a 哺乳類

調査地域周辺における重要な動物種(哺乳類)の状況を表 3-1-29(1)に示す。  
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

b 鳥類

調査地域周辺における重要な動物種(鳥類)の状況を表 3-1-29(2)に示す。  
調査地域周辺では、5目10科17種が確認されている。

c 爬虫類

調査地域周辺における重要な動物種(爬虫類)の状況を表 3-1-29(3)に示す。  
調査地域周辺では、2目3科3種が確認されている。

d 両生類

調査地域周辺における重要な動物種(両生類)の状況を表 3-1-29(4)に示す。  
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

e 魚類

調査地域周辺における重要な動物種(魚類)の状況を表 3-1-29(5)に示す。  
調査地域周辺では、5目6科7種が確認されている。

f 昆虫類

調査地域周辺における重要な動物種(昆虫類)の状況を表 3-1-29(6)に示す。  
調査地域周辺では、4目5科5種が確認されている。

g クモ類

調査地域周辺における重要な動物種(クモ類)の状況を表 3-1-29(7)に示す。  
調査地域周辺では、1目2科3種が確認されている。

h カニ類

調査地域周辺における重要な動物種(カニ類)の状況を表 3-1-29(8)に示す。  
調査地域周辺では、1目2科4種が確認されている。

i 貝類

調査地域周辺における重要な動物種(貝類)の状況を表 3-1-29(9)に示す。  
調査地域周辺では、1目1科1種が確認されている。

表 3-1-29(1) 重要な動物種(哺乳類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
食肉(ネコ)目	イヌ科	タヌキ								NT
1目	1科	1種	-	-	-	-	-	-	-	1種

表 3-1-29(2) 重要な動物種(鳥類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
ペリカン目	サギ科	ミゾゴイ						VU	●EN △NT	EN
		チュウサギ						NT	●国リ △国リ	NT
チドリ目	チドリ科	イカルチドリ							●VU ◇NT	NT
		シロチドリ					VU	●VU ◇NT	NT	
		メダイチドリ								NT
	シギ科	オグロシギ							△VU	VU
		オバシギ							△NT	NT
	カモメ科	コアジサシ						VU	●EN △NT	VU
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ※						NT	●VU	NT
	タカ科	ハチクマ						NT	●VU ◇NT	VU
		ハイタカ						NT	◇国リ	NT
		オオタカ						NT	●NT ◇NT	NT
		サシバ						VU	●VU △NT	VU
ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ					VU	●VU ◇NT	VU	
スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ						VU	●国リ △国リ	NT
	アトリ科	コイカル								VU
	ヒタキ科	コルリ※							●NT	
5目	10科	17種	-	-	-	-	-	11種	15種	16種

表 3-1-29(3) 重要な動物種(爬虫類)の状況

目名	科名	種名	指定状況							
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
カメ目	イシガメ科	クサガメ								DD
	スッポン科	ニホンスッポン						DD	DD	DD
有鱗目	ナミヘビ科	シロマダラ							DD	VU
2目	3科	3種	-	-	-	-	-	1種	2種	3種

表 3-1-29(4) 重要な動物種(両生類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
有尾目(サンショウウオ目)	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ							VU	EN	CR
1目	1科	1種	-	-	-	-	-	-	1種	1種	1種

表 3-1-29(5) 重要な動物種(魚類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ							EN	EN	EN
ナマズ目	ナマズ科	ナマズ									NT
サケ目	アユ科	アユ									VU
ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ								NT	VU
スズキ目	カワアナゴ科	カワアナゴ								NT	VU
	ハゼ科	スミウキゴリ									NT
		ウキゴリ									NT
5目	6科	7種	-	-	-	-	-	-	1種	3種	7種

表 3-1-29(6) 重要な動物種(昆虫類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
ゴキブリ目	オオゴキブリ科	オオゴキブリ								NT	NT
カメムシ目	タイコウチ科	ヒメタイコウチ								NT	VU
	コオイムシ科	タガメ							VU	EN	EX
コウチュウ目	クワガタムシ科	ヒラタクワガタ									NT
チョウ目	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ※									NT
4目	5科	5種	-	-	-	-	-	-	1種	3種	5種

表 3-1-29(7) 重要な動物種(クモ類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
クモ目	ジグモ科	ワスレナグモ							NT	VU	CR
	トタテグモ科	キノボリトタテグモ							NT	VU	EN
		キシノウエトタテグモ							NT	VU	CR
1目	2科	3種	-	-	-	-	-	-	3種	3種	3種

表 3-1-29(8) 重要な動物種(カニ類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
十脚目	イワガニ科	モクズガニ									NT
		アカテガニ									VU
	スナガニ科	コムツキガニ									NT
		チゴガニ									NT
1 目	2 科	4 種	-	-	-	-	-	-	-	-	4 種

表 3-1-29(9) 重要な動物種(貝類)の状況

目名	科名	種名	指定状況								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
マルスダレガイ目	シジミ科	ウエジマメシジミ									EN
1 目	1 科	1 種	-	-	-	-	-	-	-	-	1 種

注) 1. 指定状況の①～⑧は、表 3-1-26、表 3-1-27 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国際希少野生動物種、国内希少野生動物種、特定国内希少野生動物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生動物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」(環境省、平成 30 年)の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他の無脊椎動物(クモ形類、甲殻類等)
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)の掲載種
- ⑧「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市、平成 27 年)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①特天:特別天然記念物、国天:国指定天然記念物
- ②県天:県指定天然記念物
- ③市天:市指定天然記念物
- ④国際:国際希少野生動物種、国内:国内希少野生動物種、特国内:特定国内希少野生動物種、緊急:緊急指定種
- ⑤指希:指定希少野生動物種
- ⑥EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群
- ⑦EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧 I 類、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、LP:地域個体群、国リ:国リスト掲載種、●:繁殖、△:通過、◇:越冬
- ⑧EX:絶滅、CR:絶滅危惧 I A 類、EN:絶滅危惧 I B 類、VU:絶滅危惧 II 類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足、国リ:国リスト掲載種、県リ:県リスト掲載種

3. ※:平成 18 年度現地調査において確認された種を示す。

4. カスミサンショウウオとトウキョウサンショウウオは同一種と考えられており、現在はカスミサンショウウオと整理されている。

出典:「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ウェブサイト)

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」(名古屋市、平成 27 年)

「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)

## ウ 注目すべき生息地等

調査地域周辺において、注目すべき生息地等は確認されていない。

(2) 植物

ア 植物相

調査地域周辺における現存植生図を図 3-1-20 に示す。

調査地域周辺は植生が少なく、寺社等のシイ・カシ二次林、ケネザサ-コナラ群集等がみられる。

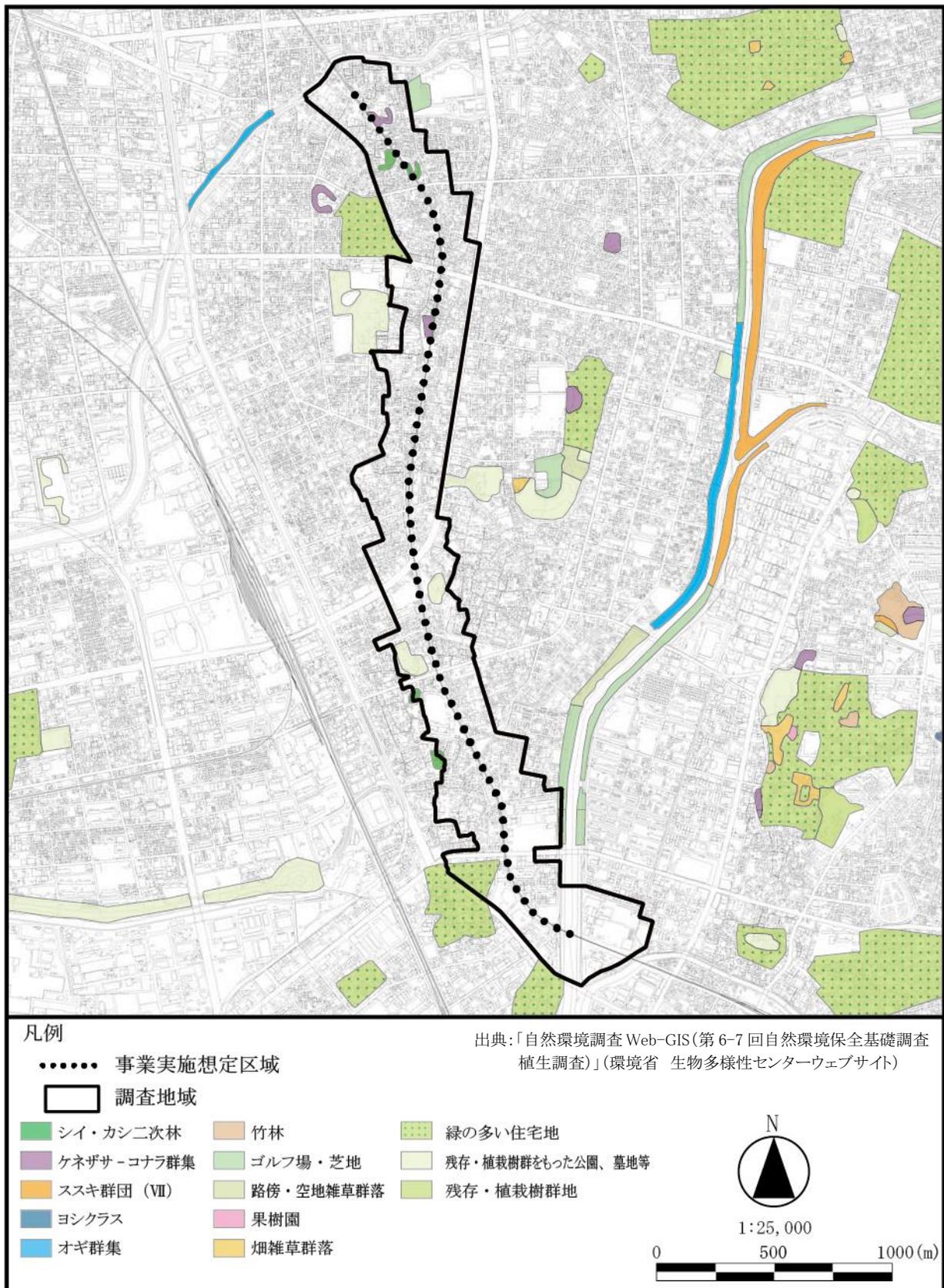


図 3-1-20 現存植生図

イ 重要な植物種

(ア) 重要な植物種の選定根拠等

「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)等に掲載された、調査地域周辺で確認された重要な植物種を選定した。

重要な植物種の選定根拠を表 3-1-30 に、選定根拠に定められた選定基準を表 3-1-31 に示す。また、重要な植物種を確認するために用いた文献を表 3-1-32 に示す。

なお、調査範囲は「(1)動物 イ重要な動物種 (ア)重要な動物種の選定根拠等」(3.2-36 ページ)のとおりである。

表 3-1-30 重要な植物種の選定根拠

法令及び文献		選定根拠
法令による指定	① 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)	・特別天然記念物 ・国指定天然記念物
	② 「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)	・県指定天然記念物
	③ 「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)	・市指定天然記念物
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)	・国際希少野生植物種 ・国内希少野生植物種 ・特定国内希少野生植物種 ・緊急指定種
	⑤ 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)	・指定希少野生植物種
文献による指定	⑥ 「環境省レッドリスト 2018」(環境省、平成 30 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A類(CR) ・絶滅危惧 I B類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
	⑦ 「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A類(CR) ・絶滅危惧 I B類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・国リスト
	⑧ 「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市、平成 27 年)	・絶滅(EX) ・絶滅危惧 I A類(CR) ・絶滅危惧 I B類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)

注) 表中の①～⑧は、表 3-1-31 の区分、表 3-1-33 の指定状況に対応する。

表 3-1-31 重要な植物種の選定基準

区分		選定基準	
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。	
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、我が国にとって学術上価値の高いもの。	
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、県にとって学術上価値の高いもの。	
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物(自生地を含む。)で、市にとって学術上価値の高いもの。	
④	国内希少野生植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生植物の種であって、政令で定めるもの。	
	国際希少野生植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生植物の種(国内希少野生植物種を除く)であって、政令で定めるもの。	
	特定国内希少野生植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体を繁殖させることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。	
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生植物種及び国際希少野生植物種以外の野生植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。	
⑤	指定希少野生植物種	県内に生息し、又は生息する絶滅のおそれのあるものとして以下のいずれかに該当する野生植物の種(亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。)のうち、特に保護を図る必要があると認めるもの。 一 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ない野生植物 二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生植物 三 その種の個体の主要な生息地又は生息地が減少しつつある野生植物 四 その種の個体の生息又は生息の環境が著しく悪化しつつある野生植物 五 上記に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情がある野生植物	
⑥	絶滅(EX)	我が国では既に絶滅したと考えられる種	
	野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	
地域個体群(LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。		
⑦	絶滅(EX)・野生絶滅(EW)	愛知県ではすでに絶滅したと考えられる種。野生では絶滅し、飼育・栽培下でのみ存続している種。	
	絶滅危惧	絶滅危惧種 I 類(CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種。現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの。
		絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
	情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。	
国リスト	環境省レッドリストに記載されているが、愛知県において上記の要件に該当しない種。		
⑧	絶滅(EX)	名古屋市内では既に絶滅したと考えられる種	
	絶滅危惧	絶滅危惧 I A 類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧 I B 類(EN)	I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧 II 類(VU)	絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種。現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。	
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種。		

注) 表中の①～⑧は、表 3-1-30 の法令及び文献、表 3-1-33 の指定状況に対応する。

表 3-1-32 重要な植物種の確認文献

文献		対象となる種
A	「レッドデータブックあいち 2009」(愛知県ウェブサイト)	調査地域が含まれるメッシュ(2メッシュ)で確認された植物種
B	「自然環境調査 Web-GIS」(環境省ウェブサイト)	調査地域周辺に存在する巨樹・巨木林
C	「レッドデータブックなごや 2015 植物編」(名古屋市、平成 27 年)	南区で確認された植物種
D	「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成 22 年)	現地調査で確認された植物種のうち、重要種と分類された種

## (イ) 重要な植物種

「(ア) 重要な植物種の選定根拠等」より選定した重要な植物種の状況について、区分ごとに整理したものを以下に示す。

## a 被子植物

事業実施想定区域における重要な植物種(被子植物)の状況を表 3-1-33(1)～(2)に示す。  
調査地域周辺では、36科 58種が確認されている。

## b シダ植物

事業実施想定区域における重要な植物種(シダ植物)の状況を表 3-1-33(3)に示す。  
調査地域周辺では、3科 3種が確認されている。

## c コケ植物

調査地域周辺における重要な植物種(コケ植物)の状況を表 3-1-33(4)に示す。  
調査地域周辺では、1科 1種が確認されている。

表 3-1-33(1) 重要な植物種(被子植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
イグサ科	イヌイ							EN	
イネ科	ウキシバ							NT	
	ウンヌケ						VU	NT	
	ヒメコヌカグサ						NT	国リ	
	ヒメタイヌビエ							EN	
イバラモ科	イトトリゲモ						NT	国リ	
オモダカ科	アギナシ						NT	国リ	
カヤツリグサ科	セイタカハリイ							VU	
	ミカワシンジュガヤ						VU	VU	
シバナ科	シバナ						NT	NT	
トチカガミ科	トチカガミ						NT	EN	
	ミズオオバコ						VU	国リ	
ヒルムシロ科	ヒルムシロ							NT	
	リュウノヒゲモ						NT	国リ	
ホシクサ科	シラタマホシクサ						VU	VU	
ラン科	キンラン						VU	NT	
	サギソウ						NT	VU	
アオイ科	ハマボウ							VU	
アカザ科	ハマアカザ							VU	
	マルバアカザ							NT	
アカバナ科	ウスゲチョウジタデ						NT	国リ	
アブラナ科	コイヌガラシ						NT	国リ	
アリノコグサ科	オグラノフサモ						VU	CR	
オオバコ科	トウオオバコ							EN	
オトギリソウ科	スズサイコ						NT	国リ	
ガガイモ科	キキョウ						VU	VU	
キキョウ科	ウスゲチョウジタデ							VU	
キク科	ウラギク						NT	国リ	
	カセンソウ							EN	
キンボウゲ科	ウマノアシガタ							VU	
クスノキ科	クスノキ			市天					
	ニッケイ						NT	国リ	
	シロダモ※								NT
グミ科	アリマグミ							VU	
ゴマノハグサ科	イヌノフグリ						VU	国リ	
	オオアブノメ						VU	VU	
	カワヂシャ						NT	国リ	国リ
シソ科	シマジタムラソウ						VU	NT	
	ミゾコウジュ						NT	国リ	
スイレン科	ヒメコウホネ						VU	EN	
タデ科	アキノミチヤナギ								VU
	コギシギシ						VU	国リ	VU

表 3-1-33(2) 重要な植物種(被子植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
タデ科	サイコクヌカボ						VU	NT	
	ナガバノウナギツカミ						NT	NT	
タヌキモ科	イヌタヌキモ						NT	国リ	
	コタヌキモ							CR	
	ムラサキミカキグサ						NT	NT	
ハイノキ科	シロバイ※							CR	
バラ科	マメナシ						EN	CR	
ヒユ科	ホソバハマアカザ								NT
マメ科	イヌハギ						VU	VU	
	オオバクサフジ							NT	
ミソハギ科	エゾミソハギ							VU	
	ミズスギナ						CR	EX	
	ミズマツバ						VU	国リ	
ミツガシワ科	ガガブタ						NT	NT	
ヤナギ科	キヌヤナギ							NT	VU
ユキノシタ科	ヤブサンザシ							VU	
36 科	58 種	-	-	1 種	-	-	35 種	53 種	7 種

表 3-1-33(3) 重要な植物種(シダ植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
コバノイシカグマ科	イシカグマ							NT	
サンショウモ科	サンショウモ						VU	CR	
メンダ科	ウスバシケンダ						VU	VU	
3 科	3 種	-	-	-	-	-	2 種	3 種	1 種

表 3-1-33(4) 重要な植物種(コケ植物)の状況

科名	種名	指定状況							
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
クサリゴケ	マルバヒメクサリゴケ							VU	VU
1 科	1 種	-	-	-	-	-	-	1 種	1 種

注) 1. 指定状況の①～⑧は、表 3-1-30、表 3-1-31 及び以下に示す法令及び文献の番号と一致し、当該法令及び文献における指定状況を示している。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別天然記念物、国指定天然記念物
- ②「愛知県文化財保護条例」(昭和 30 年愛知県条例第 24 号)に基づく県指定天然記念物
- ③「名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例」(昭和 47 年名古屋市条例第 4 号)に基づく市指定天然記念物
- ④「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年法律第 75 号)に基づく国際希少野生植物種、国内希少野生植物種、特定国内希少野生植物種、緊急指定種
- ⑤「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づく指定希少野生植物種
- ⑥「環境省レッドリスト 2018」(環境省、平成 30 年)の維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類
- ⑦「レッドリストあいち 2015」(愛知県、平成 27 年)の掲載種
- ⑧「名古屋市版レッドリスト 2015」(名古屋市、平成 27 年)の掲載種

2. 各指定状況の内容は、略称であり、それぞれ以下のことを示している。

- ①特天:特別天然記念物、 国天:国指定天然記念物
- ②県天:県指定天然記念物
- ③市天:市指定天然記念物

- ④国際:国際希少野生植物種、国内:国内希少野生植物種、特国内:特定国内希少野生植物種  
緊急:緊急指定種
- ⑤指希:指定希少野生植物種
- ⑥EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、  
EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧
- ⑦EX:絶滅、EW:野生絶滅、CR+EN:絶滅危惧Ⅰ類、CR:絶滅危惧ⅠA類、  
EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、国リ:国リスト掲載種
- ⑧EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、  
DD:情報不足、国リ:国リスト掲載種、県リ:県リスト掲載種

3. ラン科の「シラン」は、この地域では園芸個体の逸出であると考えられ、保全対象外である。

4. ※:平成18年度現地調査において確認された種を示す。

出典:「レッドデータブックあいち2009」(愛知県ウェブサイト)

「レッドデータブックなごや2015 植物編」(名古屋市、平成27年)

「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託報告書」(名古屋市、平成22年)

「市指定文化財」(名古屋市ウェブサイト)

## ウ 重要な植物群落等の状況

調査地域周辺における重要な植物群落等の状況は、表3-1-34及び図3-1-21のとおりである。

「第3回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」によると、調査地域周辺において特定植物群落は報告されていない。

調査地域周辺の重要な植物群落等(巨樹・巨木林)として、村上社のクスノキが「第4回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」に示されている。なお、村上社のクスノキは名古屋市により天然記念物に指定されている。

また、「保存樹及び保存樹林並びに緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づく保存樹が調査地域周辺に存在している。

表 3-1-34 重要な植物群落等の状況

	樹木名	指定状況	所在地
1	クスノキ	保存樹	熊野三社
2	クスノキ	保存樹	熊野三社
3	ムクノキ	保存樹	熊野三社
4	クロガネモチ	保存樹	個人
5	クスノキ	保存樹	西方院
6	クスノキ	保存樹	星宮社
7	クスノキ	保存樹	七所神社
8	クスノキ	保存樹	喚続神社
9	クスノキ	市指定天然記念物 第4回自然環境保全基礎調査	村上社

注) 樹木名番号は、図3-1-21に対応する。

出典:「自然環境調査Web-GIS」(環境省生物多様性センターウェブサイト)

「第4回自然環境保全基礎調査愛知県自然環境情報図」(環境庁、平成7年)

「市指定文化財」(名古屋市ウェブサイト)

「保存樹・保存樹林」(名古屋市ウェブサイト)

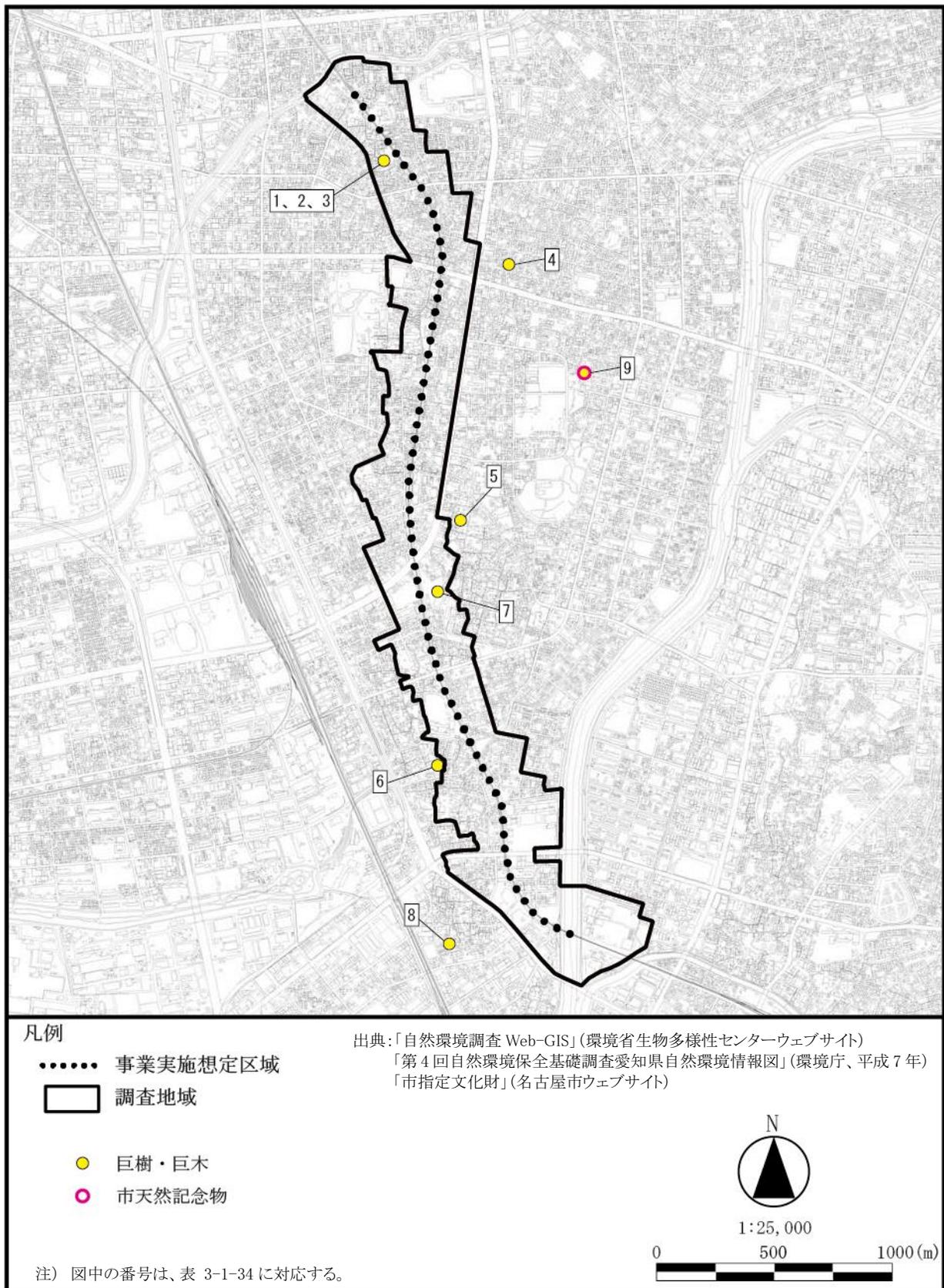


図 3-1-21 重要な植物群落等(巨樹・巨木林)の状況

### (3) 生態系

植生自然度区分基準を表 3-1-35 に示す。

調査地域周辺における植生としては、市街地、工場地帯、緑の多い住宅地が広がっており自然植生度 1～3 の自然度の低い植生が多く分布している。ケネザサ-コナラ群集、ススキ群団など自然植生度 4～7 の植生が、部分的にみられる。

事業実施想定区域及び周辺の自然環境は、天白川の河川敷、社寺林、都市公園等にまとまった植生がみられるのみである(図 3-1-20 現存植生図参照)。

#### ア 上位性

「レッドデータブックなごや 2015 動物編」によると、調査地域周辺において重要な動物種として鳥類のミサゴが確認されているが、調査地域周辺には猛禽類の繁殖地、休息地となる環境が存在しないことから、調査地域周辺は重要な生息地として利用されていないと考えられる。

#### イ 典型性

調査地域周辺では、天白川沿いのススキ群団、オギ群集や社寺林のシイ・カシ二次林が典型的な植生としてみられる。こうした環境下には様々な動物が生息しており、川沿いにはサギ類、カモ類等、社寺林にはハト、トカゲ、セミ等がみられ、調査地域周辺における典型的な種であるといえる。

表 3-1-35 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち、単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区
8	ブナ-ミズナラ群集、シイ・カシ二次林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群落、コナラ群落等、繰り返し伐採されている一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地、アカメガシワ等の低木林
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原、伝統的な管理を受けて持続している構成種の多い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原、伐採直後の草原、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落
3	竹林、外来種の植林・二次林・低木林、果樹園、茶畑、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	外来種の草原、畑、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典:「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(平成 28 年環生多発第 1603312 号)

### (4) 緑地

緑地の状況を図 3-1-22 に示す。

調査地域の緑地として、天白川緑地や特別緑地保全地区、小規模な公園が分布している。



図 3-1-22 緑地の状況

### 3-1-5 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### (1) 景観

「第 3 回自然環境保全基礎調査 愛知県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)によると、調査地域周辺に特定植物群落及び自然景観資源は存在しない。

名古屋市の「都市景観条例」(昭和 59 年名古屋市条例第 17 号)に基づく都市景観重要建築物等指定物件が調査地域周辺に存在する。

景観資源を表 3-1-36 及び図 3-1-23 に示す。

表 3-1-36 景観資源(都市景観重要建築物等指定物件)

都市景観重要建築物等指定物件	概要
笠覆寺(笠寺観音)仁王門・本堂・西門・多宝塔・鐘楼	笠寺縁起(かさでらえんぎ)によれば、天平8年(736年)浜に流れ着いた霊木に僧善光が十一面観音を刻み、小堂を建てて安置したことに始まった。尾張四観音の一つで、仁王門・多宝塔・鐘楼・本堂等見事な伽藍(がらん)の数々を配し、四観音の中でもひとときわ荘厳である。
一里塚のエノキ	一里塚は江戸幕府が主要街道を整備した際に設けたもので、市内に9箇所あったといわれるが、現在残されている唯一のもので、貴重な遺跡である。エノキの状態からも江戸時代に植えられたものと思われ、かつての東海道の面影を忍ぶ手がかりとなっている。
村上社のクスノキ	名古屋市指定天然記念物である。樹齢1,000年とされる古樹で根元は肥大してこぶ状となっている。鎌倉街道が通り、対岸の野並・古鳴海の渡船場であり、舟人の目標であったといわれている。
古鳴海八幡社のクスノキ	元来、2つの幹が交わる形で人字状になっており、小さい方が枯れてしまったが、今でも交差の跡が残っている。

出典:「都市景観重要建築物等指定物件」(名古屋市ウェブサイト)

#### (2) 眺望点

調査地域周辺における眺望点を表 3-1-37 及び図 3-1-23 に示す。

表 3-1-37 眺望点

眺望点	眺望点の状況等
東海橋線 (呼続小学校前の横断歩道橋)	交通量が多く、市内でも有数の渋滞が発生する幹線道路である。
本城公園	事業予定地に隣接し、不特定多数の人が利用する公園である。
星崎鳴海線 (名南工業高校南の交差点)	交通量が多く、市内でも有数の渋滞が発生する幹線道路である。

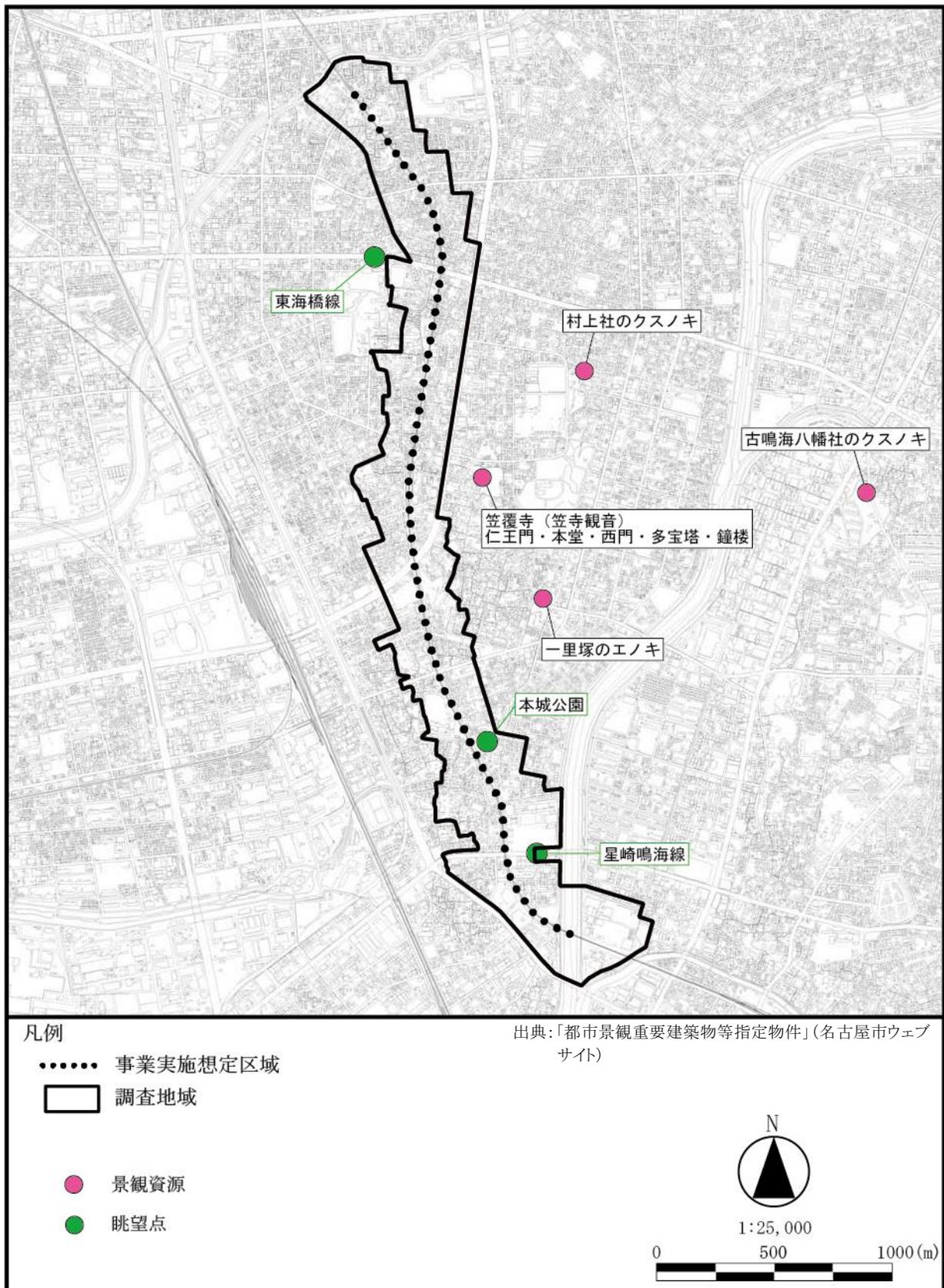


図 3-1-23 景観資源及び眺望点の状況

### (3) 屋外レクリエーション施設

調査地域周辺における屋外レクリエーション施設の状況を表 3-1-38 及び図 3-1-24 に示す。

表 3-1-38 屋外レクリエーション施設の状況

名称	レクリエーション施設の状況
呼続公園	野球場
赤坪公園	野球場
元塩公園	テニスコート
丹後公園	野球場、テニスコート
大江川緑地	サイクリングコース
天白川緑地	サイクリングコース

出典:「名古屋市みどりの年報 2017 年」(名古屋市、平成 29 年)

### (4) 人と自然との触れ合いの活動の場

調査地域周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表 3-1-39 及び図 3-1-24 に示す。

表 3-1-39 人と自然との触れ合い活動の場の状況

区分	名称	人と自然との触れ合い活動の場の状況等
基幹公園	粕島公園	広場、遊具等が設置されている。
	丹八山公園	多数の石碑が置かれた小高い丘であり、桜の名所としても知られる。丘の下には広場、遊具等が設置されている。
	本城公園	広場、遊具等が設置されている。
	本星崎公園	広場、遊具等が設置されている。
	阿原公園	広場、遊具等が設置されている。
	最中公園	広場、遊具等が設置されている。
都市緑地	天白川緑地	天白川の河川敷に整備された緑地である。
緑道	中井用水緑道	中井用水は天白区下八事下池を水源とする水路で、大江川に注いでいる。灌漑用水として作られたと考えられているが、現在では水路は中井用水緑道として整備されている。
特別緑地 保全地区	熊野三社特別緑地保全地区	神社・寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗慣習と結びついて、地域において伝統的、文化的意義を有する緑地として指定されている。
	桜神明社特別緑地保全地区	
	七所神社特別緑地保全地区	

出典:「南区のまぢめぐり」(名古屋市南区ウェブサイト)

「特別緑地保全地区の指定状況(平成 29 年 3 月 1 日現在)」(名古屋市、平成 29 年)

「名古屋市みどりの年報 2017 年」(名古屋市、平成 29 年)

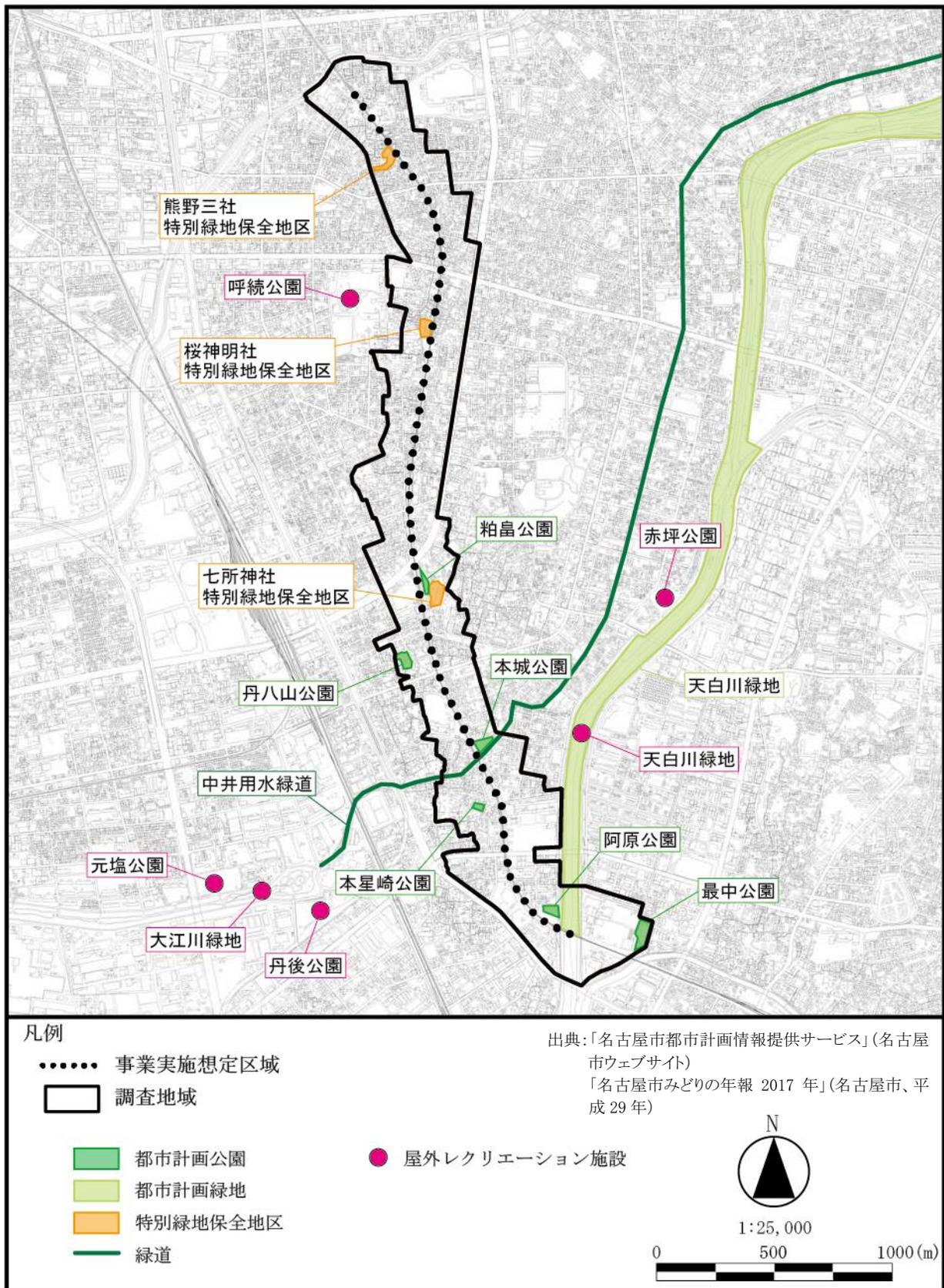


図 3-1-24 屋外レクリエーション施設及び人と自然との触れ合い活動の場の状況



## 3-2 社会的状況

### 3-2-1 人口及び産業の状況

#### (1) 人口及び世帯数

調査地域周辺における人口、世帯数及び人口密度を表 3-2-1 に示す。

平成 27 年国勢調査において、南区の人口は 136,935 人(世帯数:61,064 世帯)、緑区の人口は 241,822 人(世帯数:95,210 世帯)となっている。

平成 22 年からの 5 年間では、人口が南区では 3.1%減少、緑区では 5.3%増加している。

学区単位で整理を行った人口、世帯数及び人口密度を表 3-2-2 に示す。平成 27 年の人口密度は菊住学区が最も多く、平成 22 年からの 5 年間の人口増減率は鳴海学区が最も大きくなっている。

調査地域周辺における昼夜別人口を表 3-2-3 に示す。平成 27 年の昼夜間人口比率は南区が 100.3%、緑区が 78.8%となっており、平成 22 年と比べほぼ横ばいである。

調査地域周辺における年代別人口を図 3-2-1 に示す。南区は 65～69 歳、緑区は 40～44 歳が最も多くなっている。

表 3-2-1 人口、世帯数及び人口密度

市区	平成27年				平成22年	人口増減率 (%)
	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	人口 (人)	
南区	18.46	61,064	136,935	7,418	141,310	-3.1
緑区	37.91	95,210	241,822	6,379	229,592	5.3
名古屋市	326.45	1,058,497	2,295,638	7,032	2,263,894	1.4

注) 平成27年10月1日現在の値である。

出典:「国勢調査(分野別統計調査結果)」(名古屋市ウェブサイト)

表 3-2-2 学区別人口、世帯数及び人口密度

学区		平成27年				平成22年	人口増減率 (%)
		面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	人口 (人)	
南区	呼統	1.05	4,516	9,697	9,217.7	9,802	-1.1
	大磯	0.86	2,470	5,877	6,841.7	6,016	-2.3
	桜	0.70	2,846	6,544	9,335.2	6,600	-0.8
	菊住	0.75	3,828	8,785	11,791.9	8,390	4.7
	春日野	0.80	3,700	8,268	10,296.4	8,390	-1.5
	笠寺	1.87	5,341	11,960	6,402.6	12,233	-2.2
	星崎	1.99	2,499	6,081	3,051.2	5,834	4.2
緑区	鳴海	1.67	4,979	11,367	6,790.3	10,830	5.0
合計		9.70	30,179	68,579	7073.6	68,095	0.7

注) 1. 平成27年10月1日現在の値である。

2. 学区単位の値は、調査地域外も含む。

出典:「国勢調査(分野別統計調査結果)」(名古屋市ウェブサイト)

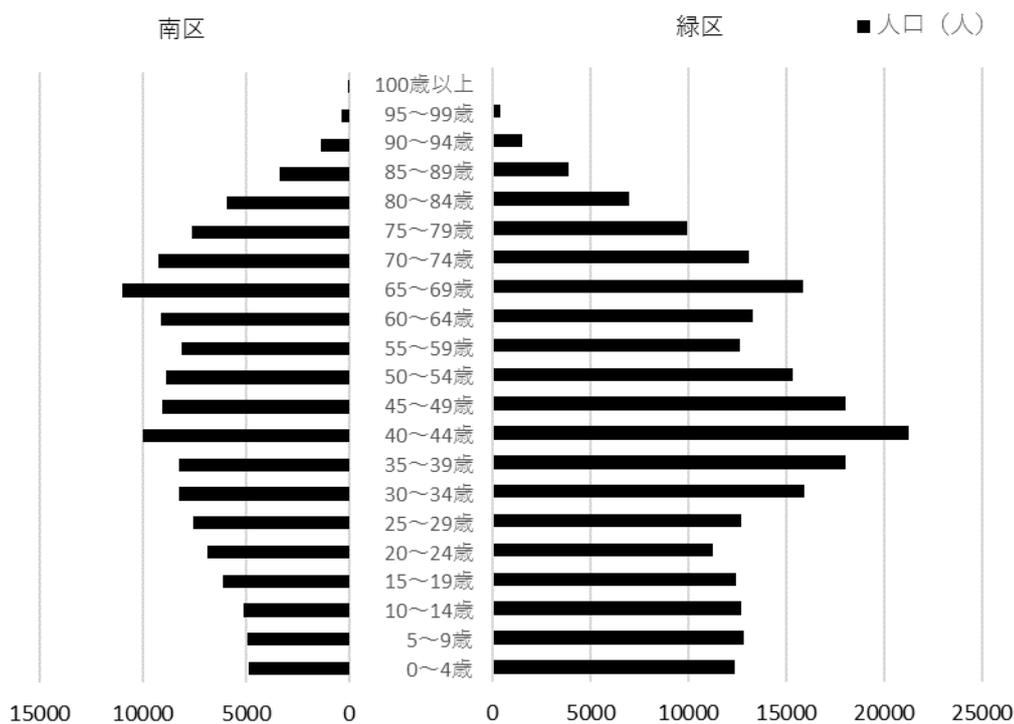
表 3-2-3 昼夜別人口

市区	平成27年			平成22年	昼夜間人口 比率の差
	常住人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (%)	昼夜間人口比率 (%)	
南区	136,935	137,368	100.3	100.4	-0.1
緑区	241,822	190,564	78.8	80.0	-1.2
名古屋市	2,295,638	2,589,799	112.8	113.5	-0.7

注) 1. 平成27年10月1日現在の値である。

2. 昼夜間人口比率 = (昼間人口 / 常住人口) × 100

出典:「平成27年国勢調査 名古屋の昼間人口(従業地・通学地集計結果)」(名古屋市ウェブサイト)



注) 平成27年10月1日現在の値である。

出典:「平成27年国勢調査 人口等基本集計結果」(名古屋市ウェブサイト)

図 3-2-1 年代別人口

## (2) 産業

### ア 事業所数

調査地域周辺における産業大分類の事業所数を表 3-2-4 に示す。

両区ともに、事業所数は卸売業、小売業の数が最も多く、次いで製造業の順になっている。

表 3-2-4 産業大分類別の事業所数(平成 28 年 6 月 1 日現在)

(単位:事業所)

項目	南区	緑区	名古屋市
農林漁業	2	10	52
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1
建設業	598	640	8,449
製造業	978	898	9,993
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	67
情報通信業	27	30	2,389
運輸業、郵便業	160	100	2,300
卸売業、小売業	1,488	1,695	31,702
金融業、保険業	62	111	2,228
不動産業、物品賃貸業	247	365	7,922
学術研究、専門・技術サービス業	188	246	6,930
宿泊業、飲食サービス業	786	774	17,671
生活関連サービス業、娯楽業	537	637	9,483
教育、学習支援業	167	339	4,022
医療、福祉	483	702	8,999
複合サービス事業	22	21	349
サービス業(他に分類されないもの)	330	306	7,558
総数	6,076	6,877	120,115

注) 「-」は存在しないことを示す。

出典:「平成28年 経済センサス -活動調査(速報) 結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

## イ 従業者数

調査地域周辺における産業大分類の従業者数を表 3-2-5 に示す。

南区は製造業の数が最も多く、次いで卸売業、小売業、緑区は卸売業、小売業の数が最も多く、次いで製造業の順になっている。

表 3-2-5 産業大分類別の従業者数(平成 28 年 6 月 1 日現在)

項目	(単位:人)		
	南区	緑区	名古屋市
農林漁業	5	92	445
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	4
建設業	5,046	4,991	92,035
製造業	13,646	11,124	135,006
電気・ガス・熱供給・水道業	37	273	8,025
情報通信業	126	289	62,535
運輸業、郵便業	4,371	2,339	70,639
卸売業、小売業	12,700	17,534	337,873
金融業、保険業	676	1,009	45,083
不動産業、物品賃貸業	1,612	1,386	41,696
学術研究、専門・技術サービス業	1,964	1,288	59,645
宿泊業、飲食サービス業	5,278	7,697	159,830
生活関連サービス業、娯楽業	2,338	3,550	60,154
教育、学習支援業	1,652	1,968	55,176
医療、福祉	10,151	10,828	141,808
複合サービス事業	377	183	5,982
サービス業(他に分類されないもの)	3,669	3,056	164,864
総数	63,648	67,607	1,440,800

注) 「-」は存在しないことを示す。

出典:「平成28年 経済センサス -活動調査(速報) 結果の概要」(名古屋市ウェブサイト)

### 3-2-2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用

##### ア 土地利用

調査地域周辺における民有地の地目別土地利用面積の状況を表 3-2-6 に示す。

地目別にみると、南区、緑区ともに宅地が最も多くなっている。

また、調査地域周辺における建物の利用状況を図 3-2-2、4 階建て以上の建物の分布状況を図 3-2-3 に示す。調査地域は住居施設が多くみられる。

表 3-2-6 地目別土地利用面積(平成 29 年)

単位: 上段;面積(a)

下段;割合(%)

市区	総数	田	畑	宅地	池沼	山林・原野	鉄道軌道 用地	雑種地
南区	114,299	-	1,063	98,553	239	10	3,651	10,783
	100	0	0.9	86.2	0.2	0	3.2	9.4
緑区	231,534	428	13,149	178,058	32	5,893	2,438	31,536
	100	0.2	5.7	76.9	0	2.5	1.1	13.6
名古屋市	1,840,208	62,644	59,982	1,500,908	573	27,839	27,698	160,564
	100	3.4	3.3	81.6	0	1.5	1.5	8.7

注) 1. 平成29年1月1日現在の値である。

2. 固定資産課税台帳によって集計したものであり、免税点以下の土地を含み、公衆用道路、保安林、学校用地等課税対象外の土地は含まない。

2. 四捨五入により合計が合わない場合がある。

出典:「平成29年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

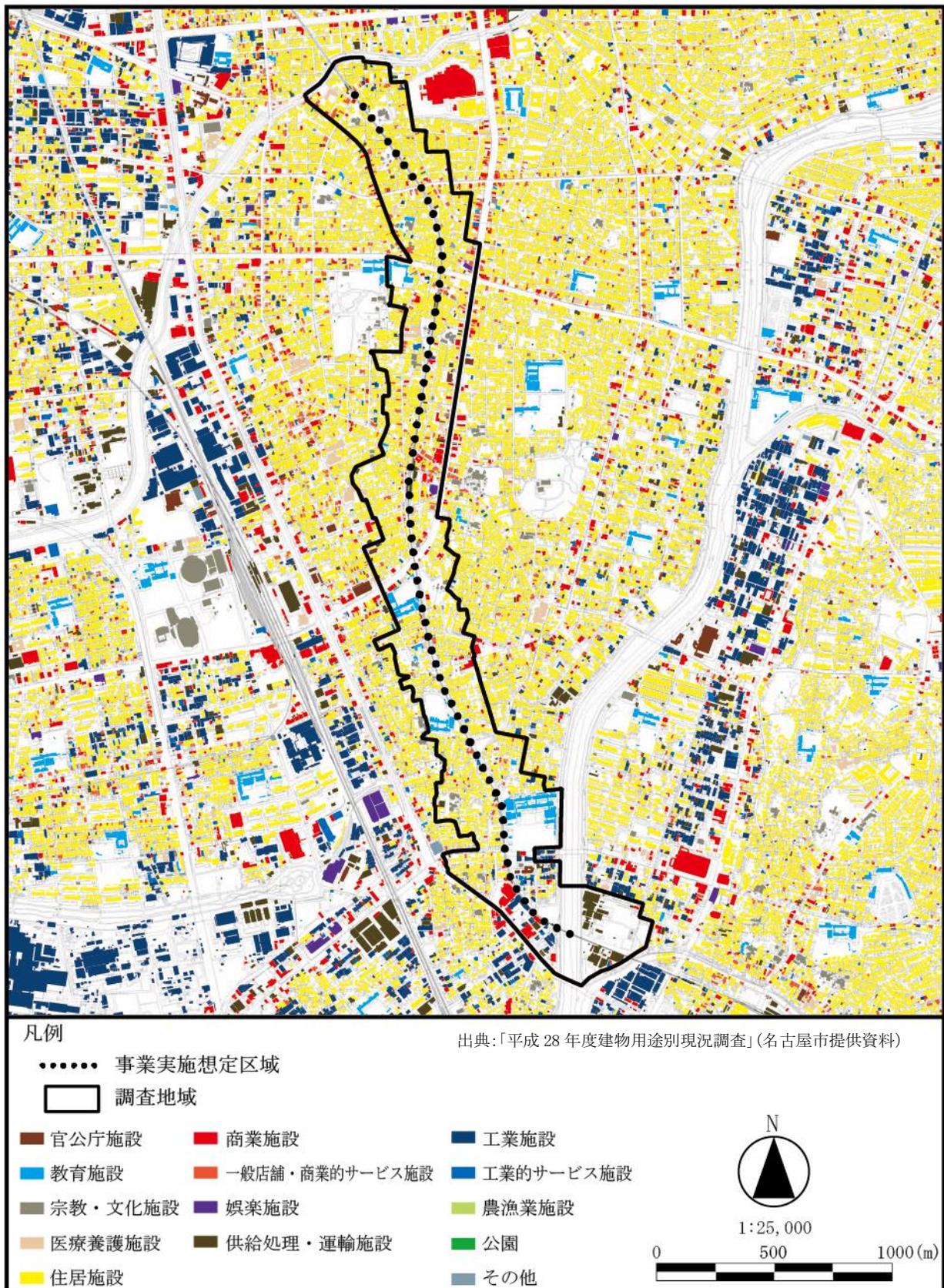


図 3-2-2 建物の利用状況

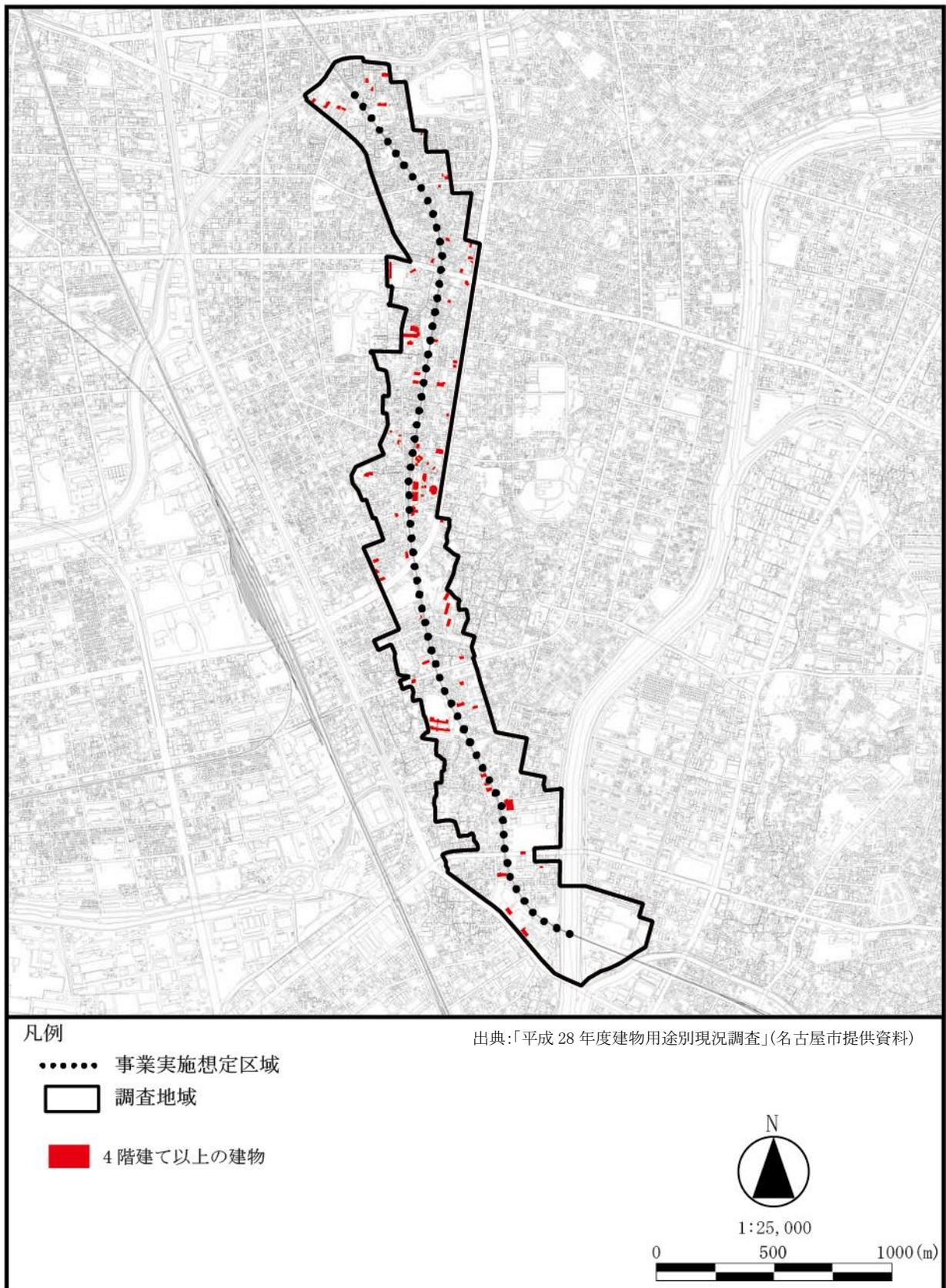


図 3-2-3 4 階建て以上の建物の分布状況

#### イ 都市計画区域

調査地域周辺における用途地域の指定状況を図 3-2-4 に示す。調査地域は、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域等が分布している。

また、高度地区の指定状況を図 3-2-5 に示す。事業実施想定区域には 15m 高度地区が含まれている。

#### ウ 周辺地域における開発の動向

名古屋市では地域資源や地域特性を生かした特色のある様々なまちづくりを効率的・効果的に進めていくため「戦略的まちづくり」を行っている。調査地域周辺においては、笠寺が「地域資源を生かした居住環境の向上と生活利便性を生かした既成市街地の再生」戦略の重点地域と位置づけられており、旧東海道など歴史的な資源を生かした趣のあるまちづくりや、鉄道高架、道路整備を契機とする居住環境の改善など駅周辺のまちづくりなどの検討が進められている。

出典:「名古屋市都市計画マスタープラン」(名古屋市、平成 23 年)

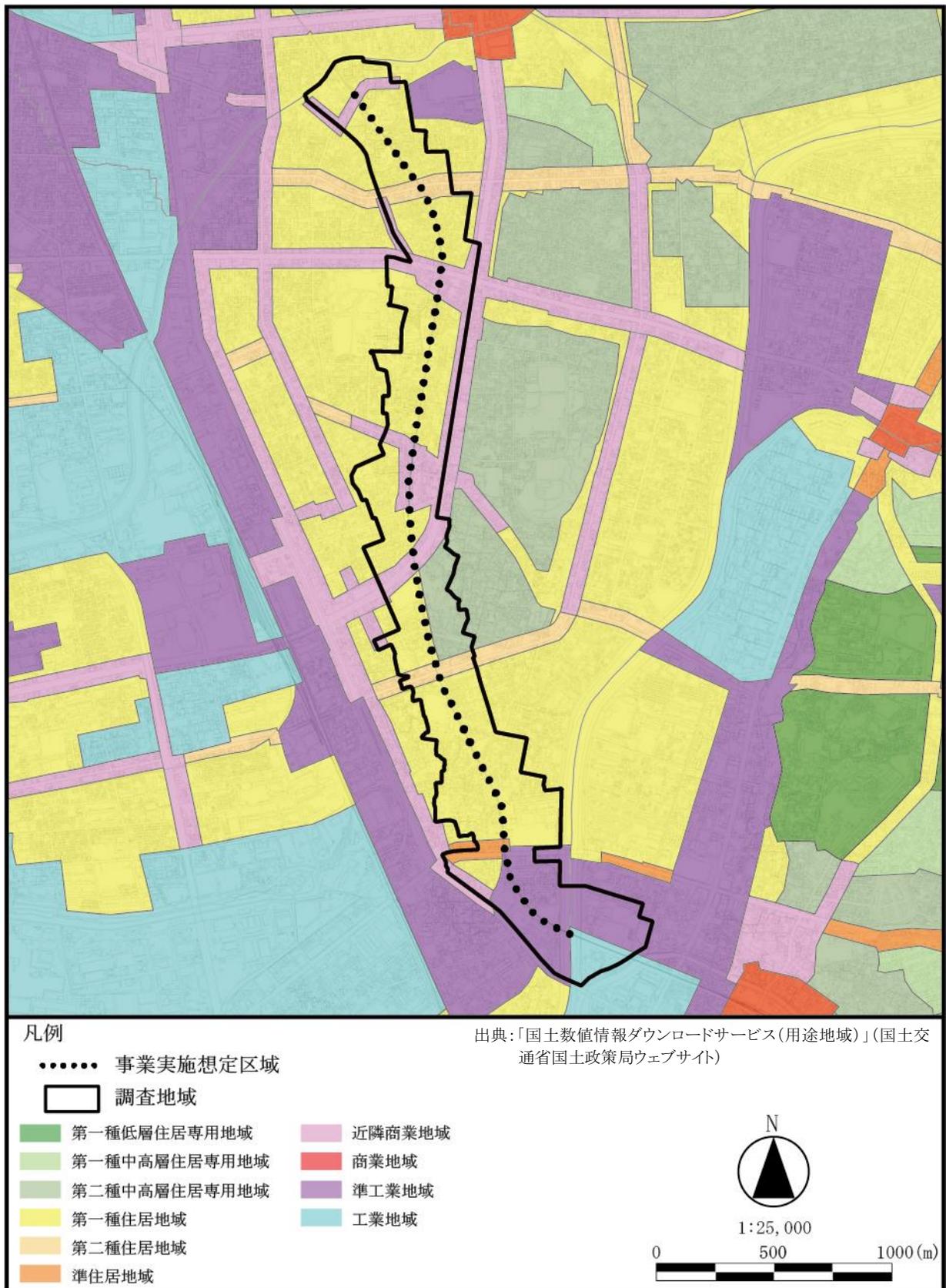


図 3-2-4 用途地域の指定状況

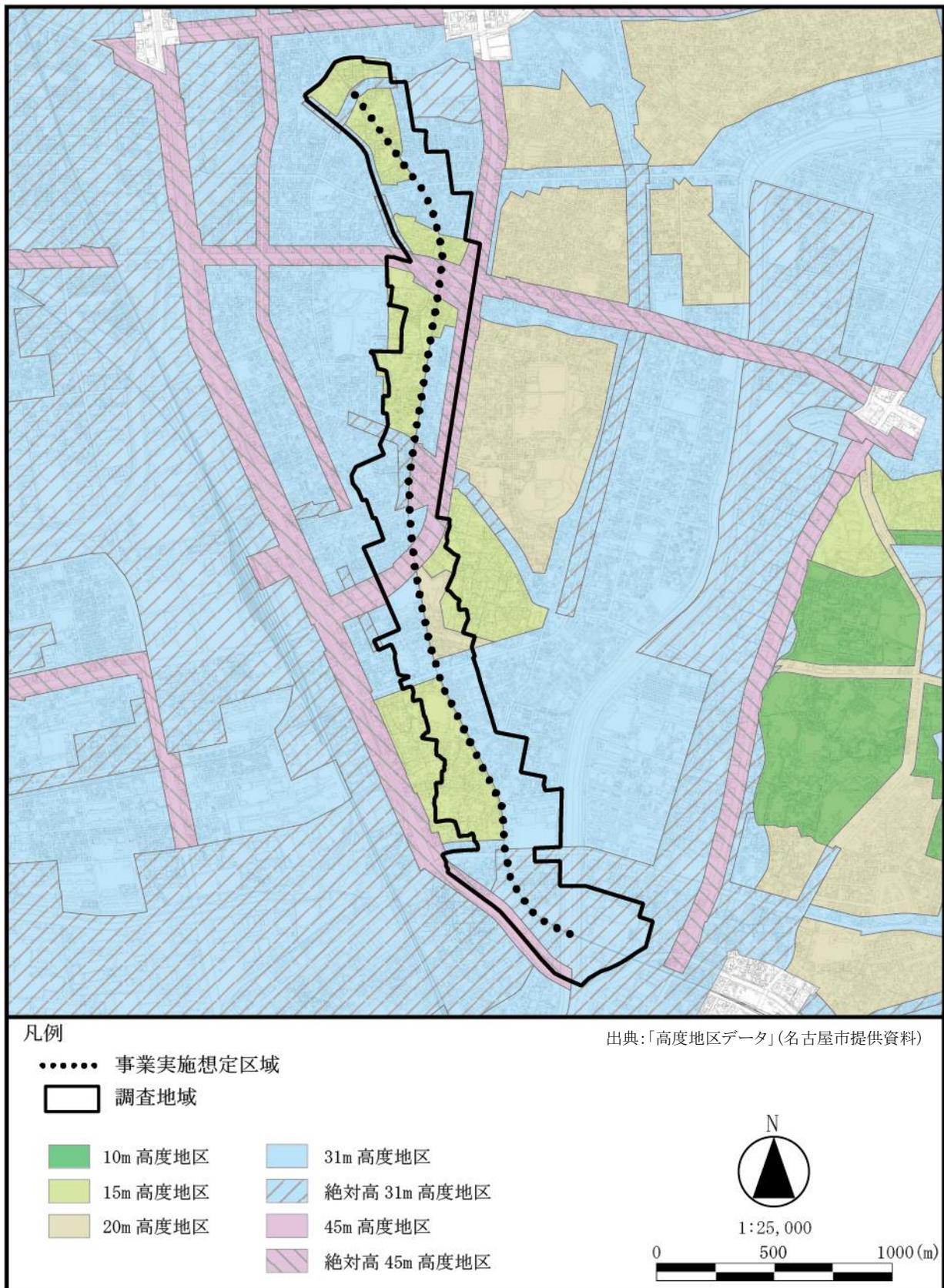


図 3-2-5 高度地区の指定状況

### 3-2-3 水域利用の状況

#### (1) 河川

調査地域を流れる河川は、天白川水系天白川である。天白川は河川延長約 21.5km、流域面積約 118.8km<sup>2</sup> の二級河川で、調査地域周辺では高水敷に公園やサイクリングロードが整備されている。天白川水系には、農業用の許可水利権が 6 件、慣行水利権が 18 件、工業用の許可水利権が 1 件あるが、昭和 36 年の愛知用水の通水により現在では農業、水道及び工業用水ともその大部分を木曾川水系等からの取水に依存している。なお、天白川に漁業権は設定されていない。

出典:「二級河川天白川水系 河川整備基本方針」(愛知県、平成 20 年)  
「環境アセスメントデータベース(内水面漁業権)」(環境省ウェブサイト)

#### (2) 地下水

調査地域は「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による指定地域に指定されていないが、名古屋市環境保全条例による揚水規制区域に指定されており、地下水の採取が規制されている。

出典:「地下水採取規制の届出及び規制の手引き」(名古屋市、平成 30 年)

### 3-2-4 交通の状況

#### (1) 道路、鉄道等交通網

調査地域周辺における主要な道路及び鉄道等の状況を図 3-2-6 に、市バス路線図を図 3-2-7 に示す。

調査地域は、本事業の対象路線である名鉄名古屋本線が縦断し、主要県道諸輪名古屋線、主要市道名古屋環状線等が横断している。

また、調査地域周辺において名古屋市バスが運行している。

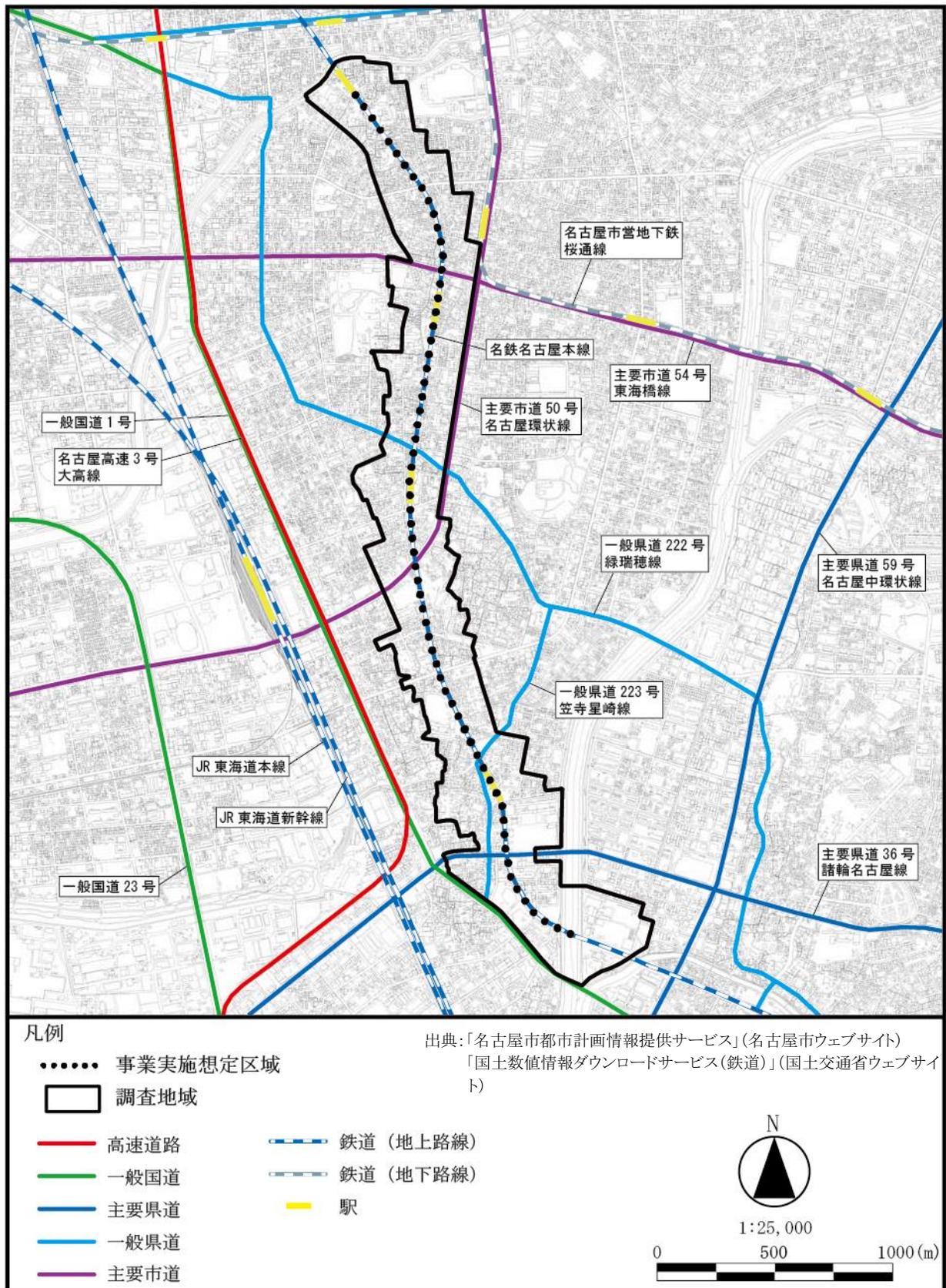


図 3-2-6 交通網の状況

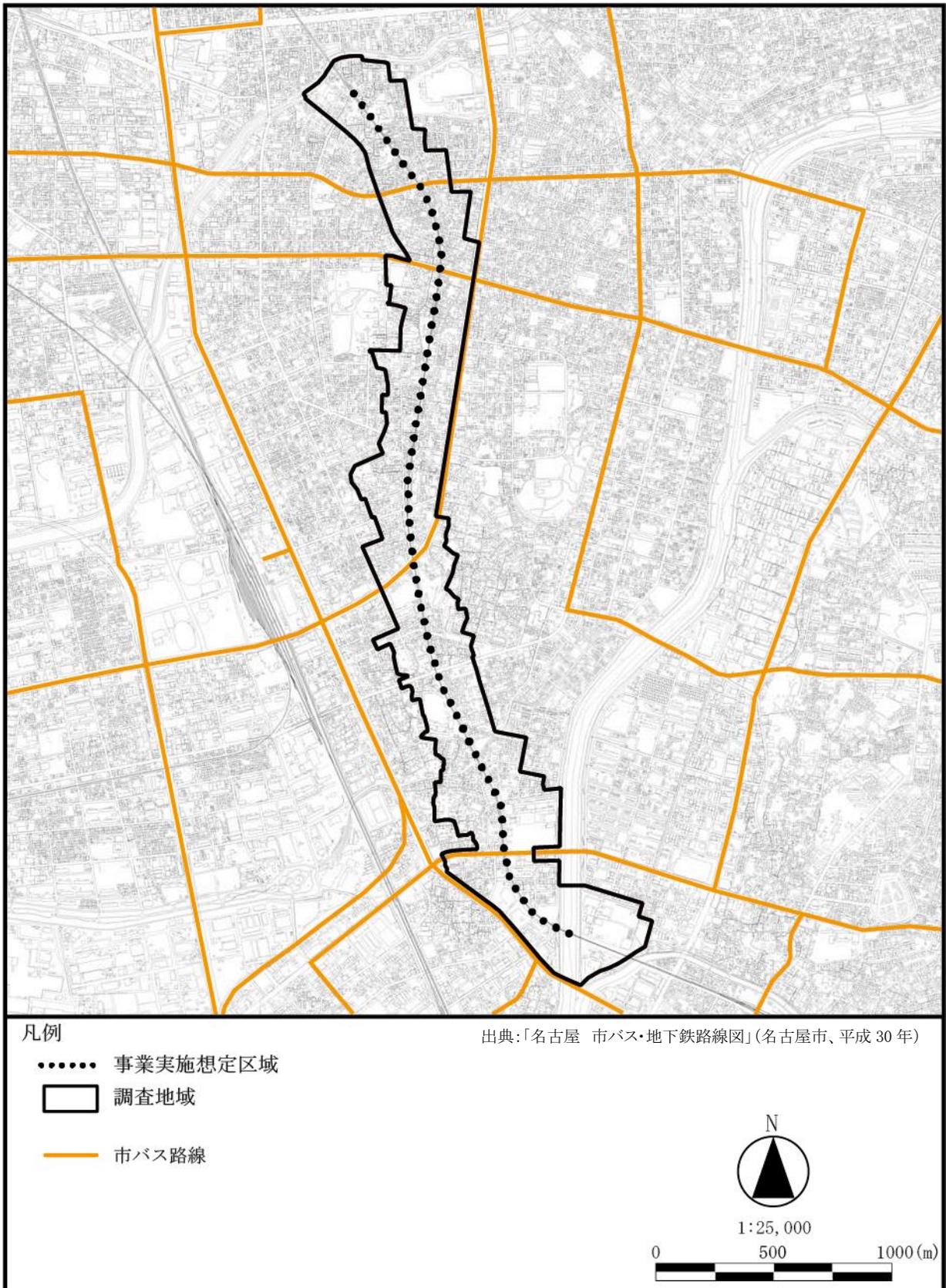


図 3-2-7 市バス路線図

## (2) 道路交通状況

調査地域周辺における道路交通センサス調査の調査結果を表 3-2-7 に、調査地点を図 3-2-8 に示す。

平成 27 年度調査における調査結果をみると、調査地域を横断する諸輪名古屋線(区間番号 4)で 24 時間交通量が 17,756 台、昼間 12 時間交通量が 12,683 台、昼間 12 時間大型車混入率が 8.5%、名古屋環状線(区間番号 8)で 24 時間交通量が 27,925 台、昼間 12 時間交通量が 20,685 台、昼間 12 時間大型車混入率が 13.5%、東海橋線(区間番号 10)で昼間 12 時間交通量が 14,326 台、昼間 12 時間大型車混入率が 8.1%となっている。

また、歩行者等交通量調査結果は、調査地域を横断する東海橋線(区間番号 10)で歩行者類 368 人/12h、自転車類 661 台/12h、動力付二輪車類 333 台/12h、弦月宝生線線(区間番号 15)で歩行者類 575 人/12h、自転車類 584 台/12h、動力付二輪車類 185 台/12hとなっている。

表 3-2-7(1) 調査地域周辺における自動車交通量の状況

調査区間番号	路線	観測地点	昼間12時間交通量(台)	24時間交通量(台)	昼間12時間大型車混入率(%)
1	一般国道1号	名古屋市緑区中汐田	21,665	29,681	10.3
2		名古屋市南区星崎1丁目	23,183	32,224	11.9
3		名古屋市南区本地通2丁目	32,504	45,180	11.1
4	主要県道諸輪名古屋線	名古屋市南区本星崎町字大道	12,683	17,756	8.5
5		名古屋市南区星崎1丁目	15,357	22,268	14.7
6	主要県道名古屋中環状線	名古屋市緑区鳴海町字中汐田	23,839	31,706	12.6
7		名古屋市天白区野並三丁目	20,394	28,551	8.4
8	主要市道名古屋環状線	名古屋市南区前浜通4丁目	20,685	27,925	13.5
9		名古屋市南区駈上二丁目	26,411	—	9.5
10	主要市道東海橋線	名古屋市南区薬師通2丁目	14,326	—	8.1
11		名古屋市天白区野並2丁目	22,283	31,196	8.9
12	一般県道緑瑞穂線	名古屋市南区赤坪町	12,489	16,860	8.8
13		名古屋市南区大磯通2丁目	6,620	—	6.8
14	一般県道笠寺星崎線	※	5,333	—	3.7
15	一般市道弦月宝生線	名古屋市南区赤坪町	8,631	—	8.1
16		名古屋市南区弥次工町	7,348	—	14.4

注) 1. 区間番号は、図 3-2-8に対応する。

2. 「※」は出典に記載がないこと、「—」は測定を行っていないことを示す。

出典:「平成27年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市、平成28年)

表 3-2-7(2) 調査地域周辺における歩行者等交通量の状況

調査区間番号	路線	観測地点	歩行者類 (人/12h)	自転車類 (台/12h)	動力付 二輪車類 (台/12h)
7	主要県道名古屋中環状線	名古屋市天白区野並三丁目	3,660	3,183	0
9	主要市道名古屋環状線	名古屋市南区駈上二丁目	1,054	1,891	469
10	主要市道東海橋線	名古屋市南区薬師通2丁目	368	661	333
11		名古屋市天白区野並2丁目	3,487	2,946	0
12	一般県道緑瑞穂線	名古屋市南区赤坪町	1,291	2,153	0
13		名古屋市南区大磯通2丁目	355	473	139
15	一般市道弦月宝生線	名古屋市南区赤坪町	575	584	185
16		名古屋市南区弥次工町	153	533	164

注) 区間番号は、図 3-2-8に対応する。

出典:「平成27年度名古屋市一般交通量概況」(名古屋市、平成28年)

### (3) 公共交通機関の利用状況

調査地域周辺における主な駅の利用状況を表 3-2-8 に示す。

駅の利用者数は、名鉄名古屋本線においては本笠寺駅が最も多くなっている。

表 3-2-8 調査地域周辺の主な駅の利用状況(平成 28 年度)

駅名		総数(人)
名鉄名古屋本線	呼続	414,459
	桜	670,335
	本笠寺	832,866
	本星崎	813,644
名古屋市営地下鉄 桜通線	桜本町	1,462,251
	鶴里	1,091,749
JR東海東海道本線	笠寺	2,887,539

出典:「平成29年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

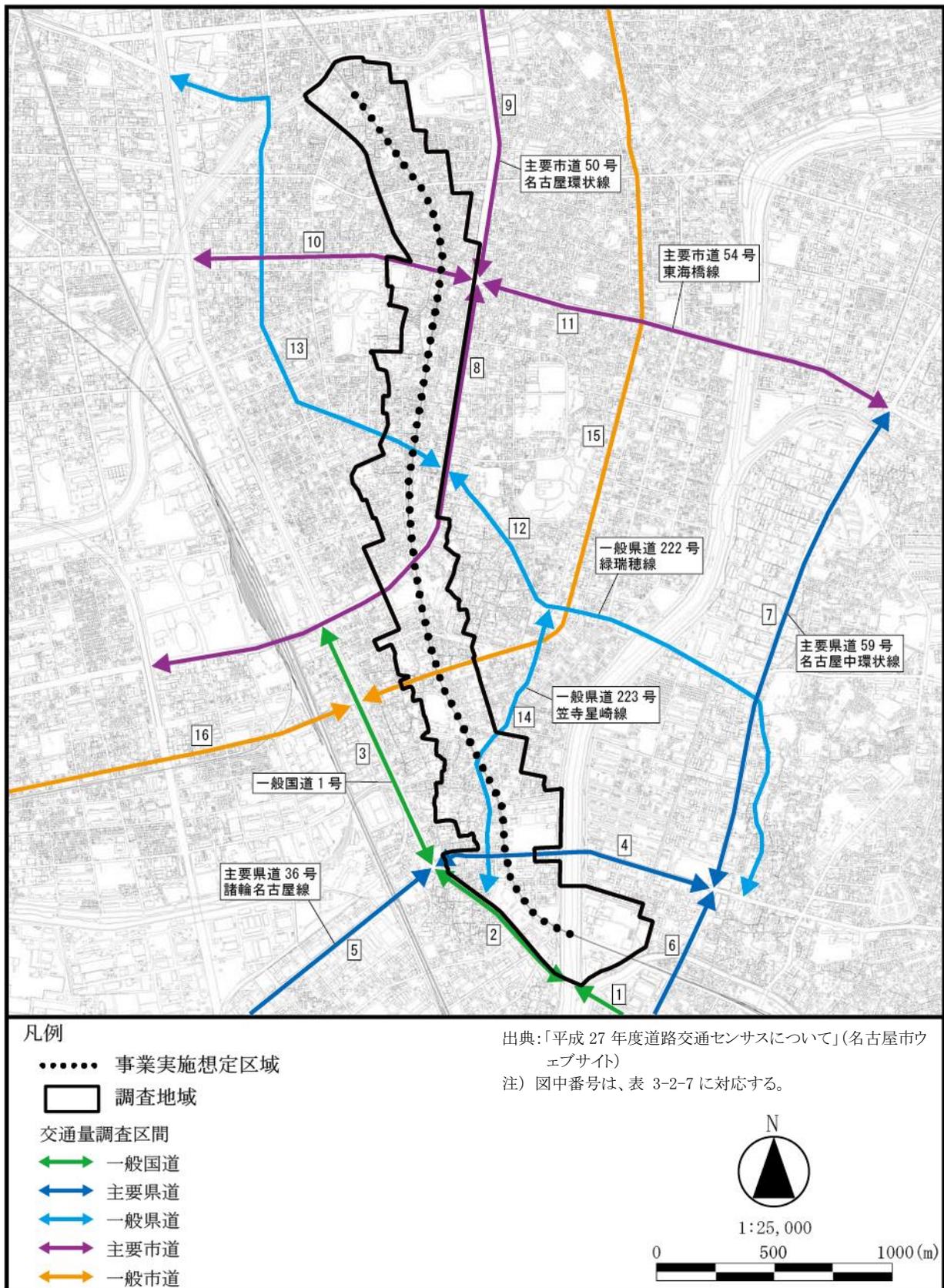


図 3-2-8 交通量調査

### 3-2-5 地域社会等の状況

#### (1) 学校、病院の配置

調査地域における学校、病院その他環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況を図 3-2-9 に示す。調査地域において、保育園 1 園、幼稚園 3 園、小学校 2 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、児童福祉施設が 1 箇所、診療所が 11 箇所立地している。

出典：「愛知県オープンデータカタログ(まなぶ、あそぶ)、(暮らし、安全)」(愛知県ウェブサイト)

#### (2) 文化財

##### ア 指定文化財

調査地域において、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)等により指定された文化財は存在しない。

なお、文化財の状況の把握は、有形文化財(建造物)、記念物(史跡、天然記念物)及びそれに類するものを対象とした。

出典：「マップあいち(愛知県文化財マップ)」(愛知県ウェブサイト)  
「市指定文化財」(名古屋市ウェブサイト)

##### イ 埋蔵文化財包蔵地

調査地域における埋蔵文化財包蔵地の状況を表 3-2-9、図 3-2-10 に示す。

表 3-2-9 埋蔵文化財包蔵地の状況

包蔵地名	種別	時代	備考
山崎城跡	城館跡	中世	東北側に懸崖を残す、近來土木工事により北半分は削平され消滅。
呼続遺跡	集落跡、貝塚	弥生・古墳・奈良・平安・中世	貝塚は校舎、宅地下となり湮滅。 遺構：住居跡・溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・須恵器・灰釉陶器・山茶碗
桜本1丁目遺跡	遺物散布地	弥生・古墳	宅地となり湮滅。 遺構：溝状遺構 遺物：弥生土器・土師器・板状木製品・石斧
戸部一色城跡	城館跡	中世	滅失。
松城町遺跡	遺物散布地	平安	溝(?)、道路沿いに黒色土一部残存。
大門遺跡	遺物散布地	弥生・中世	濠(?)、断面崖面に露呈。 遺物：弥生土器・山茶碗
寺部城跡	城館跡	中世	滅失。
廻間遺跡	遺物散布地	平安・中世	自動車車庫の下に包含層残る。 遺物：灰釉陶器
星崎城跡	城館跡	中世	主要部は笠寺小学校校地、北側に堀跡を残す。 遺構：濠状遺構
本城町遺跡	遺物散布地	縄文・弥生・古墳・近世	削平され住宅地となり湮滅。 遺構：濠状遺構・土壇群 遺物：縄文土器・弥生土器・土師器・須恵器・近世陶器・山茶碗

出典：「マップあいち(埋蔵文化財・記念物)」(愛知県ウェブサイト)

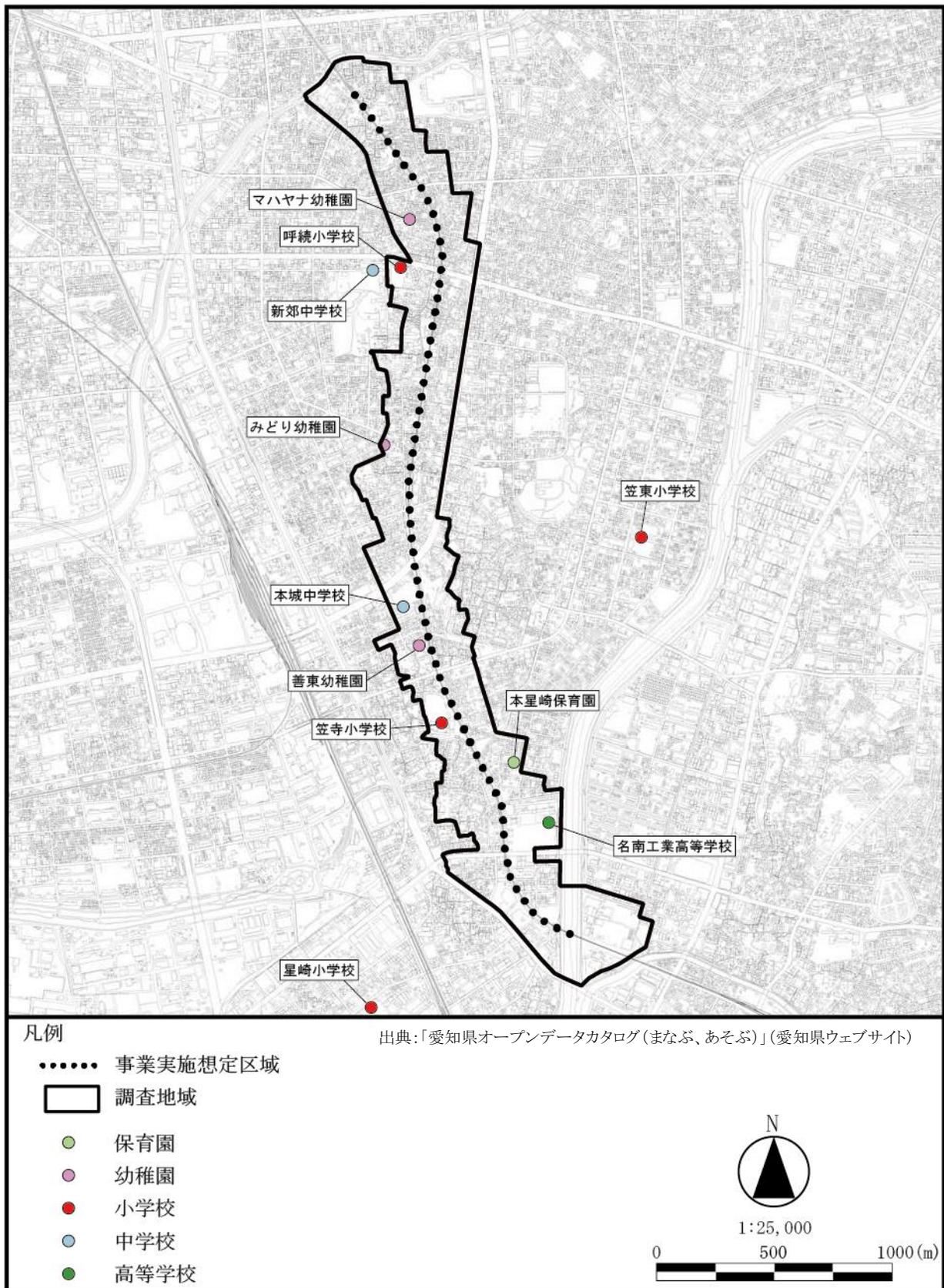


図 3-2-9(1) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

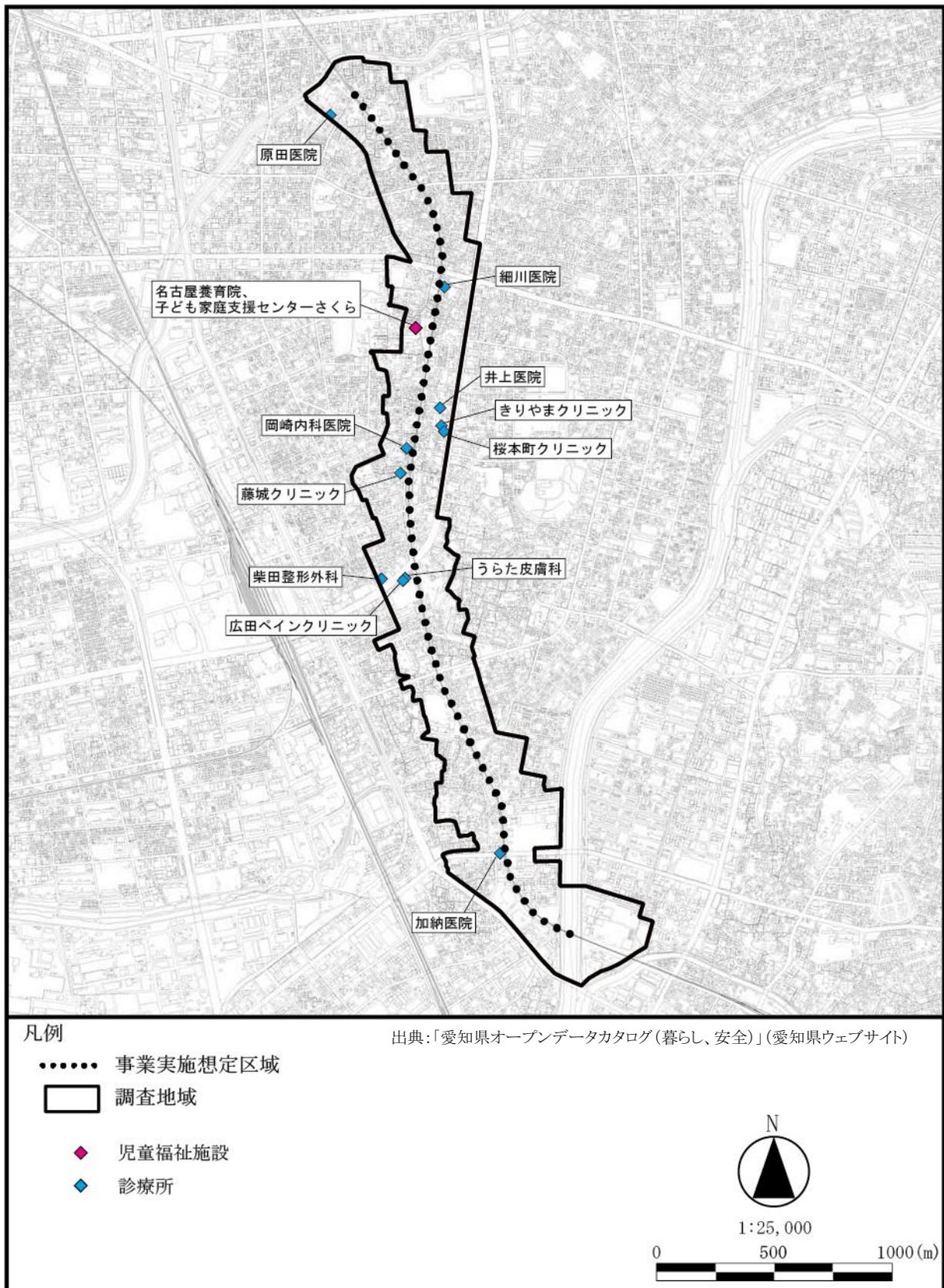


図 3-2-9(2) 学校、病院等の環境の保全において配慮が必要な施設の分布の状況

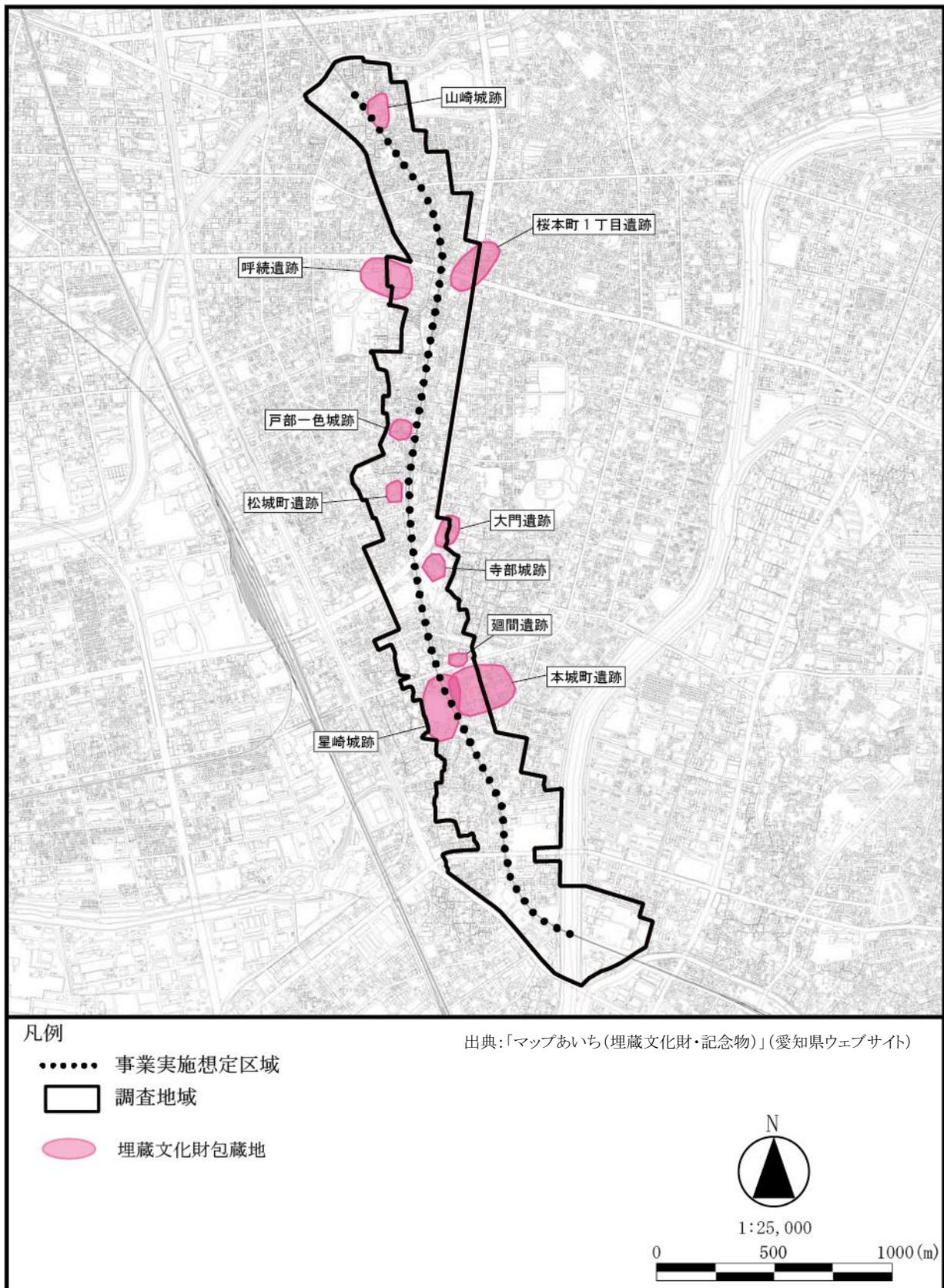


図 3-2-10 埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) コミュニティ施設

調査地域周辺におけるコミュニティセンターの状況を図 3-2-11 に示す。調査地域内に笠寺コミュニティセンターが存在している。

出典:「コミュニティセンターなど」(名古屋市ウェブサイト)

### (4) 交通安全

名古屋市内の平成 29 年における交通事故死者数は 39 人となっており、前年からは 9 人増加した。内、南区では 0 人、緑区では 3 人となっており、前年から南区で 1 人減少、緑区で 1 人増加した。

出典:「市内の交通事故発生件数(平成 29 年中)」(名古屋市ウェブサイト)

### (5) 上下水道の普及状況

名古屋市における上水道(水道)普及率は、平成 28 年度末において 100.0%、下水道普及率は 99.8% となっている。

出典:「平成 29 年版名古屋市統計年鑑」(名古屋市ウェブサイト)

### (6) 廃棄物

名古屋市におけるごみ収集状況を表 3-2-10 に示す。平成 28 年度のごみ収集量は南区が 24,763t、緑区が 42,458t となっている。また、資源収集量は南区、緑区ともにプラスチック製容器包装が最も多くなっている。

表 3-2-10 ごみ収集状況(平成 28 年度)

単位:t

項目		市・区	南区	緑区	名古屋市
ごみ収集	可燃ごみ		23,168	40,194	383,567
	不燃ごみ		1,104	1,575	17,477
	粗大ごみ		374	659	7,004
	環境美化		117	29	1,656
	合計		24,763	42,458	409,704
資源収集	空きびん		865	1,467	14,899
	空き缶		194	261	2,969
	プラスチック製容器包装		1,710	2,932	26,186
	紙製容器包装		590	1,100	9,812
	ペットボトル		409	648	8,529

出典:「事業概要(平成 29 年度資料編)」(名古屋市環境局、平成 29 年)

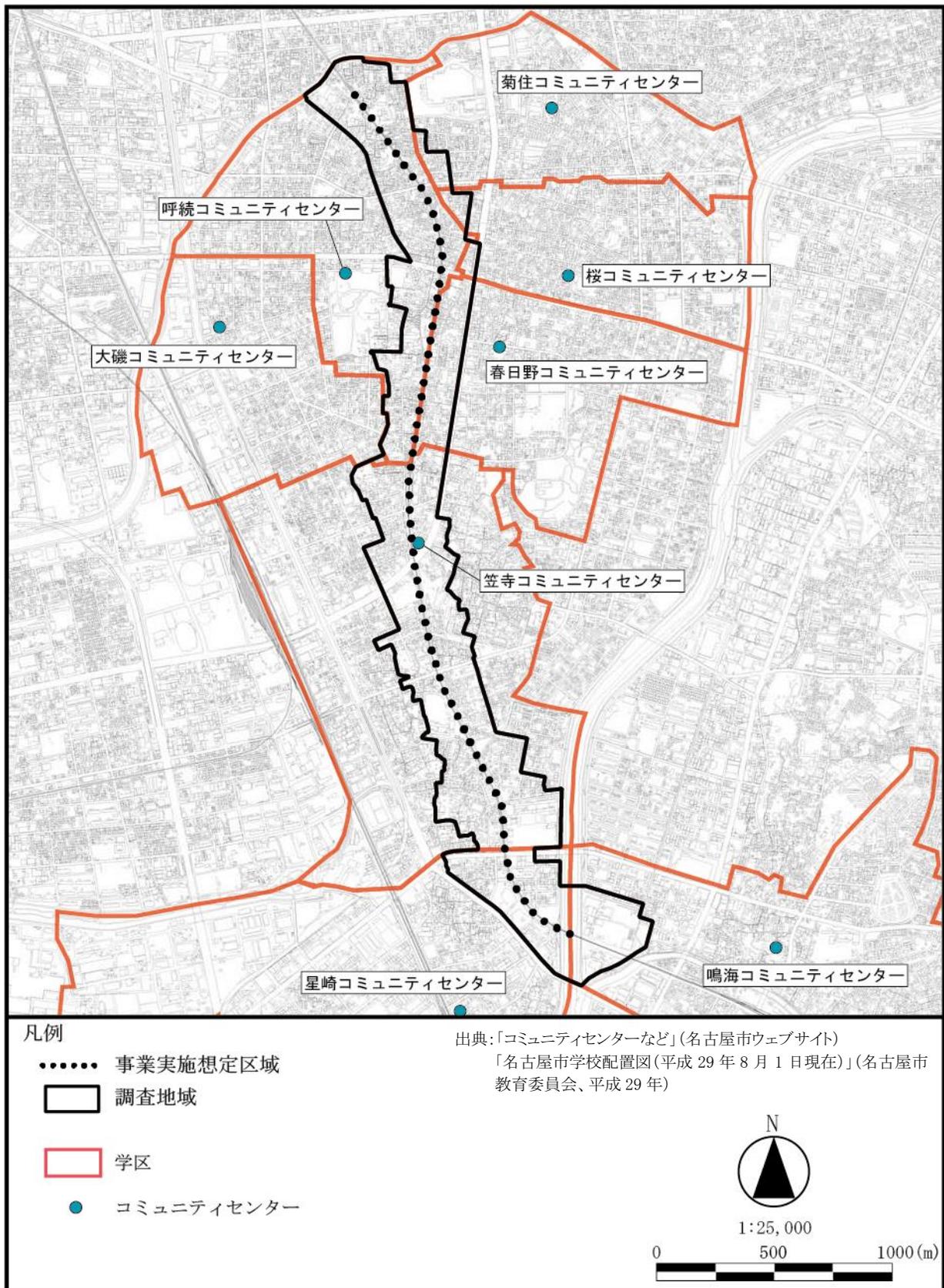


図 3-2-11 コミュニティセンターの状況

### 3-2-6 関係法令の指定・規制等

#### (1) 大気質

##### ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準等

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を表3-2-11に、有害大気汚染物質に係る環境基準を表3-2-12に、微小粒子状物質に係る環境基準を表3-2-13に示す。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づくダイオキシン類の環境基準を表3-2-14に示す。

表 3-2-11 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	長期的評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続しないこと。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(ただし、5時から20時の昼間の時間帯についての1時間値を評価する。)	—

注) 1. 光化学オキシダントには長期的評価方法は定められておらず、評価の方法としては、5時から20時の昼間時間帯についての1時間値を評価するとしている。

2. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)

表 3-2-12 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	同一地点における1年平均値と認められる値との比較によって評価する。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第4号)

表 3-2-13 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値のうち98パーセンタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について(通知)」(平成21年環水大総発第090909001号)

表 3-2-14 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
ダイオキシン類	年間平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。	同一測定点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)

## イ 公害関係法令、条例による排出基準等

### (ア) 名古屋市条例による環境目標値

「名古屋市環境基本条例」(平成 8 年名古屋市条例第 6 号)により、環境目標値が定められている。大気汚染に係る環境目標値を表 3-2-15 に示す。

表 3-2-15 大気汚染に係る環境目標値

市民の健康の保護に係る目標値

物質	環境目標値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	平成 35 年度
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	平成 35 年度
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	早期に達成するよう努めるものとする。

- 注) 1. 地域は、名古屋市全域とする。  
2. 測定方法及び評価方法は、環境基準と同一とする。  
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。  
4. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。  
5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

快適な生活環境の確保に係る目標値

物質	環境目標値	達成時期
浮遊粒子状物質	1 年平均値が 0.015mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	達成し、維持するよう努めるものとする。

- 注) 1. 地域は、名古屋市全域とする。  
2. 測定方法は、環境基準と同一とする。評価方法は、測定結果の 1 年平均値を環境目標値と比較し、その他については、環境基準の評価方法を準用する。  
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。

出典:「環境目標値を定める告示の一部改正について」(平成 29 年名古屋市告示第 804 号)

### (イ) 大気汚染防止法等による規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)、「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成 15 年愛知県条例第 7 号)及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)により、固定発生源(工場や事業場)から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。

本事業は、大気汚染防止法等の対象となる施設ではない。

## (2) 騒音

## ア 環境基準等

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3-2-16 に示す。

表 3-2-16(1) 騒音に係る環境基準(一般地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	時間の区分	昼間	夜間
		6時～22時	22時～翌日の6時
AA		50以下	40以下
A及びB		55以下	45以下
C		60以下	50以下

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

表 3-2-16(2) 騒音に係る環境基準(環境騒音の地域の類型)

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

出典:「騒音に係る環境基準の地域の類型」(平成24年名古屋告示第141号)

表 3-2-16(3) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

(単位:デシベル)

地域の類型	時間の区分	昼間	夜間
		6時～22時	22時～翌日の6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下

注) 1. 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 幹線交通を担う道路に近接する空間を除く。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

表 3-2-16(4) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

(単位:デシベル)

基準値	
昼間(6時～22時)	夜間(22時～翌日の6時)
70以下	65以下
備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。  
 2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間(区域)」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)

## イ 特定工場等に係る騒音の規制基準

特定工場等に係る騒音について、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び名古屋市環境保全条例により一定規模以上の騒音発生設備を有する特定工場について規制基準を設けている。特定工場等に係る騒音の規制基準を表3-2-17に示す。

表 3-2-17 特定工場等に係る騒音の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分 地域の類型	昼間	朝・夕	夜間
		8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日の6時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	45	40	40
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50	45	40
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50
第4種区域	工業地域	70	65	60
	工業専用地域	75	75	70

- 注) 1. 第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
2. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。ただし、1.の適用を受ける地域を除く。

出典:「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)  
「特定工場等において発生する騒音の規制基準」(昭和61年名古屋市告示第107号)

## ウ 特定建設作業に係る騒音規制基準

特定建設作業騒音は、「騒音規制法」及び名古屋市環境保全条例で規制されており、規制基準を表3-2-18に示す。

表 3-2-18 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	1、2、3	85 デシベル
作業時間	1	午後 7 時～翌日の 7 時の時間内でないこと
	2	午後 10 時～翌日の 6 時の時間内でないこと
*1 日当たりの作業時間	1	10 時間を超えないこと
	2	14 時間を超えないこと
作業期間	1、2、3	連続 6 日を超えないこと
作業日	1、2、3	日曜日その他の休日でないこと

- 注) 1. 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。  
 2. 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上 \* 欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。  
 3. 1 地域:ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域  
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域  
 2 地域:工業地域(1 地域のイの区域を除く。)  
 3 地域:工業専用地域(1 地域のイの区域を除く。)
- 出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)  
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準により指定する区域」(昭和 61 年名古屋市告示第 108 号)

エ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度を表 3-2-19 に示す。

表 3-2-19 自動車騒音の要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6 時～22 時	夜間 22 時～翌日の 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70
幹線交通を担う道路に引接する区域	75	70

- 注) 区域区分  
 a 区域:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域  
 b 区域:第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域  
 c 区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 出典:「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年総理府令第 15 号)  
 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分」(平成 12 年名古屋市告示第 89 号)

(3) 振動

ア 特定工場等に係る振動の規制基準

特定工場等に係る振動について、「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び名古屋市環境保全条例により一定規模以上の振動発生設備を有する特定工場について規制基準を設けている。特定工場等に係る振動の規制基準を表 3-2-20 に示す。

表 3-2-20 特定工場等に係る振動の規制基準

(単位:デシベル)

区域の区分	地域の類型	時間の区分	
		昼間 7時～20時	夜間 20時～翌日の7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	60	55
	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
	工業地域	70	65
	工業専用地域	75	70

- 注) 1. 工業地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。
2. 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域の境界線から工業地域へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典:「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号)  
「特定工場等において発生する振動の規制基準」(昭和 61 年名古屋市告示第 111 号)

イ 特定建設作業に係る振動規制基準

特定建設作業振動は、「振動規制法」及び名古屋市環境保全条例で規制されており、規制基準を表 3-2-21 に示す。

表 3-2-21 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準
基準値	1、2、3	75 デシベル
作業時間	1	午後 7 時～翌日の 7 時の時間内でないこと
	2	午後 10 時～翌日の 6 時の時間内でないこと
*1 日当たりの作業時間	1	10 時間を超えないこと
	2	14 時間を超えないこと
作業期間	1、2、3	連続 6 日を超えないこと
作業日	1、2、3	日曜日その他の休日でないこと

- 注) 1. 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。  
 2. 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を 4 時間以上\*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。  
 3. 1 地域:ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定めのない地域  
 イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び、同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 m の区域  
 2 地域:工業地域(1 地域のイの区域を除く。)  
 3 地域:工業専用地域(1 地域のイの区域を除く。)

出典:「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則別表第 1 号の規定に基づく区域の指定」(昭和 61 年名古屋告示第 112 号)

## ウ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表 3-2-22 に示す。

表 3-2-22 道路交通振動の要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間(7 時～20 時)	夜間(20 時～翌日の 7 時)
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

- 注) 第 1 種区域:第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域  
 第 2 種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

出典:「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定に基づく区域の区分及び時間の指定」(昭和 61 年名古屋告示第 113 号)

## (4) 悪臭

名古屋市は市内全域が「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)の規制地域であり、特定悪臭物質について排出濃度規制が行われている。敷地境界線における特定悪臭物質の規制基準を表3-2-23に示す。

また、名古屋市環境保全条例において指導基準値(臭気指数)を設定しており、複合した臭気に対しての規制を行っている。指導基準値を表3-2-24に示す。

表 3-2-23 悪臭の規制基準(敷地境界線)

特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

備考: 気体排気口の規制基準は、悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量とする。

排出水の規制基準は、規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度とする。

出典: 「悪臭防止法施行規則」(昭和47年総理府令第39号)

「悪臭物質の排出規制地域及び悪臭物質の種類ごとの規制基準」(昭和48年名古屋市告示第182号)

表 3-2-24 悪臭の指導基準値

区域の区分		指導基準値	
種別	該当地域	事業場の敷地の境界線における臭気指数	事業場の排出口から排出される臭気指数
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	10	25
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 未指定地域	13	27
第3種区域	工業地域 工業専用地域	15	30

備考:1. 区域の区分該当地域の欄中の各地域(未指定地域を除く)は、都市計画法第8条第1項第1号の規定による地域をいい、未指定地域とはその他の地域をいう。

2. 第3種区域内に所在し、その敷地が第1種区域と接している事業場については、第2種区域に係る指導基準値を適用する。ただし、当該事業場の敷地境界で第1種区域に接しない部分については、第3種区域に係る事業場の敷地の境界線における臭気の濃度の指導基準値を適用する。

出典:「悪臭対策指導指針」(平成15年名古屋市告示第412号)

## (5) 水質

## ア 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準等

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)を表 3-2-25 に示す。また、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)は、河川、湖沼、海域といった水域別に環境基準が設定されており、環境基準を表 3-2-26 に示す。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を表 3-2-27 に示す。

調査地域を流れる天白川は、C類型に指定されている。

表 3-2-25 人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- 注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

表 3-2-26(1) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

- 注) 1. 基準値は日間平均値とする。  
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。  
 3. 「利水目的の詳細は、以下のとおりである。  
 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全  
 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級: コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級: 特殊の浄水操作を行うもの  
 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3-2-26(2) 生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目(河川))

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

- 注) 基準値は年間平均値とする。  
 出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)

表 3-2-27 ダイオキシン類に係る環境基準(水質及び水底の底質)

媒体	基準値	備考
水質	1pg-TEQ/L 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキ シンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/L 以下	

注) 基準値(水底の底質を除く。)は、年間平均値とする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準  
について」(平成11年環境庁告示第68号)

## イ 公害関係法令、条例による排出基準等

### (ア) 水質汚濁に係る環境目標値

「名古屋市環境基本条例」第5条の2第1項の規定により、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。水の安全性に関する目標は「市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準に定める、人と健康の保護に関する環境基準を達成すること」となっている。水質の汚濁に関する目標及び親しみやすい指標による目標を表3-2-28に示す。調査地域を流れる天白川は、全域が河川の☆☆に区分されている。

表 3-2-28(1) 水質汚濁に係る環境目標値(河川)

水質の汚濁に関する目標

区分		☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ		川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
項目	単位	/		
水素イオン濃度(pH)	—	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	3以下	5以下	8以下
浮遊物質(SS)	mg/L	10以下	15以下	20以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	5以上	5以上	3以上
ふん便性大腸菌群数	個/100mL	1,000以下	—	—
全亜鉛	mg/L	0.03以下	0.03以下	0.03以下
ノニルフェノール	mg/L	0.002以下	0.002以下	0.002以下
直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩(LAS)	mg/L	0.05以下	0.05以下	0.05以下

注) 1. pH、DO、ふん便性大腸菌群数及びSSは日間平均値とする。

2. BODの年間評価については、75%水質値によるものとする。

3. 全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについては、年間平均値とする。

出典:「環境目標値を定める告示」(平成17年名古屋告示第402号)

表 3-2-28(2) 水質汚濁に係る環境目標値(河川)

親しみやすい指標による目標

区分	☆☆☆	☆☆	☆
水質のイメージ	川に入っでの遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水のにごり(透視度)	にごりがない (おおむね 70cm 以上)	にごりが少ない (おおむね 50cm 以上)	にごりがある (おおむね 30cm 以上)
水のおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
水の色	異常な着色のないこと。	異常な着色のないこと。	異常な着色のないこと。
水の流れ	流れのあること。	流れのあること。	流れのあること。
ごみ	ごみが捨てられていないこと。	ごみが捨てられていないこと。	ごみが捨てられていないこと。
生物指標	(淡水域) アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類 (汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	(淡水域) カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビゲラ類、ハグロトンボ (汽水域) マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	(淡水域) フナ類、イトトンボ類、ミズムシ(甲殻類)、ヒル類 (汽水域) フジツボ類、ゴカイ類

出典:「環境目標値を定める告示」(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(イ) 水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法による排水基準等

本事業により設置される施設は、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設に該当しない。

(6) 地盤、地下水及び土壌

ア 地盤

調査地域は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)による揚水規制の地域には含まれないが、名古屋市環境保全条例によって地下水の採取規制が定められている。

イ 土壌・地下水

(ア) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法による環境基準等

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-29 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、ダイオキシン類に係る環境基準を表 3-2-30 に示す。

また、「環境基本法」に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3-2-31 に示す。

表 3-2-29 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

- 注) 1. 環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
5. 平成 29 年 4 月 1 日より「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」及び「1,4-ジオキサン」が設定されている。

出典:「土壌汚染に係る環境基準について」(平成 3 年環境庁告示第 46 号)

表 3-2-30 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

基準値	備考
1,000pg-TEQ/g 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注) 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

表 3-2-31 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5. 塩化ビニルモノマーの名称は、平成 29 年 4 月 1 日より「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されている。

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

## (イ) 土壌汚染対策法及び農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)において、表3-2-32に示す特定有害物質による汚染の可能性がある場合、都道府県知事は当該土地の所有者に土壌汚染状況調査を命じ、汚染が認められた場合には、その区域を要措置区域等として指定することが定められている。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年法律第139号)においては、表3-2-33に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、都道府県知事は農用地土壌汚染対策地域として指定し農用地土壌汚染対策計画を策定することが定められている。

調査地域は、「土壌汚染対策法」の指定地域、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の農用地土壌汚染対策地域のどちらにも指定されていないが、名古屋市環境保全条例に基づく形質変更時届出管理区域が1箇所指定されている。

表 3-2-32 土壌汚染対策法で定める特定有害物質

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	第二溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1.5mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下		0.003mg/L以下
シアン	検出されないこと。	1mg/L以下	50mg/kg以下(遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下		0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下		0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	1mg/L以下		0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下		0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下		0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下		0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀0.0005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀0.005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀15mg/kg以下	水銀0.0005mg/L以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下		0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下		0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	3mg/L以下		1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下		0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下		0.03mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	24mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下		0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	30mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
PCB	検出されないこと。	0.003mg/L以下		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	1mg/L以下		検出されないこと。

注) 平成29年4月1日より「クロロエチレン」が設定されている。

出典:「土壌汚染対策法施行令」(平成14年政令第336号)

「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年環境省令第29号)

表 3-2-33 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律で定める特定有害物質

特定有害物質の種類	基準
カドミウム及びその化合物	米 1kg につきカドミウム 0.4mg を超える
銅及びその化合物	土壌 1kg につき銅 125mg 以上
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 15mg 以上

出典:「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令」(昭和 46 年政令第 204 号)

(ウ) 条例等

名古屋市環境保全条例において定められている、特定有害物質による土壌汚染の有無を判断する基準である土壌汚染等処理基準を表 3-2-34 に示す。

表 3-2-34 土壌汚染等処理基準

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下		0.003mg/L 以下
シアン	検出されないこと。	50mg/kg 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下		0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下		0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下		0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。	水銀 15mg/kg 以下	水銀 0.0005mg/L 以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下		0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		0.03mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下		0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下	1mg/L 以下
PCB	検出されないこと。		検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。		検出されないこと。

注) 平成 29 年 4 月 1 日よりクロロエチレンが追加されている。

出典:「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行規則」(平成 15 年名古屋市規則第 117 号)

(7) 日照障害

「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に基づく日影規制の状況を表3-2-35に示す。

また、同表の(ろ)欄、(は)欄、(に)欄の該当する区分は、表3-2-36のとおり「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)に基づき指定されている。

また、「中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整に関する条例」(平成11年名古屋市条例第40号)により、中高層建築物の建築主等は、建築物により学校、児童福祉施設等に冬至日に日影となる部分を生じさせる場合には、日影の影響について特に配慮しなくてはならないとしている。

表 3-2-35 建築基準法に基づく日影規制

(い) 地域又は区域	(ろ) 制限を受ける建築物		(は) 平均地盤面 からの高さ	(に) 日影時間		
				区分	敷地境界線か らの水平距離が 10m以内	敷地境界線から の水平距離が 10mを超える
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物		1.5m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物		4m又は6.5m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域	高さが10mを超える建築物		4m又は6.5m	(1)	4時間	2.5時間
				(2)	5時間	3時間
用途地域の指定のない区域	イ	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間
	ロ	高さが10mを超える建築物	4m	(1)	3時間	2時間
				(2)	4時間	2.5時間
				(3)	5時間	3時間

注)1. この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さを用いるものとする。

2. (ろ)、(は)、(に)欄の区分については、地方公共団体がその地方の気候及び風土、当該区域の土地利用の状況等を勘案して条例で指定するものである。

出典:「建築基準法」(昭和25年法律第201号)

表 3-2-36 名古屋市中高層建築物日影規制条例に基づく日影規制

(い)欄に規定する地域又は区域	(ろ)欄から選択	(は)欄から選択	(に)欄から選択
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域			(1)
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域		4m	(1)
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域		4m	(1)
近隣商業地域、準工業地域		4m	(2)
用途地域の指定のない区域	容積率が十分の十	イ	(1)
	容積率が十分の二十	ロ	(2)

注) 第二種住居地域で、容積率が十分の四十と定められた区域は、愛知県建築基準条例第11条が適用される。

出典:「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)

## (8) 廃棄物等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)により、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物処理基準等に従って適正な処理を行うことが定められている。

また、名古屋市では、前述の法律を補う観点から、「名古屋市産業廃棄物の適正な処理及び資源化の促進に関する条例」(平成 15 年名古屋市条例第 68 号)を制定し、産業廃棄物の適正な処理の確保及び資源化の促進のために必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に寄与するとともに、市民の健康で快適な生活を営むことが出来る良好な環境の保全を図ろうとしている。

## (9) 自然環境法令等による指定

### ア 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例

調査地域において「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)により指定された地域はない。

### イ 自然公園法等

調査地域において「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)及び「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年愛知県条例第 7 号)に基づき自然公園に指定された地域はない。

### ウ 都市公園法

調査地域において「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)により指定された都市計画公園及び都市計画緑地の状況を図 3-2-12 に示す。

### エ 風致地区

調査地域において「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく風致地区に指定された地域はない。

### オ 特別緑地保全地区

調査地域において「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく特別緑地保全地区の状況を図 3-2-12 に示す。

### カ 生産緑地法

調査地域において「生産緑地法」(昭和 49 年法律第 68 号)により指定された生産緑地地区の状況を図 3-2-12 に示す。

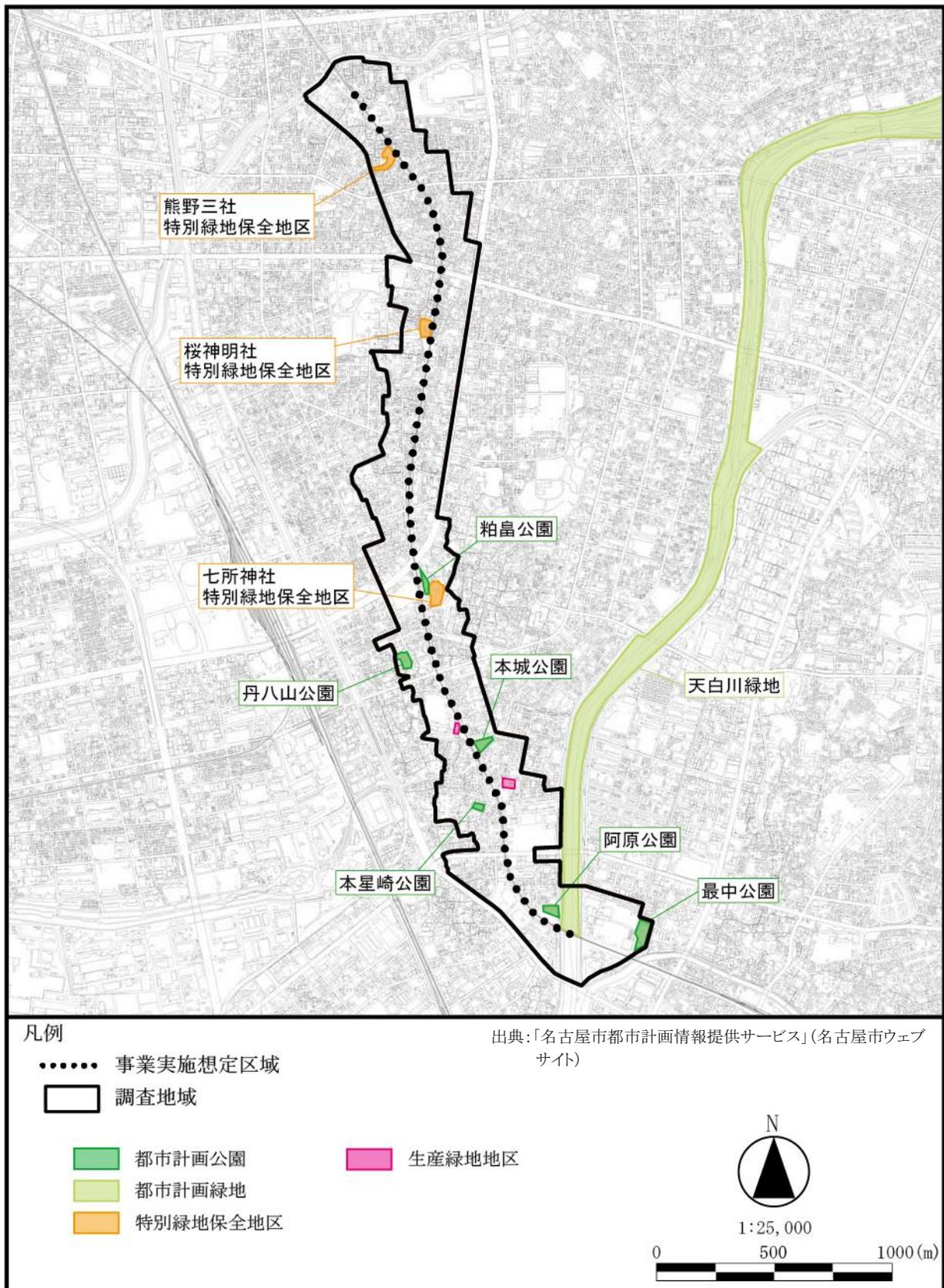


図 3-2-12 自然環境法令等による指定状況

## キ 森林法

調査地域において「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく保安林に指定された地域はない。

## ク 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

調査地域は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)による鳥獣保護区に指定されていないが、全域が特定猟具使用禁止区域に指定されている。

## ケ 農業振興地域等

調査地域において「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)に基づく農業振興地域及び農用地区域に指定された地域はない。

## (10) 防災上の地域指定

### ア 河川保全区域

調査区域において「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく河川保全区域に天白川が指定されており、河川区域より 18m の区域が指定されている。

### イ 砂防指定地

調査地域において「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号)により砂防指定地に指定された地域はない。

### ウ 地すべり防止区域

調査地域において「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号)により地すべり防止区域に指定された区域はない。

### エ 急傾斜地崩壊危険区域

調査地域において「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号)に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所を表 3-2-37 及び図 3-2-13 に示す。

表 3-2-37 急傾斜地崩壊危険区域の状況

区域名	がけの形態		土質
	角度(度)	高さ(m)	
南区朝拝区域	40	7	砂利粘土
南区呼続二丁目区域	30	8	砂利混り土

出典:「名古屋市地域防災計画 ⑥付属資料編」(名古屋市、平成 29 年)

### オ 土砂災害警戒区域

調査地域において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づく土砂災害警戒区域等に指定された区域を図 3-2-13 に示す。

#### カ 災害防止区域

調査地域において「建築基準法」(昭和25年法律第201号)第39条に基づく「名古屋市臨海部防災区域建築条例」(昭和36年名古屋市条例第2号)により建築を制限された区域はない。

#### キ 防火地域

調査地域において「都市計画法」(昭和25年法律第201号)に基づく防火地域等に指定された区域を図3-2-13に示す。

#### ク その他

調査地域は、台風に伴う高潮による浸水が最大2～5m想定されている。

また、東海・東南海地震による液状化危険度の高い地域になっている。

出典:「愛知県高潮浸水想定公表について」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県防災学習システム」(愛知県ウェブサイト)

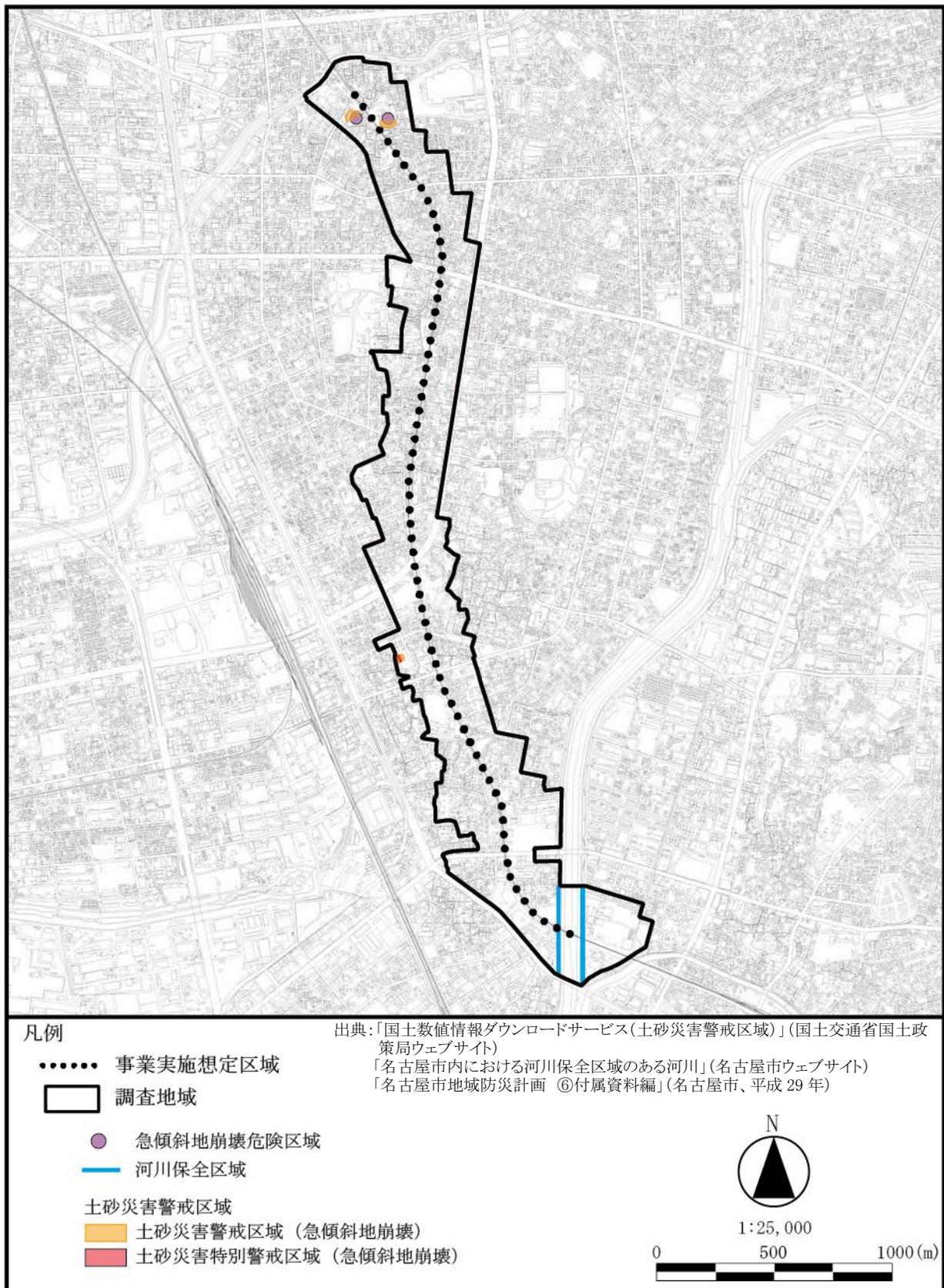


図 3-2-13(1) 防災上の地域指定状況(急傾斜地崩壊危険区域等)

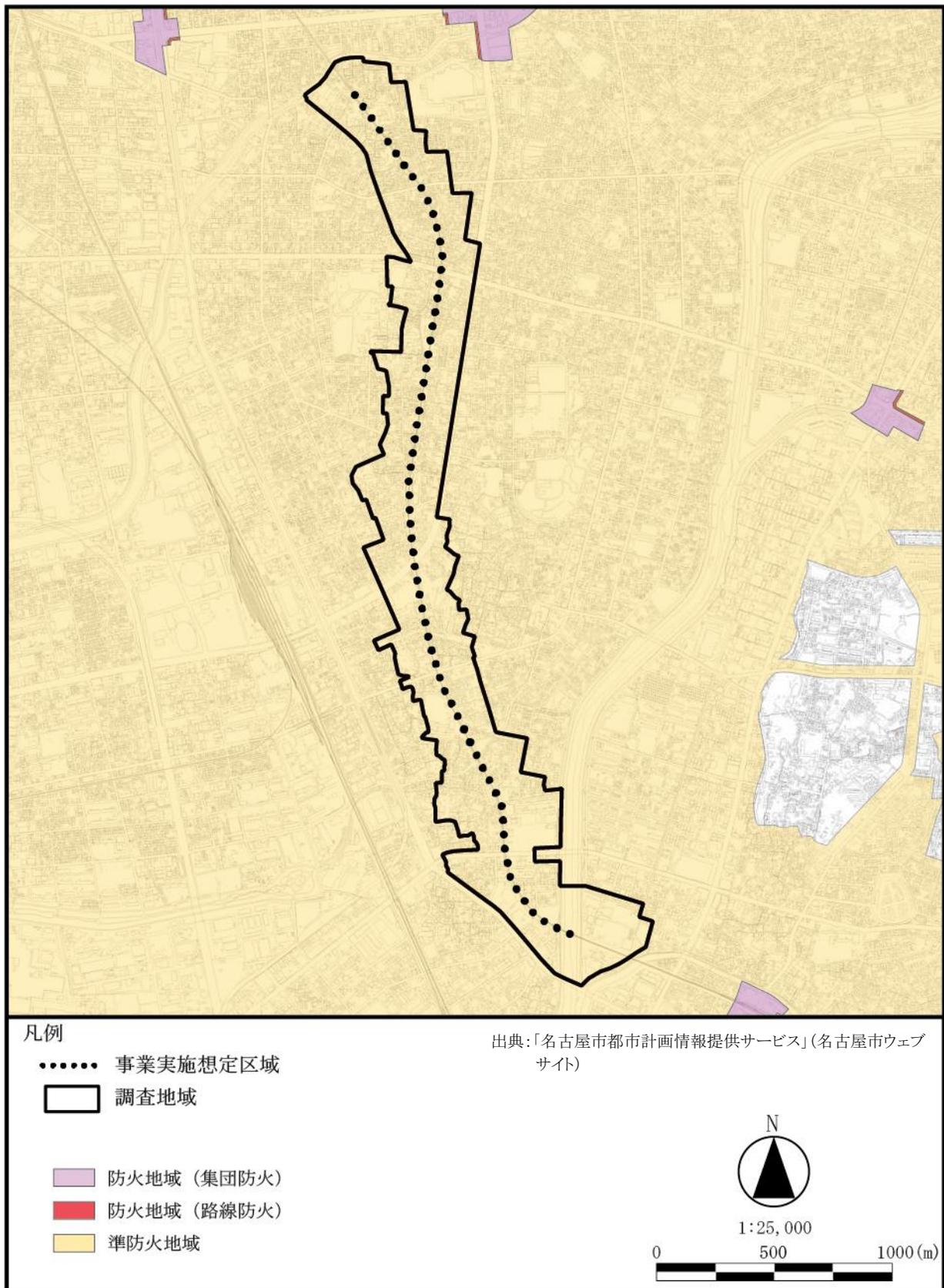


図 3-2-13(2) 防災上の地域指定状況(防火地域等)

### 3-2-7 環境保全に関する計画等

#### (1) 環境基本計画

##### ア 愛知県環境基本計画

##### (ア) 環境保全に係る方針

愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されている。社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえて、持続可能な社会の構築にむけて環境保全の取組を進めるため、平成 26 年 5 月に「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定された。

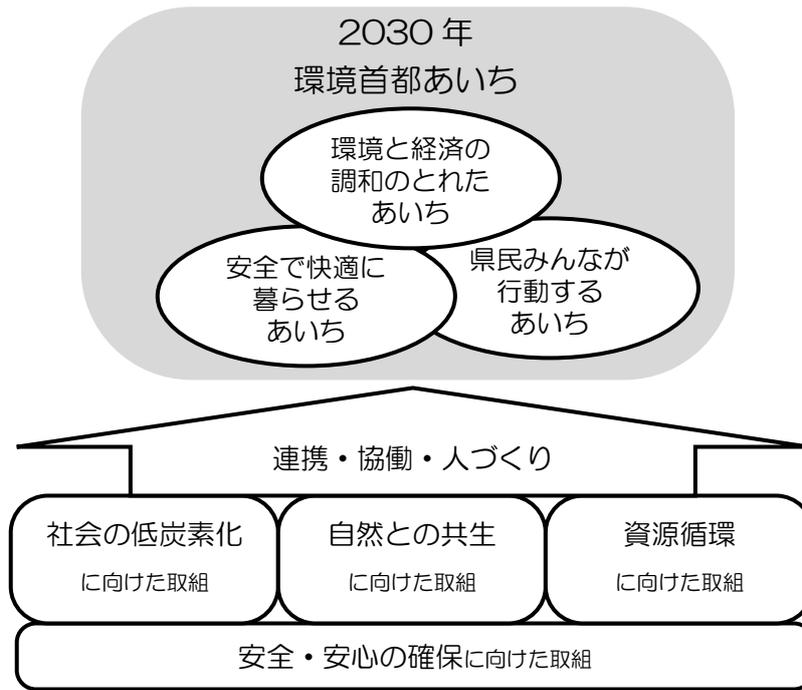
「第 4 次愛知県環境基本計画」では、表 3-2-38 のとおり、計画の目標を「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」と定め、「3 つのあいち」づくりを通して目標実現を目指している。

表 3-2-38 計画の目標と実現のための「3 つのあいち」づくり

計画の目標	県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』
目標の実現に向けた 「3 つのあいち」づくり	環境と経済の調和のとれたあいち 我が国の経済をけん引する日本一のモノづくり地域として、あらゆる経済・産業活動において常に環境に配慮した取組が積極的に実施され、良好な環境のもとで持続的に発展する地域。
	安全で快適に暮らせるあいち 公害のない安全な生活空間が確保されるとともに、日常生活の中で安らぎや自然の豊かさを実感することができ、すべての県民がいつまでも暮らしていきたいと思える、日本一安全で快適な地域。
	県民みんなが行動するあいち 県民一人ひとりが環境に対する高い意識を持ち、それぞれの立場で、環境配慮行動に日本一活発に取り組む地域。

出典:「第 4 次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成 26 年)

「第 4 次愛知県環境基本計画」では、目標実現に向けて、汚染者負担の原則や予防的取組の実施といった環境政策における基本的な考え方を踏まえつつ、県の特徴や地域特性に応じた総合的な施策展開を図 3-2-14 のとおり図っている。



出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 3-2-14 目標の実現に向けた環境施策展開のイメージ

(イ) 環境保全に関する取組

「第4次愛知県環境基本計画」に定めた目標実現に向けた「3つのあいち」づくりと施策展開の考え方を踏まえ、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」及び「資源循環」の4つの取組分野ごとに、平成32年度までに取り組むべき施策の方向性を図3-2-15に示す。

2020年度までの環境施策の方向	環境と経済の調和のとれたあいち	安全で快適に暮らせるあいち	県民みんなが行動するあいち
<b>安全・安心の確保に向けた取組分野</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業者による自発的・積極的な環境負荷の低減                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの導入支援など、自発的な環境配慮の促進</li> <li>・環境影響評価制度の推進</li> </ul> </li> <li>■化学物質の自主的な管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の自主的な化学物質の適正管理の促進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■健康で安全に暮らしてできる環境の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種環境法令等に基づく工場・事業場への規制・指導</li> </ul> </li> <li>■非常時の環境汚染に対する体制の構築                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・工場等における火災・事故などを想定した、行政・事業者によるマニュアル等の整備・見直し</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■身近な環境における気づきと行動の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な川の水の汚れ具合や、水辺の生きものの調査などを行う水質/水/水辺保全事業の実施</li> </ul> </li> <li>■環境学習の総合的な推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県環境学習等行動計画に基づく総合的な環境学習の推進</li> </ul> </li> </ul>
<b>社会の低炭素化に向けた取組分野</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者による自主的な排出削減取組の促進</li> </ul> </li> <li>■社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境負荷低減やエネルギー関連の先進的な実証実験・技術開発の支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設等の導入促進</li> </ul> </li> <li>■環境と自動車利用の調和した社会の実現                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車等先進エコカーの導入促進、充電インフラなど次世代自動車のインフラ整備の促進</li> <li>■環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■社会の低炭素化へ向けた意識とライフスタイルの変革                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>排出量の「見える化」(エネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を把握する「環境家計簿」等)の普及促進</li> </ul> </li> <li>■環境負荷の少ない商品やサービスの購入の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「グリーン購入」の普及促進</li> </ul> </li> </ul>
<b>自然との共生に向けた取組分野</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生物多様性の保全と開発・事業活動との調和                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発などにおいて、自然への影響を回避、最小化した後に残る影響も、生態系ネットワークの形成に役立つ場所や内容で代替することにより、開発区域内のみならず、区域外も含めて自然の保全・再生を促すための“調和負荷低減の仕組み”である「あいちメディアゲーション」の導入</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生態系ネットワークの形成を意図した自然環境の保全                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・生態系ネットワークの形成(地域の生態系ネットワーク協議会の設置及び取組)の推進</li> </ul> </li> <li>■恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三河湾環境再生プロジェクト」の推進</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生物多様性の価値(自然の恵み)への理解と保全に向けた実践行動の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOなどが実施する森と川の環境保全活動や環境学習への支援</li> </ul> </li> <li>■健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村と連携した市民の生活排水対策活動の普及</li> </ul> </li> </ul>
<b>資源循環に向けた取組分野</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物などの未利用資源を地域内で循環させる循環ビジネスの活性化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環ビジネスの発掘・創出支援、専業化の支援</li> </ul> </li> <li>■事業活動に伴う廃棄物の削減                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者の産業廃棄物処理計画による産業廃棄物減量化の取組指導</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■廃棄物の適正な処理と3Rの促進に向けた体制整備                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村におけるごみ排出量の削減や資源循環の取組支援</li> </ul> </li> <li>■廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者及び処理業者に対する、産業廃棄物の適正処理の指導の徹底</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみの発生抑制・再使用を意図したライフスタイルへの変革                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・リデュースとリユースの実践例の紹介等による「もったいない」の精神の普及啓発</li> </ul> </li> <li>■地域に根ざした環境美化活動への参加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働による地域の環境美化の取組促進</li> </ul> </li> </ul>

出典:「第4次愛知県環境基本計画」(愛知県、平成26年)

図 3-2-15 2020年度までの環境施策の方向

## イ 名古屋市環境基本計画

### (ア) 計画の位置付け

「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)は、環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画である。

2050年を見据えた「水の環復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の3つの長期戦略を踏まえて「2050年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後10年間の施策の方向性と主な施策を示している。

### (イ) 計画目標

名古屋市がめざす環境都市ビジョンとして「土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝くまち」を掲げており、これを実現していくために4つの環境都市像を表3-2-39のとおり定めている。

表 3-2-39 名古屋市の環境都市像

環境都市像	環境まちづくりの方向性
健康安全都市	大気と水環境が良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまち
循環型都市	廃棄物などの発生抑制や資源の循環利用、適正処理が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまち
自然共生都市	生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と土・緑、多様な生きものが身近に感じられるまち
低炭素都市	自然エネルギーなどの利用が促進され、ライフスタイル・ビジネススタイルの省エネルギー化が進むなど、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまち

出典:「第3次名古屋市環境基本計画」(名古屋市、平成23年)

## (2) 地球温暖化防止に関する取組状況

## ア 愛知県の取組

愛知県では、京都議定書の発効に先立ち「あいち地球温暖化防止戦略」を平成17年1月に策定し、その後平成24年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2020」へ改定し、地球温暖化防止に関する取り組みを総合的かつ計画的に取り組んできた。その後、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、社会情勢に大きな変化があった。

愛知県では、こうした社会情勢の変化等に対応し、新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略2030」を平成30年2月に策定した。

この戦略では、温室効果ガス排出量の低減により地球温暖化の抑制に取り組む「緩和策」とともに、それでも避けられない影響に対して被害を最小限にとどめるよう「適応策」に取り組む、としている。また、2050年頃に持続可能な低炭素社会を実現することを長期的な目標とし、2030年度における愛知県内からの温室効果ガス排出量を、2013年度と比べて26%削減するという目標が示されている。愛知県における施策体系は表3-2-40のとおりである。

表 3-2-40 温室効果ガス対策(愛知県)

取組分野		県の施策の方向性
1 「暮らし」における低炭素化 【家庭部門対策】		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低炭素型のライフスタイルへの転換を促進する</li> <li>■ 家庭のエネルギー消費を削減する</li> <li>■ 環境に配慮した住宅を普及する</li> </ul>
2 「事業活動」における低炭素化 【産業・業務部門対策】		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する</li> <li>■ 中小規模事業者による低炭素型の事業活動を促進する</li> <li>■ 環境に配慮した建築物を普及する</li> <li>■ 低炭素型の技術・製品・サービスの提供を促進する</li> <li>■ 農林水産業の省エネ化を促進する</li> <li>■ 行政による率先取組を推進する</li> </ul>
3 地域環境の 低炭素化	3-1 「自動車利用」における低炭素化 【運輸部門対策】	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境負荷の低い交通・運輸への転換を促進する</li> <li>■ 自動車使用に伴う環境負荷を低減する</li> </ul>
	3-2 「地域」における低炭素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境負荷の小さな都市づくりを推進する</li> </ul>
	3-3 「再生可能エネルギー等」の利活 用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 太陽エネルギーの恵みを有効活用する</li> <li>■ 未利用資源・エネルギーなど地域の資源を活用する</li> <li>■ 水素社会の実現に向けた取組を推進する</li> <li>■ 環境・新エネ分野の産業振興を推進する</li> </ul>
4 その他の温 室効果ガス の削減対策	4-1 廃棄物由来の二酸化炭素対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 廃棄物の排出量や処分量を抑制する</li> <li>■ 廃棄物を資源として活用する</li> </ul>
	4-2 代替フロン等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ フロン類の排出を抑制する</li> </ul>
5 温室効果ガスの吸収源対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林の持つ多面的機能を発揮させる</li> <li>■ 吸収したCO<sub>2</sub>を長期間貯蔵する</li> <li>■ 身近な吸収源を確保する</li> </ul>
6 低炭素社会の形成に向けた「人づくり(環境学習・教育)」		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 低炭素型の価値観を形成する</li> <li>■ 指導者や専門的な技術・知識を持つ人材を育成する</li> </ul>

出典:「あいち地球温暖化防止戦略2030」(愛知県、平成30年)

## イ 名古屋市の取組

名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して、平成 21 年 11 月に「低炭素都市 2050 なごや戦略」を策定した。この戦略では、名古屋の自然や風土を生かしたまちづくりを進め、1990 年度比で 2050 年までの長期目標として温室効果ガス 8 割削減、2020 年(平成 32 年)までの中期目標として 25% 削減に挑戦することを掲げている。「低炭素都市なごや戦略実行計画」は、この中期目標に向けた具体的な施策を掲げるとともに、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画(目標年次 2010 年)」に続く新たな実行計画として策定した。

また、名古屋市環境保全条例において、温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所を対象に、地球温暖化対策計画書の作成・届出・公表を義務付け、事業活動における自主的な地球温暖化対策を促進している。

地球温暖化対策計画書制度において対象事業所から届出のあった温室効果ガス排出量の結果を表 3-2-41 に示す。

表 3-2-41 名古屋市の温室効果ガス排出量

(単位:万トン-CO<sub>2</sub>)

届出年度(実績年度)	届出件数	基準年度排出量	目標年度排出量 (実績)	削減率 (実績)
平成 25 年度(22~24 年度)	326 件	330	328	-0.5%
平成 26 年度(23~25 年度)	17 件	9.0	8.1	-9.7%
平成 27 年度(24~26 年度)	84 件	44.8	41.6	-1.5%

注) 基準年度は実績年度の初年度の前年度、目標年度は実績年度の最終年度とする。

出典:「地球温暖化対策計画書制度」(名古屋市ウェブサイト)

## (3) 景観に関する計画等

## ア 美しい愛知づくり基本計画

愛知県は、平成 18 年 3 月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に基本理念及び施策の策定の基本となる「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 19 年 3 月には「美しい愛知づくり基本計画」を制定した。さらに平成 21 年 3 月には、「愛知県公共事業景観整備指針(案)」が指定されている。「美しい愛知づくり基本計画」では、表 3-2-42 のとおり、基本目標と分野別の目標が示されている。

表 3-2-42 美しい愛知づくり基本計画の目標

■基本目標	未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”
■分野別の目標	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典:「美しい愛知づくり基本計画」(愛知県ウェブサイト)

## イ 名古屋市における景観に関する計画等

「名古屋市都市景観条例」(昭和 59 年名古屋市条例第 17 号)は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに名古屋のまちをさらに美しく魅力にあふれた快適な都市に育て、これを次世代の市民に引き継いでいくために制定された。さらに、良好な景観を形成するための方針、建築物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定めた「名古屋市景観計画」を平成 19 年に策定している。

名古屋市は全域が景観計画区域に指定されている。

景観計画区域で建築物、工作物の新築等を計画する場合は、景観形成基準への適合とともに、工事着工の 30 日前までに届出が必要とされている。本事業は、届出対象の工作物に該当する。



## 第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

### 4-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い、事業特性を踏まえ影響要因を抽出した。  
結果は表 4-1-1 のとおりである。

表 4-1-1 影響要因の抽出

影響要因の区分		環境に影響を及ぼす内容
区分	環境要因	
工事中	土地の改変	動植物・生態系への影響、文化財への影響、廃棄物の発生、土壌汚染の影響
	現在線の撤去	廃棄物の発生
	列車の仮線走行	騒音・振動の発生
	工事用車両の走行	大気汚染物質・温室効果ガス等の排出、騒音・振動の発生、交通安全への影響
	建設機械の稼働	大気汚染物質・温室効果ガス等の排出、騒音・振動の発生
存在・供用時	鉄道施設(高架式・盛土式)の存在	景観の変化、周辺地域への日照阻害、電波障害の発生
	鉄道施設(高架式・盛土式)の供用	道路交通円滑化に伴う大気汚染物質・温室効果ガス等発生の抑制、地域分断の解消、安全性の向上
	列車の走行	騒音・振動の発生

#### 4-2 計画段階配慮事項の抽出

「第3章 事業実施想定区域及びその周辺地域の概況」で整理した地域特性を踏まえ、事業の実施により影響を受けると考えられる環境要素を影響要因ごとに抽出した上で、計画段階配慮事項を抽出した(表 4-2-1 及び表 4-2-2 参照)。本事業を実施する上で、列車の走行に伴って発生する騒音・振動を重大な影響のおそれがある環境要素として抽出し、重大な影響のおそれはないが、複数案で差がある環境要素として、大気質、日照障害、電波障害、地域分断、安全性、景観、温室効果ガス等を抽出した。

表 4-2-1 計画段階配慮事項の抽出(環境要素と影響要因との関連)

影響要因の区分		環境要素の区分	存在・供用時		
			鉄道施設(高架式・盛土式)の存在	鉄道施設(高架式・盛土式)の供用	列車の走行
大気質	窒素酸化物	—	○	—	
	浮遊粒子状物質	—	○	—	
騒音	鉄道騒音	—	—	◎	
振動	鉄道振動	—	—	◎	
日照障害	日影	○	—	—	
電波障害	テレビジョン電波受信	○	—	—	
地域分断	交通経路	—	○	—	
安全性	安全性	—	○	—	
景観	地域景観	○	—	—	
温室効果ガス等	二酸化炭素	—	○	—	

注)1. 「環境影響評価技術指針」(平成 25 年名古屋市告示第 19 号)に基づき環境要素の区分を示した。  
 2. 「◎」は重大な影響のおそれがあるもの、「○」は重大な影響はないが、複数案で差があるものを示す。

表 4-2-2 計画段階配慮事項として抽出した理由

環境要素	抽出理由
大気質	12 箇所の踏切の除却により、自動車交通については旅行速度の向上が図られ、窒素酸化物・浮遊粒子状物質の発生量は低減するものと考えられるため。
騒音 振動	鉄道を高架にすることにより、鉄道の走行位置が変化し、沿線住民等への騒音及び振動の影響の変化が考えられるため。
日照障害	高架構造物等の存在により、沿線の日照時間の変化が考えられるため。
電波障害	高架構造物等の存在により、沿線のテレビ電波の受信障害の発生が考えられるため。
地域分断	鉄道を高架にすることにより、地域分断の解消が図れるものと考えられるため。
安全性	鉄道を高架にすることにより、往来時の安全性の向上が図れるものと考えられるため。
景観	高架構造物等の存在により、眺望の変化が考えられるため。
温室効果ガス等	12 箇所の踏切の除却により、自動車交通については旅行速度の向上が図られ、二酸化炭素の発生量は低減するものと考えられるため。

#### 4-3 調査、予測及び評価の手法

調査、予測及び評価の手法は以下のとおりである。

既往現地調査結果及び予測、評価については、「名鉄名古屋本線(山崎川～天白川間)連続立体交差事業環境調査委託業務報告書」(名古屋市、平成 22 年)の結果を利用した。

また、予測、評価に使用する調査データは、平成 30 年 8 月末日時点で入手できる最新のデータを用いた。

##### 4-3-1 大気質

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
大気質	<施設の供用>	調査事項	自動車交通量の現況 踏切交通量の現況 旅行速度の現況 旅行速度別窒素酸化物・浮遊粒子状物質排出係数
		調査方法	既存資料により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	窒素酸化物・浮遊粒子状物質の排出量
		予測方法	既存資料調査結果に基づく推計により事業実施前後の排出量を予測した。
		評価の手法	大気汚染物質の排出量を求め、A 案と B 案を比較し評価を行った。

4-3-2 騒音

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-2 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-2 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
		騒音	<列車の走行>
		調査方法	既存資料により、騒音の測定結果を収集した。
		予測事項	供用時の在来鉄道騒音レベル
		予測方法	過去に連続立体交差事業を実施した路線における高架化前後の騒音レベルを比較することにより定性的に予測した。
		評価の手法	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年環大一第174号)で示された指針に基づき、A案とB案を比較し評価を行った。

4-3-3 振動

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-3 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-3 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
		振動	<列車の走行>
		調査方法	既存資料により、振動の測定結果を収集した。
		予測事項	供用時の在来鉄道振動レベル
		予測方法	過去に連続立体交差事業を実施した路線における高架化前後の振動レベルを比較することにより定性的に予測した。
		評価の手法	振動レベルの予測結果より、A案とB案を比較し評価を行った。

#### 4-3-4 日照阻害

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-4 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-4 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
日照阻害	<施設の存在>	調査事項	用途地域の指定状況 日影規制の状況
		調査方法	既存資料により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	供用時の冬至日の日影
		予測方法	太陽方位角等から得られる理論式により予測した。
		評価の手法	A 案と B 案を比較し、影響の程度は「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)及び「中高層建築物の建築にかかる紛争の予防及び調整に関する条例」(平成 11 年名古屋市長令第 40 号)に基づく中高層建築物の日影規制と対比し、評価を行った。

#### 4-3-5 電波障害

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-5 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-5 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
電波障害	<施設の存在>	調査事項	地上デジタル放送の種類・内容及び電波の伝搬状況 重要無線通信伝搬障害防止区域の指定状況 テレビ電波の受信状況(端子電圧、BER、周波数特性、画質評価) テレビ共同受信施設の設置状況(CATV、既設共聴、アンテナ受信等の受信形態)
		調査方法	既存資料及び既往現地調査結果により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	供用時のテレビ電波受信障害
		予測方法	「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送)」に定められた方法により予測した。
		評価の手法	テレビ電波の受信障害の予測結果より、A 案と B 案を比較し評価を行った。

## 4-3-6 地域分断

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-6 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-6 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
地域分断	<施設の供用>	調査事項	学校区の状況 コミュニティ施設の状況 道路及び踏切の状況
		調査方法	既存資料により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	踏切の除却による移動時間の短縮事例
		予測方法	学校、コミュニティ施設の位置、踏切遮断時間等を基に移動時間の短縮事例を推測した。
		評価の手法	踏切の除却による学校やコミュニティー施設への移動に係る時間が事業実施前に比べ短縮されていることをもって、地域分断の解消を判断して、A 案と B 案を比較し評価を行った。

## 4-3-7 安全性

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-7 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-7 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
安全性	<施設の供用>	調査事項	学校区の状況 コミュニティ施設の状況 道路及び踏切の状況
		調査方法	既存資料により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	踏切の除却による安全性の向上
		予測方法	学校、コミュニティ施設、踏切の位置等を基に安全性の向上事例を推測した。
		評価の手法	踏切の除却による学校やコミュニティー施設への移動に係る安全性が事業実施前に比べ向上していることをもって、安全性の向上を判断して、A 案と B 案を比較し評価を行った。

#### 4-3-8 景観

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-8 に示す。

なお、B 案については事業を実施しないとしているので、予測結果は現況から変化しないものとする。

表 4-3-8 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
景観	<施設の存在>	調査事項	地域の景観資源の状況 眺望点の状況
		調査方法	既存資料及び既往現地調査結果により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	眺望点からの眺望景観
		予測方法	フォトモンタージュ法により予測した。
		評価の手法	A 案と B 案を比較し、高架構造物等の存在が景観に与える影響の程度を仰角等で判断して、評価を行った。

#### 4-3-9 温室効果ガス等

調査、予測及び評価の手法を表 4-3-9 に示す。

表 4-3-9 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法	
温室効果ガス等	<施設の供用>	調査事項	自動車交通量の現況 踏切交通量の現況 旅行速度の現況 旅行速度別二酸化炭素排出係数
		調査方法	既存資料により、事業実施想定区域周辺の調査結果を収集した。
		予測事項	二酸化炭素の排出量
		予測方法	既存資料調査結果に基づく推計により事業実施前後の排出量を予測した。
		評価の手法	温室効果ガス等の排出量を求め、A 案と B 案を比較し評価を行った。